

行政常任委員会

令和 3 年 3 月 1 1 日（木）

午前 9 時 5 8 分 開 会

○南委員長 おはようございます。

連日お疲れのところ、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

まず初めに、市長のほうから御挨拶を賜りたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続き、行政常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

ここで、東紀州環境施設組合の設立に関する進捗について御報告させていただきます。

○南委員長 かけてください。

○加藤市長 失礼します。

東紀州環境施設組合の設立に関しましては、2月の25日に法定上の手続を済ませ、翌日の2月の26日付、三重県知事に設立の許可を申請しておりましたが、一昨日、3月9日付で許可をいただきました。

このことにより、令和3年4月1日の施行日より、組合としての業務を開始する運びとなりますので、御報告させていただきます。今後とも、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本委員会に付託されています議案につきましては、議案第5号、尾鷲市犯罪被害人等支援条例の制定についてから、議案第23号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についての19議案でございます。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査賜り、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、付託されております議案の審査に入ります。

今日、財政課から入りましたので、財政課長に、まず、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についての説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 おはようございます。財政課ですよろしくお願いいたします。

それでは、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,415万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億3,850万3,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

18、19ページを御覧ください。

歳入でございます。16款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入は、77万2,000円の追加でございます。このうち、財政課分は18万2,000円で、これは今年度発生した基金運用利子でございます。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、当課に係るものは、2節総務費雑入のうち、三重県市町村振興協会市町村交付金57万4,000円の減額で、これは、交付額の確定に伴うものでございます。

次に、21款市債、1項市債、2目民生債600万円の減額は、事業費の減少に伴う、子ども医療費助成事業債の減額でございます。

次に、3目衛生債は、250万円の増額で、内容は、起債充当先の変更による救急医療体制強化事業債600万円の増額及び事業費確定に伴うごみ収集車両整備事業債350万円の減額でございます。

次に、4目農林水産業債1,570万円の減額は、事業費確定に伴う一般林道整備事業債20万円の減額及び農山漁村地域整備事業債1,230万円の減額は、補助金配分の減少に伴う事業量の減少によるものでございます。

また、水産基盤ストックマネジメント事業債290万円の減額及び海洋深層水推進事業債30万円の減額は、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

次に、5目土木債380万円の増額は、事業費の確定等に伴い橋梁整備事業債が150万円の増額、道路整備事業債が410万円の減額でございます。

次の急傾斜地崩壊対策事業債につきましては、県の事業量増加に伴う市負担金の増加により、640万円の増額でございます。

次に、6目消防債30万円の減額は、事業費確定に伴う消防団車両等整備事業債の減額でございます。

22、23ページを御覧ください。

7目教育債は、学校教育施設等整備事業債2,340万円の増額で、内訳は、国の補正予算による交付金等を活用して実施する尾鷲中学校トイレ改修工事に対する補正予算債2,390万円の増額及び小学校給食リフト改修工事の事業費確定に伴う50万円の減額でございます。

次に、9目減収補てん債3,000万円の増額は、地方消費税交付金が普通交付税算入額より減額となる見込みであるため、その減収見込額を減収補てん債として借り入れるものでございます。

なお、この減収額につきましては、見込額でありますので、最終的に確定額で補正させていただきたいと思っております。

続きまして、26、27ページを御覧ください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費1億4,833万8,000円の増額は、基金積立金として基金運用収入及び今補正に伴う財政調整基金積立金が1億3,451万3,000円、また、都市計画事業基金積立金1,223万円及び森林環境譲与税基金積立金54万5,000円は、それぞれ充当事業費の減少に伴う基金への積み戻しでございます。

また、地方創生拠点整備等基金積立金100万1,000円は、制度運用上、寄附金100%での積立てができないことから、御寄附をいただいた100万円に一般財源1,000円を加えて積み立てるものでございます。

その他の積立金につきましては、基金運用収入をそれぞれ積み立てるものであります。

続きまして、30、31ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費65万9,000円の減額は、繰り出し対象事業費の減少による国民健康保険事業特別会計繰出金の減額でございます。

32、33ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費のうち、後期高齢者医療事業特別会計繰出金412万円の減額は、同じく繰り出し対象事業費の減少によるものでございます。

続きまして、40、41ページを御覧ください。

4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費3,622万3,000円の増額は、水道事業会計の負担金で、内訳は、地方創生臨時交付金対象事業として実施された水道基本料金の減免に係る負担金が3,638万4,000円の増額及び繰り出し対

象事業費の減少に伴う減額が16万1,000円で、合わせて3,622万3,000円の増額でございます。

42、43ページを御覧ください。

6項病院費、1目病院費は財源更正でございます。ふるさと応援基金繰入金充当事業の事業費変更に伴う財源更正でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

第4表地方債補正でございます。追加1件、変更11件でございます。それぞれの内容は歳入予算で説明させていただいたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

補正予算に係る財政課からの説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第16号の補正についての説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

○奥田委員 地方債補正のところの減収補てん債ですけど、これは、一応限度額3,000万になっていますけれども、今後もこういうのというのはどんどんできるんですか、起債として。

○岩本財政課長 今回の減収補てんというのは、コロナの影響で地方税が減収したことに伴うものでございますので、言わば一時的なものと考えております。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、引き続きまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明を求めます。

○岩本財政課長 議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決について御説明申し上げます。

令和3年度尾鷲市一般会計予算書及び予算説明書の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ94億1,942万5,000円と定めるものでございます。

ここで、当課の予算内容の説明の前に、令和3年度当初予算の全体的な状況について、資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料の1ページ、資料1を御覧ください。

この表は、令和3年度当初予算を令和2年度当初予算及び財政収支見通しと比較

したものでございます。金額につきましては、一般財源ベースでございます。

表の中で、令和3年度当初予算額、③の列の歳入の合計Aが63億5,133万4,000円、また、歳出の合計Bが66億3,634万7,000円で、歳入から歳出を差し引いた一般財源不足額Cが2億8,501万3,000円となっております。これを令和2年度当初予算と比較いたしますと、一般財源不足額は2億7,559万3,000円の減少、また、財政収支見通しとの比較では、8,650万円の減少となっております。

なお、この令和3年度当初予算における一般財源不足額につきましては、下段の財源不足対策欄に記載のとおり、財政調整基金から1億9,501万3,000円、都市計画事業基金から9,000万円をそれぞれ取り崩し、補填をしております。

なお、一般財源不足額が減少した要因として、令和3年度はふるさと応援寄附金を3億円、収入として計上しておりますが、そのうち1億3,200万円を歳出予算に充当したことにより、一般財源が前年度比5,669万1,000円の減少、また、本年度、令和2年度のふるさと応援寄附金が増加したことに伴い、ふるさと応援基金からの繰入金が増加したことが大きな要因でございます。

次ページを御覧ください。

主な基金の令和3年度当初予算編成後残高を令和2年度及び財政収支見通しと比較した表でございます。

まず、財政調整基金につきましては、一番右の列の③、3年度当初予算編成後の残高が5億9,062万3,000円で、これは、前年度と比較すると1億9,073万5,000円の増加、財政収支見通しとの比較では、1億1,560万円の減少となっております。

次に、減債基金につきましては、③の令和3年度当初予算編成後の残高が1億1,581万8,000円、前年度との比較で3,494万3,000円の減少、財政収支見通しとは同額でございます。

次に、都市計画事業基金につきましては、同じく③の3年度当初予算編成後の残高が1,443万9,000円で、前年度の比較では、8,139万4,000円の減少、見通しとの比較では、1,443万9,000円の増加となっております。

以上が簡単ですが、令和3年度当初予算の全体的な状況でございます。

それでは、引き続きまして、当課に係る当初予算の内容について御説明申し上げます。

予算書にお戻りをいただきまして、16、17ページを御覧ください。

歳入でございます。2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税は1,200万円で、前年度比200万円の減額でございます。

同じく、2項1目自動車重量譲与税は3,600万円で、前年度と同額でございます。

次に、3款1項1目利子割交付金は200万円で、前年度比200万円の減額でございます。

次に、4款1項1目配当割交付金は1,000万円で、前年度比100万円の増額でございます。

18、19ページを御覧ください。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は550万円で、前年度比250万円の減額でございます。

次に、6款1項1目法人事業税交付金につきましては1,500万円で、前年度比78万8,000円の増額でございます。

次に、7款1項1目地方消費税交付金につきましては、本年度の交付見込額を踏まえ、4,500万円増額の3億9,600万円を計上しております。

ここで、主要施策の予算概要の97ページを御覧ください。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の充当についてでございます。

本市の令和3年度における社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は、25億8,720万7,000円を見込んでおり、そこから国県支出金等の特定財源を差し引いた残りの一般財源充当分が10億8,183万7,000円でございます。ここに、地方消費税交付金（社会保障財源化分）2億1,600万円を充当するものでございます。

予算書にお戻りいただき、18、19ページを御覧ください。

8款1項1目環境性能割交付金につきましては540万円で、前年度比237万4,000円の減額でございます。

次に、9款1項1目地方特例交付金は1,047万1,000円で、前年度と比較して247万1,000円の増額でございます。

20、21ページを御覧ください。

同じく、9款地方特例交付金のうち、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、国の制度として新たに設けられた中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置による市

税の減収額について、国から全額が交付されるもので、その減収額を1,075万5,000円と見込み、計上しております。

次に、10款1項1目地方交付税は36億5,800万円で、前年度と比較して7,400万円の減額でございます。この内訳でございますが、普通交付税が31億7,800万円で、前年度比7,400万円の減額、特別交付税は、前年度と同額の4億8,000万円と見込んでおります。

なお、令和3年度につきましては、地方交付税の原資となる国税の減収が予想されていることから、交付税の財源不足を補うため、臨時財政対策債の発行額が増加する見込みとなっております。

続きまして、36、37ページを御覧ください。

下段になりますが、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,660万円のうち、当課に係るものは、管財関係土地貸付料343万4,000円で、これは市内各所の普通財産貸付料でございます。

38、39ページを御覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1億9,501万3,000円で、前年度比1億3,559万3,000円の減額でございます。

2目減債基金繰入金は3,500万円で、前年度比1億円の減額でございます。

3目活性化対策基金繰入金、4目熊野古道森林施業対策基金繰入金、5目交通安全対策基金繰入金は、それぞれ前年度と同額を計上しております。

次に、6目尾鷲みどりの基金繰入金は3,333万3,000円で、前年度比128万3,000円の増額、7目ふるさと応援基金繰入金は2億1,854万6,000円で、前年度比1億755万4,000円の増額でございます。

ここで、委員会資料の3ページ、資料2を御覧ください。

令和3年度当初予算におけるふるさと応援基金の充当状況でございます。

各施策体系に沿って、例えば上段にあります市民参加によるまちづくりでは、コミュニティーセンター活動経費に200万円、また、市民参加による防災対策では、避難路簡易修繕等に566万円等、記載のとおり、それぞれの事業に充当しておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、予算書にお戻りいただき、38、39ページを御覧ください。

8目都市計画事業基金繰入金につきましては、前年度比4,000万円減額の9,000万円で、都市計画事業の財源として繰り入れるものでございます。

主要施策の予算概要98ページを御覧ください。

令和3年度の都市計画税は、現年課税分が1億1,175万7,000円、滞納繰越分が118万7,000円、また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の都市計画税の減収補填分が57万7,000円で、計1億1,352万1,000円を見込んでおります。

対しまして、充当事業は、表にありますとおり、街路事業が6,612万2,000円、公園事業が2,613万2,000円、その他ごみ焼却事業分が9,736万9,000円、地方債償還額が1,864万5,000円の計2億826万8,000円であり、これに対し、都市計画税及び都市計画事業基金を充当するものでございます。

予算書にお戻りいただき、38、39ページを御覧ください。

9目災害等対策基金繰入金は125万9,000円で、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種消耗品等に充当するため基金から繰り入れるものでございます。

ここで、委員会資料の4ページ、資料3を御覧ください。

災害等対策基金につきましては、市民の皆様からの御寄附及び議員報酬の減額していただいた相当分を積み立てさせていただいているものでございます。3年度におきましては、御覧のとおり、感染症予防対策事業及び小学校、中学校、幼稚園それぞれの保健衛生管理経費、内容といたしましては、主に手指消毒液等の消耗品購入費に使用させていただく予定でございます。今後とも、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

予算書にお戻りいただき、40、41ページを御覧ください。

同じく、18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金につきましては、いずれも繰入金の発生を見越した頭出しの計上でございます。

続きまして、42、43ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入の2節総務費雑入のうち、7行目にあります三重県市町村振興協会市町村交付金500万円につきましては、前年度と同額を計上しており、芸術文化振興として市民文化会館指定管理料へ充当しております。

次に、46、47ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、1目総務債は290万円で、内容は、三重県防災通信ネットワーク再整備事業債でございます。

2目民生債は4,500万円で、内訳は、心身障害者医療費助成事業債2,600万円、子ども医療費助成事業債500万円、障がい児保育事業債1,400万円で

ございます。

3目衛生債は2,510万円で、内訳は、救急医療体制強化事業債1,100万円、予防接種事業債1,120万円、ごみ収集車両整備事業債290万円でございます。

4目農林水産業債1,500万円は、水産基盤ストックマネジメント事業債でございます。

5目土木債8,720万円につきましては、橋梁整備事業債2,530万円、道路整備事業債3,890万円、河川整備事業債250万円、急傾斜地崩壊対策事業債2,050万円でございます。

6目消防債3,250万円は、三重紀北消防組合における消防車両等整備事業に係る起債が2,440万円、消防団車両等整備事業債が810万円でございます。

7目教育債750万円は、尾鷲小学校及び賀田小学校の遊具設置事業に係る学校教育施設等整備事業債でございます。

8目臨時財政対策債は、前年度比8,500万円増額の3億3,300万円でございます。

なお、委員会資料の6ページから7ページに、資料5として令和3年度当初予算における地方債予定表を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、歳出について御説明いたします。

66、67ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、中段にあります財政事務経費につきましては、前年度と同額の121万5,000円を計上しております。主なものといたしましては、予算書等の印刷に係る用紙代など消耗品費が27万3,000円、委託料のうち、固定資産管理・公会計システム保守委託料が59万4,000円、新地方公会計支援業務委託料が16万5,000円でございます。

続きまして、70、71ページを御覧ください。

3目財産管理費は、前年度比3,638万7,000円増額の1億9,755万4,000円でございます。そのうち、財産管理経費1,301万8,000円の主なものは、需用費の光熱水費が44万1,000円、役務費の保険料569万2,000円は、市有財産に係る保険料でございます。

また、工事請負費583万円は、元九鬼出張所及び村会議場の老朽化に伴う解体撤去費でございます。

次に、最下段にあります基金積立金は、1億8,453万6,000円ございま

す。

次ページを御覧ください。内訳ですが、みえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金は、事業費への充当残である40万9,000円を基金に積み立てるものがございます。

また、ふるさと応援基金積立金1億6,800万円につきましては、ふるさと応援寄附金3億円のうち、事業費への充当額1億3,200万円を除いた1億6,800万円を基金へ積み立てるものがございます。

次に、森林環境譲与税基金積立金は、事業費への充当残である1,562万4,000円を積み立て、また、災害等対策基金積立金は、今期の議員報酬を5%引き下げていただいておりますが、令和3年4月から任期満了までの引下げ相当額50万3,000円を基金へ積み立てさせていただくものがございます。

ここで、委員会資料の5ページ、資料4を御覧ください。

基金の状況でございます。一番右の欄でございますが、今回の11号補正並びに当初予算編成における積立て、取崩しを踏まえた基金残高は、財政調整基金が7億2,513万6,000円、減債基金が1億1,584万4,000円、ふるさと応援基金が4億39万1,000円ほか、記載のとおりとなっております。基金合計では、16億9,479万3,000円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、72、73ページを御覧ください。

次に、4目契約検査費は146万円で、前年度比60万6,000円の増額でございます。工事等契約検査経費の主なものは、委託料のうち、入札参加登録業務委託料101万8,000円で、3年度につきましては、入札参加登録の更新時期に当たるため、前年度より60万円の増額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年度並みの計上でございます。

続きまして、126、127ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、下段の国民健康保険事業特別会計繰出金は2億889万9,000円で、前年度比779万9,000円の減額でございます。

続きまして、140、141ページを御覧ください。

下段の8目後期高齢者医療費のうち、143ページをお願いします。後期高齢者医療事業特別会計繰出金は4億4,209万1,000円で、前年度比1,516万6,000円の増額でございます。

続きまして、190、191ページを御覧ください。

下段にあります4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費は2,004万2,000円で、前年度比40万7,000円の増額でございます。全額水道事業会計への負担金でございます。

次ページ、192、193ページを御覧ください。

6項病院費、1目病院費は、前年度比2,486万9,000円増額の4億4,986万9,000円でございます。3年度の病院事業会計負担金の積算でございますが、まず、繰り出し基準によって算定した額が3億7,078万1,000円、これに、今年度新設された制度で、不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費として繰り出した場合に、その繰り出し額の80%が特別交付税措置される制度を活用いたしまして、その算定上限額である7,908万8,000円を加算した額としております。

続きまして、312、313ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金は、前年度比1億2,993万円減額の10億6,576万3,000円でございます。

2目利子は、前年度比719万7,000円減額の3,974万2,000円で、このうち市債償還に係る公債費利子は3,933万1,000円でございます。

次に、12款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上しております。

次に、10ページにお戻りください。

第3表地方債でございます。起債の目的、限度額につきましては、歳入予算で説明させていただいたとおりでございます。

起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行、利率は年3%以内、償還の方法は、30年以内としております。

当初予算に係る財政課からの説明は以上でございます。

○南委員長 財政課に関わる当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言お願いいたします。

○三鬼（和）委員 資料1でちょっと詳細をチェックする前にお伺いしたいんですけど、資料1の中の市税について、これは財政課のことなんですけど、当初予算比で8,969万1,000円減額になっておるんですけど、この要因は何ってありますか。コロナ等についての減額も含まれるんですか。人口的な問題とか、そういったので減少になっているかという、この辺の辺りは財政課としてどう受け止めておりますか。

- 岩本財政課長 詳細は税務課のほうですけれども、うちが把握している範囲では、人口減少等による減額と、あと、コロナの影響による減額も含まれておると聞いております。
- 三鬼（和）委員 やっぱり税収等のパーセンテージみたいなのは税務課で伺うほうがいいですか。ヒアリングのときは、主に、コロナについてはどれぐらいっていうとか、そういった数字については、内部でのあれでは出ていませんでしたが、どうでしょう。
- 岩本財政課長 ヒアリングの段階では、コロナによる影響額、市民税は2,000万程度と伺っております。
- 南委員長 よろしいですか。
他にございませんか。
- 野田委員 まず、資料の……。
- 南委員長 資料の。
- 野田委員 資料1ですか、これ。どう言ったらいい。
- 南委員長 資料1。
- 野田委員 資料1の令和3年度当初予算と令和2年度当初予算及び財政収支見通しとの比較という、1ページなんですけれども、これ、どないして出したらいいか。
- 南委員長 ちょっと送ったってくれる、今のところ。
お願いします。
- 野田委員 これで、令和2年度の当初予算の財源不足対策というところで、これで収支改善の1億円というのは、当初見通しの中であつたんですけれども、今回の分については、令和3年度の当初予算は骨格予算か何か分かりませんが、そういう分は今回は、そういう不足額というのは、目標額というんですか、それは今回考慮していないということでしょうか。
- 岩本財政課長 財政収支見通しと、それに基づいた財政健全化計画で、毎年1億円という改善を示しております、それは考慮しております。
ですけれども、当初予算の段階では、その分、改善した分というのはもう当初予算に溶け込んでおりますので、ここにあえて表しているものではないということです。
- 野田委員 この一般財源の不足額というのが当初予算額で2億8,501万3,000円という分があつて、財源不足対策が2億8,000って、これの帳尻とい

うか、この部分については財政調整基金の取崩しと都市計画税で賄いますよということで、僕の言いたいのは、収支改善の目標って、1億1億、不足分は改善していかなくともというような財政見通しだったものが、今回これが上がっていないものですから、その辺はどうなのかなという。

○岩本財政課長 先ほど予算の中でも説明いたしましたけれども、例えばふるさと納税が上がったことによって、今回ふるさと応援基金からの繰入金は、令和2年度は1億円強だったんですけど、今回2億1,000万ぐらい繰り入れております。それは財政健全化の取組によって増加した額ということで、予算に反映させているということです。

○野田委員 減債基金の取崩し上乗せ額というのが、これについても当初見通しでは3,500万という分が上がっていたと思うんですけども、この分についても、今言ったふるさと納税やそういう資金で、今回取崩ししなくてもいいというような感じでよろしいんですか。

○岩本財政課長 先ほど、これも予算のほうで説明したんですけども、3,500万円の繰入れはもう当初予算の中で組み入れております。上乗せ取崩し額というのは、財源不足に対応するために1億円上乗せするという、以前はお示しをしておいたんですけども、それを取り崩さずに何とか予算編成をしたいという思いで、1億円なしで編成をしておるといったことです。

○野田委員 基金の合計ですけども、令和2年の3月の当初予算のときの基金が13億8,510万2,000という形で、今回の基金合計が増えた形になっているんですけども、これやっぱり基金が増えるということは、運営もしやすいということになってきますので、やっぱりこれは全体的にふるさと納税のほかにもどういう、これ見たら分かるんでしょうけど、どういふのが上がってくるのかなと思いついて、2億8,000万ぐらい。

○岩本財政課長 予算編成の段階で、毎年一緒なんですけれども、歳出削減の取組は細かい部分でも継続してやっておりますし、財政健全化計画に基づいて、人件費等においても職員数を減らすなどということで、いろんな努力をした中で、今の基金の状態になっていると考えていただいたらよいと思うんですけども、以前から言っておりますように、土地売却収入がこの中に含まれておりますので、実質7億2,500万という数字なんですけれども、土地の売却の関係で、実際は6億6,000万ぐらいになるのではないかと考えております。

○野田委員 あと2点、すみません。

- 南委員長 野田委員、資料は、聞いていただくことは結構ですけれども、できたら、予算書と絡めて資料も合わせてくれると、聞いておるほうもよく分かるんですけれども。
- 野田委員 予算書のほうでよろしいですか。
- 南委員長 いや、絡めてもらったらいいんです。
- 野田委員 19ページのところなんですけれども、予算書のほう、8款の1項の環境性能割交付金というところで、県のほうから540万って来ていると思うんですが、この試算というのはどういう計算、計算というか、どういう形で来ておるのかなと思ひまして、これ。
- 岩本財政課長 一応県のほうから来年度の伸び率等が示されるんですけれども、それを基に、あと、今年度の交付見込額と合わせて推測して予算計上しておるといふのが現状です。
- 野田委員 192ページの4款衛生費、6項病院費のところの今年度、1目病院費の4億4,986万9,000円ということでお話を、内訳も聞かせていただいたんですけれども、新改革プランの当初、一般財源というか本体の予算と病院との握りというんですか、契約においては、今年度は4億2,500万という数字でやるということだったと思うんですけれども、この分については、病院会計のほうのこういう交付金の基準が、基準というか、こういうふうに変わったということが増えたというふうに判断してよろしいんですか。
- 岩本財政課長 先ほど言いましたけれども、不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費というのが新設されまして、これ、この要因で病院のほうに繰り出しをした場合に、その80%が特別交付税で措置されるということで、計画上は4億2,500万だったんですけれども、この制度を使うと両会計にとっても有利になると判断いたしまして、今回このような形にさせていただいたということです。
- 野田委員 今後こういうふうな制度というか、特別交付金が出るという、今後ともそういう可能性があるということですか、不採算というか。
- 岩本財政課長 これは、繰り出し基準と一般的に言われるものに今回追加されたもので、いつまで続くかというのは、ちょっと国の制度ですので分かりませんが、一応ある程度続いていくんじゃないかとは思っております。
- 野田委員 ありがとうございます。
- 南委員長 他にございませんか。

○楠委員　　すみません、細かいところはちょっと抜きにして、基金状況と、まだちょっと話は出ていないかもしれないけど、地方債の現在高を見て、全体の財政状況を見たときに、この基金って、当初予算では16億となっているんですけど、基本的に今の財政規模からしたときには、もう少しなきゃいけないような気がするんですけど、財政課長として、この金額というのはどうなんだろうというところをちょっとお願いします。

○岩本財政課長　　一般的に言われるような一般会計の予算規模に対して、例えば財政調整基金であれば10億円ということがよく言われるんですけども、私個人としては、当初予算編成後の残高が10億円程度あって、その年度中に発生したいろんな事象に対応できるようにというのが理想だと思っております。

あとは、やっぱり基金総額としても、ある程度は確保しておきたい。決して多いほうではないとは思っております。

○楠委員　　ありがとうございます。

無理とは言わないんだけど、そこまでまず行かないとは思いますが、当初予算額の総額の3割近くまでは、基金があれば、全ての事業に、緊急があったとしても、要件は足りると思うんだけど、その辺は今ためろと言っても無理な話なので、徐々に、財政上の課題もあるんだけど、余剰金をうまくなるべくなら基金のほうに回して、こういう状況になったときでも、いつでも市民サービスができるような準備はしてほしいなというのはちょっと、全体の予算を見て、個別はまた後で各課でやりますので。

以上です。

○仲委員　　当初予算18ページ、それから、補正予算の23ページで関連あるんですけど、ちょっと聞き漏らしたか分からんですけど、7款の地方消費税交付金の今回3億9,600万かな、予算を組んでおるんですけど、前年度比較で4,500万の増ということで、一方では、補正予算で減収補てん債が3,000万組まれたということで、当初予算比較ですると4,500万増えておるんですけど、ここの意味合いをちょっと御説明ください。

○岩本財政課長　　減収補てん債で3,000万を借りるとなっておるのは、普通交付税の基準財政収入額に算定をされておる地方消費税交付金とていうのがありまして、今その算入額が4億2,240万4,000円というふうに算定されています。

ところが、今回のコロナのこともあるんでしょうけれども、交付見込額としては、現時点では3億9,237万6,000円となっておりまして、その差額が3,000

2万8,000円ということで、その差額分の3,000万円を減収補填で借り入れようとしておるといことです。

予算上は、交付税算入額よりも低い額で当初見込んでおりましたので、予算に対しては増えているということになります。交付税算定額よりも低いんですけども、予算よりは増えているということなんです。

○仲委員 (聴取不能) ですから、2年度よりも3年度のほうが消費が、やっぱり拡大しているなというような(聴取不能)の考え方に沿った予算成形ということよろしいですか。

○岩本財政課長 これは、消費税税率を8%から10%に上げたその影響が今回出てきているということで考えております。

○濱中委員 10ページの地方債のところの過疎債、2年度分の予算、それぞれ審査する中で、大体年間2億円ぐらいがハード、ソフトと合わせるとというふうな説明を聞いておりますが、今年の見込みはやはり昨年並みなのかということと、当初予算編成後にあとどれぐらいの余裕を残しているのかという辺りをお聞かせいただきたいです。

○岩本財政課長 令和2年度の最終的な過疎債ですけども、ソフト分が6,200万円、ハード分が1億790万円、これ一般会計の分です。令和3年度が、ソフト分が6,720万円、ハード分が1億1,310万円ということで、令和2年度については、国体とかいろんなことで各市町のほうに配分がちょっと多くなったり、全体の配分額の中で国の配分額がちょっと少なくなってきたという状況もあったので、少なくなっておるんですけども、今回はそういう特殊事情がなくて、あと、国のほうの予算についても増額確保するというようなことになっておまして、例年どおり、2億5,000万、6,000万ぐらいのベースでは来るんじゃないかというふうに見込んで予算を計上したということなんです。

○南委員長 よろしいですか。

○濱中委員 そうしますと、3年度以降に関しましては、病院のほうで今までよりもまだ上乘せした過疎債の利用分が出るふうになってはいますけれども、一般会計のほうの過疎債の見込みとして、例年ぐらいの使い方はできるというふうに思っています。よろしいですか。

○岩本財政課長 それは、病院のほうのやっぱりリニアックの関係の過疎債、これに1億円という数字を見込んでおりますので、一般会計については、予算ベースでいくと、若干低く抑えてあります。

○三鬼（和）委員　参考までに、先ほどの課長の説明では、地方交付税の減額が見込めることから、臨時財政対策債が前年度比で8,500万増えておるんですけど、コロナの関係もあろうかと思うんですけど、本来市長選があつて、改選期ということで骨格予算ってしましたけど、あまり変わらない中で、組んだ中で財政調整基金が7億2,500万あつて、思ったより残つたというような表現になつたと思うんですけど、これ1年通じて予算っていうんですか、どうなんですかというのが、当初予算のままで1年なのか、それと、もう一つ、コロナの関係とか、国調がありましたよね。そういったことを含めて、将来見込み的というのか、ちょっと一般質問的になるけど、どうなる、原課としてはその辺はどう、先ほど財調を増やしてということで、当然減ることはあつても、増えることは難しいと思うんですけど、どうなんですか、その辺は。

○岩本財政課長　骨格予算の編成ということで、経常経費が多いものですから、なかなか当初から肉づけへ回すという予算が少ないのが現状なんですけれども、やっぱりそれでもある程度は今後出てくる予定はありますので、この当初予算のままで収まるということはないです。

○三鬼（和）委員　そういうことやもんで、ちょっと説明の中で、一番財政運営的に、コロナのこともありますので心配するのと、もう一点は、臨時財政対策債を今年も発行する形なんですけど、それはそれで基金という考え方もできるかも分かりませんが、この先どうなんです。

　国もコロナで財源をかなり使っている中で、こういう地方自治体に対するというのは、国の方針というか、それというのはどのように伝わってきておるんですか。

○岩本財政課長　今回の国の地方財政対策においても、例えば地方交付税の総額は、前年度比5.1%の増というような形で、地方に行く財源については確保しますと、ただし、原資が少なくなってきたので、臨時財政対策債として国と地方で折半して、その分を補いましょうということで、財源としては確保されておると考えてはおります。

○三鬼（孝）委員　当初予算の20ページ、10款の地方交付税、今いろいろ話が出ておりますけれども、7,400万の減額ということで、課長の説明では、コロナ禍による国の税収の減少とか、尾鷲市の人口の減少等が影響でということですけども、令和2年度の補正11号では38億6,900万計上しておりますね。当初予算では37億3,200万計上して、増えておるわけでございますけれども、国の当初予算が今年度109兆円という状況の中で、地方交付税が8,503億円

増額するというような話が出ておりますけれども、人口減少は全国的に皆同じですから、この減額されているという、僕は、国が増やす中で、市が減額されておるといことでちょっと不思議なんですけれども、予算編成の段階で、県からそういう情報はなかったんですか。

○岩本財政課長　　国の確保されておる交付税額というのは増えておるんですけれども、やっぱりおのおのの団体に測定単位である一番大きな人口の減少というのがありますので、それに沿っての算定、計算していくと、どうしても下がるということとは事実です。

○三鬼（孝）委員　　人口の減少というのは、全国的にどの自治体も同じなので、その中で8,503億円増えておるといことですから、その辺の理由はちょっと当たらないんじゃないかと思うけれども、今後補正予算等で増える可能性があると思いますけれども、私の思いはそういうことですので、よろしく願います。

以上です。

○南委員長　　これ、ちょっと財政課長、1点だけ、今に関連して。

今回の国調のあれがもう今回の予算へ反映されておるの、それだけ。

○岩本財政課長　　今回、人口減少の影響見込額は約7,100万円と見込んで、減少しております。

○奥田委員　　ちょっと1点だけ、すみません。

予算書192ページ、193ページの第4款衛生費、1目の病院費、病院の繰出金4億4,900万円余りということで、先ほどの説明だと、基礎的には3億7,000万で、あと、7,900万が不採算の病院に対する特別措置だという話でしたけど、ちょっとその辺どういったことなんですか、これは。これは、令和3年度からそういうのが始まったということですか。

○岩本財政課長　　もう一回申し上げますと、繰り出し基準による額が今回3億7,078万1,000円あります。先ほどの不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費ということで、その算定上限額が7,908万8,000円なんですけれども、3億7,078万1,000円に7,908万8,000円を足して4億4,986万9,000円としておるわけなんですけれども、この7,908万8,000円のうちの80%というと、最大で6,327万1,000円が交付税措置されるということになりますので、これまで繰り出し基準額プラス経営改善分としてプラスして、今ですと4億2,500万という数字になっておるんですけれども、経

営改善分については何も交付税措置というのはありませんので、その経営改善分をなくして、この制度を利用することによって一般財源の持ち出しを少なくすると、そして、病院についても、繰り出し額が増えるということで見込んで活用したいということでございます。ちょっと分かりにくいかもしれませんが。

○奥田委員　これは、そうすると、令和2年度まではなかったものですよ。この新年度からこういうふうな措置があるということですか。

○岩本財政課長　制度としては、令和2年度からできておったんですけれども、予算編成の段階では、それは見込めなかったもので、それは2年度には反映させておりませんけれども、令和3年度からその制度を使いたいということで、今回上げさせていただいたということです。

○奥田委員　財政に聞くのは申し訳ないけれども、そうすると、病院のほうの新改革プランとの兼ね合いというのはどうなるんですかね。

○岩本財政課長　病院の新改革プランについて今後どうするのかというのは、ちょっと私ではあれですけれども、いろんな状況が変化している、収益も減っておるという状況もあるので、恐らく見直しというのはされるんじゃないかと思っておりますけれども。

○南委員長　病院の新改革プラン、病院のときに聞いていただいたらと思いますので、お願いします。

○三鬼（和）委員　これ、財政課に聞くべきか、市長、副市長に聞くべきかなんですけど、都市計画事業基金というのは今年度も9,000万、予算に反映、3年度もするということなんですけど、当初この都市計画税の問題が出たときには、ごみ工場のものには使えないということがあって、それが使えるようになったということで、現在都市マスについても検討されておるんですけど、将来的には本市の財源不足というのかこれを考えると、広域ごみの整備に当たっても、この都市計画事業基金というのかな、事業税をどのように、今ごみとしても都市の問題ということで運用ができておる中で、ごみの整備するには、多分これも当てにせざるを得ないということがあるんですけど、こういった都市計画税については、抜本的に都市マスタープランを踏まえて、税の在り方というのを検討されるのか、税の在り方を検討しながら都市マスとも並行して議論されているのか、庁内ではどういったことが

これがないと、広域についても財源非常に厳しい。一般会計では、南委員長のほうから別のことも踏まえたこういったまちの支え方の税金の在り方というような提言もありましたけど、本市として、今現状としてはどうなんですか。

将来的なことを踏まえても、今日冒頭で市長が4月1日から広域のごみの事務組合がスタートするというのであれば、これはもうごみ焼却場を建設するというところで、建設の議論が進んでいくとは思いますが、これは、ちょっと参考までに、できましたらお示しというか、今の現状の本市で議論しておることがあれば、我々にもちょっと披露してほしいと思うんですけど、いかがですか。

○加藤市長　　今、今度の東紀州の5市町のごみ処理施設について、要は、建設費に対する一般財源の持ち出しということをおっしゃっているんじゃないかなと私は思っています。

基本的には、令和10年にスタートしようと思えば、要するに建設費というものに対する一般財源の持ち出しというのがありまして、それがたしか、ちょっと記憶の数字なので、2億何がしかの持ち出しがあると。それは令和9年にたしか55%だったかな、全体の、令和8年に40%で、令和7年に5%と、たしかそういう数字だったと思います。それに対して、要するに一般財源、これが必要なものに対してどう資金計画を立てていくかということについても今検討しているわけなんですけれども、できることなら都市計画税もうまく使いながら。

ただ、都市計画税については、この前の一般質問でも申し上げましたんですけれども、現状、今後こういうごみの今の現状の清掃工場のメンテナンス費用、これが非常にかかります。それから、要するに斎場の話とか、今後出てきます三重県の防災道路の話とか、いろんな用途がありますものですから、この辺のところは都市計画税で賄わせていただきたいという思いがありますし、先の先までちょっとまだ計画、令和6年までは大体、令和6年まであれしますが、7年以降の財政見通し並びに資金の状況というのは、令和3年度に考えていかなきゃなんないなとは思っているんですけど。

○三鬼（和）委員　　それはよく分かりますし、今予算においても、現ごみの焼却処理場と火葬場というか、都市計画に課されておるんだと思うんですけど、ちょっと現在は都市計画税の徴収の仕方等も変則的な部分もありますので、やっぱりこの都市マスをやりよる中で、市民の方々にも理解していただきやすいような形で、これは見直しというのか、きちんとしなくちゃいけないのじゃないかなということで、税収の面からちょっと伺わせていただいたので、その辺の議論がこれからになるというように受け止めればいいんですか。現に議論も始まっておるかどうかということも踏まえてちょっと説明してください。

○下村副市長　　市長から先ほど御説明しましたように、令和7年、8年、9年で

広域ごみ処理施設のほうの建設事業が始まると、その間にも現焼却場の維持費も当然かかってくると、そういった中で財政計画の見直しというのは当然出てくると思っています。

現在のところ、令和6年度までということですので、今回4月1日から広域ごみ処理施設組合の設立を踏まえて、7年度以降のやっぱり計画というのを見ていかななくてはならない。さらにその以前に、5年、6年もコロナの影響も出てくると思っていますので、その辺の現在の計画等も若干見直しは必要になってくると思っています。

○奥田委員　　ちょっと確認させてほしいですけど、先ほどの病院の繰り出しの件なんですけど、詳しくはまた病院で聞きますけど、新改革プランのほうに、さっきお話を聞いていて、4億4,900万円を繰り出すんだと、基本的には3億7,000万なんだけど、7,900万円、令和2年度の地方交付税の算定上の計算上、そういう不採算の病院の特別措置ということで計算上入るとということで、7,900万円、令和3年度からそれを踏まえて繰り出すということなんですけど、ですよ。

いろいろと聞いていると、でも、地方交付税って減っていますよね。全体的に減っているでしょう。先ほど聞いていても、国勢調査の影響の人口減でもう7,100万円、計算上減ってくると。

そういうことを考えると、地方交付税が減っている、そういう計算上あるものだから、病院へ繰り出すというのは分かるんやけれども、さっき話聞いていると、今回骨格予算で、課長は、まだこれ増える可能性ありますね。十分まだ歳出が増えてくるといえることがあるじゃないですか、今年度だけ見てもね。

それ考えると、安易に繰り出しを増やしてしまう、病院のほうへ、これ、病院のほうも経営が大変だで分からんでもないんやけれども、その分一般会計がまた苦しくなるやないですか。その辺のところも、ちょっとこれ見ていて本当大丈夫なんかなという感じはするんやけれども、どうなんですかね、これ。

○岩本財政課長　　確かにおっしゃるように、特別交付税の総額としては、現状若干減りつつあります。その中で見込むということですので、これも含めて、総額7,908万8,000円に対して、最大限6,300万円程度は措置されるんですけども、予算的には、そのマックスを見るというのは過大になるおそれがあるので、その総額が減少しておることを踏まえた予算の額に抑えてあるという現状はあります。

ですので、今回初めて使うので、それがどのぐらい影響するのかというのを見極

める必要もあると思うんですけども、これがうまく総額の下がっておる中で、この活用によって増えれば、継続して使っていくこともあるでしょうしということも考えて、今の現状の予算としては、その辺を考慮しながら若干抑えた予算にしているということです。

○奥田委員　分かるんですけども、僕が申し上げたいのは、一般会計大丈夫なのということですか。

○岩本財政課長　ですので、一般会計も有利になるようにという思いで、今そういう制度を使っていますので、これによって……。

(発言する者あり)

○岩本財政課長　すみません。

○南委員長　財政課長、今の病院の、新規でいいんですけども、予算要求の段階で、正直もうざっくりばらんに、病院のほうからこれほど頂きたいという話がなかったんですか。もしあったら正直に、これぐらい金額的に頂きたいということがあったら、折衝の段階で。

○岩本財政課長　最終的にこの形に収まっておるんですけども、調整の中で、その前段階では、まだ情報がはっきりしていない段階で病院のほうから予算要求があった段階では、これよりも多い額で要求はありました、正直。

ただ、この制度の詳細が分かった中で、こういう計算、上限額があるんですよという中で計算して、今の額に収まっておると。それは予算折衝の中で調整して、最終的にこの形になったということです。

○南委員長　市長、特に何かあったら、発言。

○加藤市長　私の認識は、市長であると同時に病院の開設者であります、二足のわらじを履いているわけなんですけれども、基本的には私が指示していますのは、一般財源から病院の繰出金というのは、4億2,500万というのは、基本的には一緒であろうというような話の中で、こういう有利なものが出てきましたので、それをうまく、私の考え方は、基本的には一般財源としては病院の繰り出しについてはプラ・マイ・ゼロ、それがうまく病院の赤字補填云々で有利なものを使うんだったらプラスというような、そういう形の中で、一応今回財政課長が説明した内容であると私は認識しているんですけど。

○奥田委員　僕言っているのはね、市長、計算上、交付税こういうふうなのがあるというのは分かる。令和2年度からこういうのが加わったというのは分かるんですけど、全体の地方交付税って減っているじゃないですか。さっきの国勢調査の関

係でも、純粹にもう人口減で、これまでに比べて年間7,100万でしょう、減るといふ。非常に大きいですよ、これはね、大きいでしょう。

だから、地方交付税の計算、がくと減るもんがあつて、いろいろ計算があつて、計算上のものだよ。実際はそれに掛け率があるもので、よう分からんけれども、僕が気になるのは、申し上げたのは、全体の地方交付税、もらう分が減っていると、減っている。計算上、病院の分は、この分を加わるんですよといふのは分かるけれども、絶対減るわけじゃないですか。

減っているのに、病院にぼんと出したっていいのかということですよ。それで、骨格予算ということで、またさらに予算づけせなあかん部分が、僕は何億あるんか知らんけれども、今年度だけでも出てくるということ僕をちょっと心配したもんでお聞きしたんであつて、病院だけ、だから、やっぱり一体として考えなあかんと思うんですよ、病院と一般会計と。

有利だから、有利だからと、計算上有利だから病院に出せばいいんだという、いや、その分、全体の地方交付税が減っているわけなんで、一般会計にしわ寄せが物すごくどんと来るわけなんですからね、そこのところちょっとどうなのかなと僕は思ってお聞きしたので、まあ、いいですわ。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、当初のほうがないようですので、審査は終わりたいと思いますけれども、報告事項のほうは2点ほどありますので、一つずつ、まず、遊休財産の実績から報告をしていただきたいと思ひます。

○岩本財政課長 それでは、遊休市有財産の売却実績等について説明をさせていただきます。

委員会資料の8ページ、資料6を御覧ください。

令和2年度の遊休市有財産の売却実績について御報告させていただきます。

本年度につきましては、新田団地や中央駐車場敷地など、計8区画について売却手続を進めてまいりました。

その中で、昨年11月の入札においては、新田団地③の1区画を売却することができまして、そして、今回、2月26日に中央駐車場敷地及び前回の入札で売却に至らなかった6区画について再度公告を行いまして、併せて入札を実施いたしました。

その結果、新田団地④の1区画に対してお申込みをいただきまして、入札の結果、

最低売却価格1,258万円に対し、1,352万123円で落札されましたので、御報告をさせていただきます。

なお、本年度の予算におきまして、先ほどの計8区画分、総額7,757万円の売却収入を予算計上しております。同額を財政調整基金に積み立てておりましたけれども、売却実績が計1,940万123円ということになりましたので、予算計上額との差額である5,816万9,877円につきましては、最終の補正予算において減額をさせていただきたいと考えております。

また、今後の予定といたしまして、来年度の4月以降、中央駐車場敷地については再度公告を行いまして、その他の5区画につきましては、前回委員会で御説明させていただきましたとおりに、先着順での売却を進めてまいりたいと考えております。

なお、3年度の当初予算におきましては、これらの売却収入は予算計上はしておりませんので、売却できるかどうか分からないという状況もありますので、売却できた際に、その実績に基づいて補正予算にて計上させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

売却実績の説明は以上でございます。

○南委員長 以上でございます。

御質問。

○三鬼（和）委員 関連して、市営住宅の場合、まだ入っておられる方もあったりとか、例えば集合的に移転というか移動してもらったら、一つの区画として売れるのではないかとか、そういったところもなきにしもあらずということがあろうかと思うんですけど、そういったことというのは、行政として今後どう取り組まれるのかどうかという。

例えば、今住んでおる人でも、ちょっと納屋みたいなのが造ってあって、そのまま欲しいという方が出てきたとしても、周りを全体とすれば、もう少し有効に売却できるんじゃないかというケースなんかもあるかと思うんですけど、そういったこと含めて、戦略的な検討というのはされておるのかいないのか、どうなんですか。やっぱり入っている人を尊重して1戸ずつ進めていくんかどうか、今後も1戸ずつそうなのかということをもうちょっと聞きたいと思いますが。

○加藤市長 極力1か所に集中しながら市営住宅の運営をやっていきたいという気持ちは十分でございます。そのために、市営住宅の中で人数が少なくなった場合には、委員がおっしゃるように、きちんと固めていって、そこで集合住宅として御活用いただけたらいいというような、そういう話も全部分析しているわけなんですけ

れども、今現状において、少ないところもやっぱり交渉したり、やっていることは事実でございます。

それがどこがどうのこうのということは、ちょっと今の段階では公表できませんけれども、そういう方向で1か所に集めて、その集めた分について、市営住宅が活用できないのであれば、売却処分とかいろんな整備をしていきたいという、その方向で進んでおりますので、ただ、今の現状では、お示しできているのはここの内容だけの分でございますので、これは今後戦略的にもやっぱりやっていかなきゃなんないなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○三鬼（和）委員　住んでおる方々の権利というのか、これを尊重せないかへんし、気持ち的なことも尊重というのか、しなくちゃいけないので、説明して話した上で、もしそうしていただけるようでしたら、それなりの移転費等も市が持つような形で、全体としてこういった（聴取不能）を呼ぶことによって財源を補うということにつながるのであれば、それはそういった形につなげていただきたいと思いますが、入っておられる方の尊重というの、これまでそのつもりで市営住宅を利用してきたというのは尊重しなくちゃいけないと思いますし、その辺のデリケートなことも踏まえまして、やっぱり戦略的に取り組んでいただきたいなと思います。

○奥田委員　ちょっと確認なんですけど、この5,800万円余りの最終補正というのは、3月31日にやるんですか。

○岩本財政課長　毎年、年度末に3月31日にやらせていただいておりますので減額させていただきたいと考えております。

○奥田委員　そうすると、今当初予算編成後の財政調整基金7億2,500万と言っていたのが6億6,696万6,180円かな、そのぐらいになるという理解でよろしいのかな。

○岩本財政課長　おっしゃるとおりです。

○楠委員　売れないで困っているところもあるんですけど、ちょっと一つ提案なんですけど、地元の不動産業をやっている方にも、仲介なのか媒介なのか分かんないんですけど、そういうことはされているんでしょうか。

○岩本財政課長　仲介ということはしていません。

○楠委員　仲介はしていないんですけど、不動産業をやっている方にお願いはしていると。ホームページだけでなく、そういう方にもお願いして、そのネットワークの中で販売しているよということをお願いしているところがあるわけですか。

○岩本財政課長　売却するに当たりましては、公に一般の方、不動産関係営んで

いる方も対象で公開しておりますので、あまり個別に不動産業者さんにとということはないんですけれども、その情報は伝わっているということです。

○楠委員 他市もこういう状況がたくさんあって、調べてみると、地元の不動産協会に入っている会社の方のほうに、組合ですよ、そういうところにも仲介としてやってもらえないかと、広く販売の方法としてやってもらえないかというところも最近見えてきたんです。

やっぱり土地はなかなか最近価値としてのあれは問題があるので、都市部は除いて、地方は持っていて大変だということでもなかなか売れない状況があるみたいで、不動産協会にお願いして販売力を増すというようなことも考えられているようなので、その辺の考え方って今後どうされますかね。

○岩本財政課長 今、具体的にその方法は考えてはなかったのですが、今後ほかの自治体の例も含めて、どういうふうになれば売却できるのかということで、その仲介ができるのであれば、その方法も考えてみたいなど今思っておりますけれども。

○南委員長 1点、中央駐車場については、もうめどが立たないということなんですか。やはり尾鷲のメインストリートの中心的にあるもので、あまりにも月日がたつこと、みすぼらしくなってきた、どうなんですか、見通しとしては。

○岩本財政課長 中央駐車場についても、公開したときに数件のお問合せをいただいて、こちらの受け止め方としては、売却の可能性もあるのではないかとという受け止め方でここに至ったわけなんですけれども、今回、入札、応札がなかったということで、ただ、前回お話ししたように、社協さんという話もありますけれども、もう一度だけ公告して、2回の入札で応募がなかった場合にどうするか、社協さんも含めて今後考えていきたいということで、そういう状況もあるので、早めに処理はしたいという思いはあるんですけれども、再度ちょっと公告させていただいて、入札を経た後に、その後の方策を考えていきたいと思えます。

○南委員長 よろしくお願ひします。

それでは、次の公共施設の個別計画、お願ひします。

○岩本財政課長 それでは、尾鷲市公共施設個別計画（第1期）（最終案）について御説明を申し上げます。

本計画につきましては、本年1月7日の行政常任委員会におきまして中間案の説明をさせていただき、議員の皆様から様々な御意見等をいただきました。

その後、1月18日から2月18日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの御意見をいただいたところでございます。

本日は、パブリックコメントでいただきました御意見等の内容と、それに対する市の考え方、そして、いただいた御意見等を踏まえて、一部計画の修正を行っておりますので、その内容を併せて説明させていただきたいと思っております。

それでは、説明については、塩津主幹のほうからしますので、よろしくお願いたします。

○塩津財政課主幹兼係長 すみません、それでは、説明させていただきます。

それでは、まず、パブリックコメントでいただいた御意見等について御報告させていただきます。

○南委員長 ちょっと待って。

お願いします。

○塩津財政課主幹兼係長 まず、1ページを御覧ください。

1番の実施期間は、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。

2番の意見提出者数ですが、今回45名の方から御意見をいただいております。

そのうち、まず、意見ナンバー1でございますが、三木里小学校と三木里コミュニティーセンターについて、トータルで複合的な利活用方法の検討が必要、具体的には、コミュニティーセンターを三木里小学校へ移設し、新たな利活用を検討すべきという御意見でございます。

また、ナンバー2については、財政難の尾鷲市において、コミュニティーセンターの再編成、幾つかあるコミュニティーセンターを統合するなど抜本的な見直しが必要、さらに、ナンバー3では、休校状態にある小中学校を速やかに廃校にし、地域振興及び発展の可能性がある施設に変えていくべきとの御意見をいただいております。

これらの御意見に対する考え方といたしまして、まず、休校・廃校の新たな利活用の検討については、全般的な考え方として、まず、地区の方々の意向を確認させていただき、廃校、普通財産化に向けて検討をしていきたいという方針であること、特に御意見にある三木里小学校については、現在普通財産として幅広く利活用できるよう廃校手続を進めているということを記載させていただきました。

また、コミュニティーセンターの再編につきましても、市民生活に与える影響も大きいということもありますので、これについても地域の皆様と慎重に検討していきたいとさせていただきます。

次に、ナンバー4及びナンバー5につきましても、先ほどの三木里コミュニティーセンターを含めて、消防車庫、防災倉庫、集会所を併せて津波対策として三木里

小学校を耐震化し、防災拠点としての機能を持たせていただきたいということで、これにつきましては、コミュニティーセンター等の集約化、高台移転については、先ほどの回答と同様でございますが、今後地域の皆様と検討したいということ、消防車庫等については、津波対策はもとより、風水害への備えも重要であるということから、地元消防団の方々の意見も伺いながら、地域防災計画との整合性を図った上で、地域の安全安心を最優先に検討していきたいとしております。

次ページの2ページを御覧ください。

ナンバー6では、休校・廃校の活用について、法規制の観点からハードルが高いが、本市が休校・廃校活用の先駆けとなってほしい。

また、ナンバー7では、箱物は造るのも壊すのも莫大な予算が必要となることから、あるものを生かせる法改正とともに、地震、津波から市民の命を守る対策をお願いしたいとの御意見でございます。

これにつきましては、休校・廃校を用途変更する際の法規制については、現在規制緩和等が十分進んでいるとは言い難い現状がありますが、現行法の中で成功している事例等を参考にしつつ、現有する施設を有効に活用し、市民の皆様の安全安心の確保に努めたいとしております。

次のナンバー8及び9につきましては、複合化、高台移転についての御意見ということで、先ほどの回答とほぼ同様としております。

次に、ナンバー10ですが、休校のままで老朽化して危険なものについては、早急に除却の方向で進めてもらいたいという御意見ございまして、これにつきましては、地区の方々の意向を確認した上で、利活用あるいは除却の方向性を検討させていただくとしております。

ナンバー11につきましては、複合化、高台移転についての御意見で、ナンバー5への回答と同様でございます。

続きまして、3ページのナンバー12を御覧ください。三木里コミュニティーセンターに隣接するふるさと館については、館内に貴重な資料もあるため、三木里小学校の一室に移動し、展示していただきたいということで、これにつきましては、現在除却を検討しておりますが、内部にある資料の取扱いにつきましては、地域の皆様と協議し決定させていただく旨の回答としております。

次に、ナンバー13では、山後川沿いの地区で整備された道路を市道認定していただきたいということで、これは、この計画とは直接関係はございませんが、市道の認定基準に該当するものかどうか、確認させていただくとしております。

○南委員長 すみません、はしょってお願いします。

意外と多いな、それでも、圧倒的に。熱心なことやな。

はしょってお願いします。

○塩津財政課主幹兼係長 では、ナンバー14につきましては、記載のとおりでございます。

ナンバー15は、複合化、集約化、高台移転についての御意見でございますので、第2期以降も引き続き検討させていただくとしております。

○岩本財政課長 ちょっと若干省略させていただいて、別の地区からの御意見等によろしいですかね。

○南委員長 そうやな、すみません。

それでは、塩津主幹、お願いします。

○塩津財政課主幹兼係長 ページ数でいきますと、4ページになります。

意見ナンバー26の須賀利区から続けさせていただきます。

ナンバー26及びナンバー27につきましては、須賀利消防団車庫の建て替え及び須賀利小教員住宅の除却、年度をそれぞれ令和4年度に前倒しできないかという御意見でございます。

これにつきましては、除却等の対応が必要な施設が多数ある中で、なるべくそれらに係る予算を平準化すべく計画年度を見込んでいるため、御理解賜りたいとさせていただいております。

また、ナンバー28につきましては、須賀利公民館が現在トイレが使用できない状態であるため、須賀利小学校及び体育館を再利用したいということでございます。

これにつきましては、休校・廃校の再利用ということで、今後普通財産として幅広く利用できるよう、廃校に向けての検討を進め、その後、利活用について、地域の方々の意向の確認を行っていきたいとしております。

続きまして、5ページを御覧ください。

次に、ナンバー29につきましては、三木浦コミュニティーセンターについて、階段の上り下りの苦勞があるので、コミュニティーセンターの建設及び建設までの土地利用を求める御意見でございます。

これにつきましては、本計画が、市が現有する施設の将来の方向性を定めるものであるということで対象とはしていませんが、今回の御意見につきましては、重要な課題として捉えた上、今後検討させていただく旨の回答をさせていただいております。

続きまして、ナンバー 30 から 32 は三木里ですので、次の 33 について説明させていただきます。

次に、ナンバー 33 ですが、消防団第 14 分団、曾根について、津波浸水域であることを憂慮する声もありましたが、機動的な災害対応が最優先であることや、他に適地がないこと等から、現在地の存在が妥当であるとの御意見をいただいております。

これにつきましては、御意見に基づき、また、防災危機管理課とも協議の上、現施設の存続の方向で進めていきたいとしております。

次に、ナンバー 34 は、元南輪内出張所の老朽化が著しいため、早期の取壊しを求める御意見でございまして、これについては、屋根の崩落が発生しております元飛鳥幼稚園の取壊しを優先させていただき、その後、南輪内出張所の取壊しに着手したいとしております。

次に、ナンバー 35 ですが、元飛鳥幼稚園について、取壊しはやむを得ないと思料するものの、明治の面影を残す玄関部分だけでも保存すべきという意見があるため、一考を望むということと、取壊し後の底地の遺跡調査、屋根の鬼瓦の保存について配慮を求める御意見でございまして。

これにつきましては、取壊しに際して地区と協議を行った上、着手したいと回答させていただきます。

続きまして、最後のナンバー 39 まで飛ばさせていただきます。

ナンバー 39 は、早田小教員住宅についてでございます。現在居住している者がおり、今後も住み続けたいとの希望であることから、将来的に譲渡の方向で検討願いたいとの御意見でございまして、これにつきましては、譲渡の方向で検討する旨の回答でございます。

以上がパブリックコメントでいただきました御意見とそれに対する回答、考え方でございます。

○南委員長 パブリックコメントは以上でございます。

御意見のある方。

○濱中委員 この後説明いただくのかなと思うんですけれども、このパブリックコメントと答えによって案が変更した部分というのは、今から説明いただくんですか。

○南委員長 じゃ、併せてお願いします。

○塩津財政課主幹兼係長 それでは、引き続きまして、今回のパブリックコメン

ト及び前回の行政常任委員会でいただいた御意見を踏まえた計画の修正箇所について説明させていただきます。

通知させていただきます。

まず、個別計画、11ページを御覧ください。

8、施設の方向性及び対策の進め方の(1)方向性の決定について、見直し対象となった施設の機能及び施設の方向性の決定手順についてのフロー図を追記しております。

続きまして、14ページを御覧ください。

(4)津波浸水域に存在する施設を追記し、防災・減災対策にとって重要となる施設については、高台移転等を検討する旨、記載いたしました。

続きまして、20ページを御覧ください。

22番、元九鬼出張所及び23番元村会議場につきましては、売却に向けた検討期間を短縮し、令和6年度までと修正いたしました。このほかにも、検討や協議としている期間が長いもののうち、短縮が可能と判断したものについては、期間を短縮する修正をしております。

続きまして、23ページを御覧ください。

32番、三木里コミュニティーセンターでございますが、機能の方向性について、維持及び一部廃止としておりましたのを、検討及び一部廃止に、施設の方向性については、耐震化及び一部除却としていましたところを、耐震化を削除し、一部除却と修正し、下の文章についても耐震化の記述を削除し、簡易診断により耐震性を確認し、集約化、移転等を含め、地域の皆様と慎重に検討する旨と修正しております。

次に、33ページを御覧ください。

見直し基準に基づく施設別状況の中で、稼働率、利用者減少率を横棒で表記しておりますが、これにつきましては、特に学校施設等においては、見直しの基準として稼働率等で判断するのは適当ではないという御意見もいただきましたので、見直し基準から除外する形にさせていただいております。

37ページを御覧ください。

子育て支援施設についても、学校施設と同様で、稼働率、利用者減少率について基準から除外しております。

続きまして、45ページを御覧ください。

106番、早田小教員住宅でございますが、先ほどパブリックコメントの際に説明させていただきましたとおり、譲渡の方向で検討するというところで、機能の方向

性を廃止、施設の方向性を譲渡と変更させていただきました。

続きまして、52ページを御覧ください。

参考資料としまして、このページ以降で各施設の所在地等の一覧及び位置図を追加しております。

以上が前回からの主な修正箇所でございます。

○南委員長 修正箇所は以上でございます。

○濱中委員 浸水域にある公共施設についての一文が入ったということなんですけれども、逆に、浸水の想定外のところに関しての整理の仕方に関しても、昨日も少し言わせてもらいましたけれども、やはり今後の土地利用の観点からいって、そういう大災害が起こったときの利用というのは、やっぱり高台というものが優先される気もするので、その辺りの計画期間に関しても、一定配慮が要るのではないのかなと思うんですけど、その辺りの考え方としてはどうですか。

例えば青年の家とか、割とそんなに広い土地ではないですけども、市が持っている土地として、高台にあるものに関しては、ある程度事前の準備という辺りで考えられるのかなと、学校も含めて、その辺りもあるんですけども、考え方としては、公共施設の管理に対して考慮する部分があるのではないかと思いますけど、市長、その辺り考え方ありませんか。

○加藤市長 今、昨日の質問にもございましたように、津波が押し寄せてきたときに、どう避難場所にまず逃げて、それから、あと、避難場所から待機した分が避難所と、まず、このステップがあるわけですね。

避難所につきましては、やはり公共施設を使いながら、特に高台になるところはやっぱり避難所にしていきたいと、そのあれが何メートルなのかということは今後あるんですけども、当然そのような形で持っていきたいということで、考え方はそうなんです。

じゃ、具体的にどうのこうのということについては、もう一度やっぱり私自身も避難所、今こうされているときの避難所というのは、今避難所というのは津波だけの話じゃなしに、台風とか土砂災害云々のための避難所でございますけど、そういう場合もやっぱりきちんとすみ分けしながら、今やっていると思うんです、土砂災害のときにはこうだというようなのがあるとは思いますが、もう一回整理しなきゃなんないんじゃないかなと。

ただ、考え方として、津波の可能性、30年後に70%、75%の南海トラフ、これが想定した場合に、そういうことも事前にやっぱり用意しておかなきゃなんな

い、これは当然の話だと思っております。

○濱中委員　市長、避難所ではなくて、仮設住宅であつたりとか、その後の土地利用の考え方を申し上げております。

本当に日常生活の復興ということに関しては、やはり住まいがいち早く再建されることによって人口流出を防げるというような、そういった話がありますので、そういった土地利用、被災後の土地利用に関して、津波であれば高台が安全、土砂災害であれば、そういった危険のないところの、市が持つものに対する考え方というのをぜひ考えの中に入れていただきたいと、そちら側です。

○加藤市長　要するに、避難のステップとして、先ほど避難場所から避難所、避難所に1年も2年もいられるわけじゃない。じゃ、次のステップとしてどうなのかということで、仮設住宅ということがまず一般的に考えられていると。

その仮設住宅にする場合には、土地の確保と、高台への場所をそこにするというようなことを考えていかなきゃならない。今現状、仮設住宅云々のいろんな話というのか、そういう整理については、まだ十分ではないと思いますので、その辺のところは十分考慮した形で計画を進めていきたいと思っております。

○南委員長　他にございませんか。

○楠委員　それでは、最初に言われたパブリックコメントのほうの関係で、回答の内容が、地域の皆さんと検討と、それから、あと、地域の安全安心を最優先として検討すると、二つの側面があるんですけど、地域の皆さんと検討するというのは、具体的にどのようなやり方、手法を考えているのか、まず教えてください。

○岩本財政課長　基本的には、施設の所管課がこの施設について、今回パブリックコメントでもあったように、高台移転とか複合化の意見をたくさんいただいておりますけれども、どうしていくべきかというのをある時期に地区の方々とともに協議する時間が必要なんじゃないかというふうには考えておりますけれども。

○楠委員　直接担当課じゃないので、なかなか答えにくいところもあるんだけど、基本的に、じゃ、今のお話では、多分、じゃないかなということで、一歩進んで考えれば、所管課と地域の方々が協議会を設立するなりして、施設の有り様だとか対応策を考えるということですね。

もう一点、地域の安全安心を最優先として検討していきますと、これは庁内的な話だと思うんですけど、この庁内的な作業も担当課が担って、基本的には理事者との調整を図っていくということになれば、また財政課も絡んでくると思うんですけど、その辺のすみ分けを上手にやっていくときに、財政課じゃなくて、担当課とメ

インの市長、副市長がやっていくには、暇なしに会議やらなきゃいけないんじゃないかなと、施設は小さくても、地域の問題ですから、この辺の本当の業務と考えたときに、やっていけるんですかね、現実的に、これだけの公共施設がある中で。

○下村副市長　地域の安全安心ということで、ここでも書かせていただいておりますが、かなり今老朽化した家屋等があると。そういった中で、近隣の住宅に被害等を及ぼすようなものについては、除却というふうな方向で行かせていただいております。

ただ、費用のほうの平準化ということもありますので、優先順位をつけて除却をしていくということになるかと思えます。

○楠委員　今の副市長の話であれば、各地区に相当散らばっていますから、地区ごとに、市長懇談会じゃないにしても、地域に入って、この内容をしっかり説明しておかないと、また同じようなことがぶり返ってきて、いつまでたってもやってくれないとか、そういう問題を排除するという言葉は失礼ですけど、やはり住民の方、市民の方に理解してもらってやらないと、この最終案で第1期の冊子を作っても、ほとんど見る人はいないと思うので、やはり地域に入り込んで、協議会の設立も含めて、あるいは市の考え方もしっかり説明しておかないと、実際にこれやっている最中に災害が起きたときにはどうしようもなくなっちゃうんですよね。その辺の考え方、どうでしょうか。

○下村副市長　当然各地区の区長さんとは、コミュニティーセンターのセンター長とも、各課が行政財産である、所有しておる各課の課長等が御相談、協議等進められると思います。

特に、先ほど言いましたように、老朽家屋については、区長さんのほうから各課の課長もしくはコミュニティーセンターのセンター長のほうにお話が来ておるのも数件ございますので、それについて、先ほど言いましたように、除却の方向で進めていきたいというふうに考えております。

○楠委員　最後にさせていただきます。

学校施設を、私、前から気になっていた石綿だとかP C Bだとか、P C Bは今はない、基本的はないんでしょうけど、教育施設って、私たちが尾鷲中学校にいたときも渡り廊下に石綿板を使っているんじゃないかと思うんですけど、そういうのを含めて、地域の安全安心というところで、やはりそういう問題は必ず出てくるんじゃないかなと、今残っている教育施設なんかでも。

そういうところを考えると、実際に予算上の対応が、処理するにしても、補完す

るにしても大変じゃないかと思うんですけど、その辺の検討というのはされているのでしょうか。

○下村副市長 先ほど言いましたように、除却の方向で進んでおりましても、いざ調査してみれば、アスベスト等が出て費用がかさむというようなことも当然出てくるとは思われます。

ただ、いわゆる外装に出ていない部分については、ちょっと調査できていないので、内部についてまでの調査、庁舎の耐震化のときも、めくってみて初めて出たということもありますので、その辺については当然費用もかかるということで、全てを調査するというのは、今からは難しいかもしれませんが、計画的に実施していきたいと考えております。

○小川委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、梶賀小学校なんですけど、もう休校になってから二十何年になりますか、市長も一回は見ておられると思うんですけども、屋根は抜けている、床は抜けている、本当もうひっくり返りそうなんですけれども、これ見てみますと、令和10年まで普通財産にするって、財産って、売るんですかという感じですけど、これどういうふうに考えているのか、ずっともなし崩しで潰れるのを待っているだけで、調査も何もしてもらえないのかどうか。もう放りっ放しですか。

○三鬼政策調整課長 教育委員会のほうの話では、この後、各地区の方々と廃校、普通財産化に向けての協議をして、その地区の意向を確認していくということで、相当老朽化している梶賀小学校については、恐らく除却の方向に進むんじゃないかと思うんですけども、その結論を早く出して、除却なら除却ということで早めに対応できるように計画的にやっていきたいと。10年まで協議を続けるというわけではないです。

○南委員長 小川委員、よろしいですか。

○野田委員 先ほど楠委員の質問に関連するとか、ちょっと同じようなことを考えていましたんですけども、パブリックコメントの中で、先ほど南委員長も言っていましたけれども、三木里地区における意見の概要というのはたくさん出てきております。

それで、これについては、私、議員というか、有志でいろんな意見も聞いたりしながら現場も見てきているんですけども、行政側の方もいただいていると思いますが、先ほど、この意見に対する市の考え方ということで、楠委員と重複するんですが、今後も地域の皆様と検討を重ねていきたいと思っておりますという、こういう

回答をしているんですけれども、財政の厳しい折、いろいろあるでしょうけれども、どういう形で、協議会とか言われていましたけれども、いつキックオフじゃないですけど、いつそういう話に入っていくのか。入っていてもすぐ、まちづくりですから、どのような方向ですということ、地域住民の方と今後の三木里の将来という部分も考えて、やっぱり常に意見交換はしていかないといけない。

ただ、意見交換だけで、やらないというわけにもいきませんし、そこら辺を明確にしていかないと、やっぱり誠意の持った対応とは言えなくなってくると思いますので、そこら辺を具体的に行政としては示すべきかなと思うんですが、いかがですか。

○加藤市長　今回具体的な例として学校の廃校ということからスタートしながらというような、こういうことがスタートしていて、今それを今回要するに議案として提示をさせていただいているわけなんですけれども、正直申しまして、今回うれしかったのは、やっぱり地域の皆さんが、これを廃校にして活性化するためのいろんな御意見を持っていらっしゃると、これは大事にすべきだと思っているんですよ。

その方々が、やはり今の状況だったら縛りがあるから、早く廃校にして普通財産にしてくれと、これはもう私としては非常に重要な話である。

そして、当然のことながら、ただ単に廃校にするだけじゃなしに、これをまちの活性化をするために、不自由な分を何とかするがためにいろんな御意見を出されたというのが現状なんですよね。それに一緒になって話していきましょうというような。

さっき説明しましたパブリックコメントの中でも、三木里地区、たくさん多かったです。その内容についてもいろいろあります。その辺のところをきちんと地区の住民の方々といろいろ話ししながら、市としていろんな調整をしながら前向きに検討していくと、こういうステップじゃないかなと私は思っているんですけれども。

○野田委員　地域住民の方が何百人おる中で、全ての意見を聞くことは不可能ですけれども、やっぱり尾鷲市として、まちづくりとしてどういう形を望んでいるとか、また意見も聞きながら、やっぱりそういう手順というものを、2年、3年かかってしまうと思うんですけれども、災害どうこうと言われたらそれまでですが、そういう説明していくという気持ちはやっぱり大事な事かなと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしますということと、あと、こっち側の20ページのところなんですけれども、ナンバー22と23の元九鬼出張所と元九鬼出張所の村会議場というところがあるんですが、これは令和3年度に除却ということになっています。

それで、その後、売却に向けた検討ということで、3年間、予定として計画として上がっているんですけども、これは、令和4年度から、計画では、そこから着手するって判断していいんですか。

(発言する者あり)

○野田委員 いやいや、売却のほう。

○岩本財政課長 令和3年度中に予算を計上して、取壊しを行って、令和4年度、早速公告、売却の手続に入りたいと思うんですけども、この件については、周辺の方も欲しいと言われるような意見もありますので、ある程度売却が見込めると、どうなるかは分かりませんが、そういった方向では検討させていただきたいと思っております。

○野田委員 もう一つ、ナンバー112の元九鬼中学校の機能移転先の検討ということが令和3年から6年で計画やっていますが、現在ヤーヤ便の出荷作業に利用しているということで、今回いろんなふるさと納税の返礼品で十分機能したと思うんですが、そういう方向で考えているというふうに解釈してよろしいですか。どのようなイメージなのか。

○岩本財政課長 ヤーヤ便の出荷作業で現状使っていただいておりますけれども、ここに書いてあるように、老朽化が進んでおって、耐震性もないということもあるので、できれば安全な施設への移転ということが必要なんじゃないかという意味で書かせていただいております。

○三鬼(和)委員 すみません、関連して、九鬼の場合、体育館か何か使って、ユニカールかなんか、老人会の方がされておると思うんですけど、そういった計画を進めていくときに、そういったものの代替というのか、それも維持……。

(「体育館は維持」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員 体育館、その場合、トイレとかそういったもんはきちっと管理も併せてしていくという理解でいいんですか。

○岩本財政課長 現状においても、市のほうで浄化槽の維持管理を持って使っていただいておりますので、今後も維持していくような形でしばらくいきたいと思っております。

○南委員長 他にございませんか。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、特にその他のほうで。

○三鬼（孝）委員　　すみません、時間が迫って。

当初予算に関連しまして、過疎対策事業債が28億余りあるんですけれども、過疎対策が今年度で期限を迎えるんですね。それで、新しい新法ができるのかというような情報がありますけれども、その辺の内容は把握しておりますか。

○岩本財政課長　　その情報は得ておるんですけれども、まだ新しい制度、どのような名称になるかも含めて、決まっていらないような状況があります。ただ、過疎対策としては続いていくというふうには聞いております。

○三鬼（孝）委員　　そうすると、過疎対策事業債は継続して借りるということですね。

○岩本財政課長　　継続して借りる方向でおります。

○三鬼（孝）委員　　分かりました。

新しい新法ができたら、委員会でその説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○南委員長　　めど的にはいつぐらいになるんですか、国のほうは。

○岩本財政課長　　3月の末ぐらいにはという話です。すみません。

○南委員長　　分かりました。

これで財政課の審査を終了いたします。

午後は1時15分から行います。

（休憩　午前11時58分）

（再開　午後　1時12分）

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、総務課に入ってくださいました。

総務課の付託議案としては3本ですね。1本ずつ審査に入りたいと思います。

まず、議案第7号、尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正についての説明を求めます。

○竹平総務課長　　それでは、総務課に係る議案第7号、尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正についてにつきまして御説明をさせていただきます。

議案書の8ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、第1条では、福利厚生観点から、職員互助会売店については、これまで使用料の徴収を行っていなかったのですが、新た

に本年4月1日より、目的外使用料として月額2万1,000円の使用料を定めて徴収しようとするものでございます。

次に、第2条では、天文科学館における目的外使用である定点カメラ設置の使用料につきましては、使用料の算出において、年額3,700円とすべきところを月額3,700円としていたことから、遡及適用させた上、条例の一部を改正させていただきたいというものでございます。このことにつきましては、誠に申し訳ございませんでした。

天文科学館に設置されている定点カメラにつきましては、平成19年度に三重テレビ放送株式会社が設置してから、平成23年度には東海テレビ、令和元年度には一般社団法人共同通信社が設置しており、令和2年度までは1平方メートルにつき年額3,700円を徴収しておりました。昨年3月に制定した条例別表中の使用料の算出基準を改め、遡及適用させる条例の一部改正を行いたいというものでございます。このことについては、誠に申し訳ございませんでした。

条例議案の説明としては以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言願います。

○小川委員 これ1条のほうなんですけど、これ今まではなかった、なぜ今こういうのが上がってきたのかというのは。

○竹平総務課長 これにつきましては、互助会売店ということで、本来市には御飯を食べるとかそういったものはございませんので、福利厚生観点から、今まで使用料としては取っておりませんでした。

ただし、ほかの市町においても、売店という形では取っておるところがちょっと見受けられましたので、これについては、取った中でいくのがよいであろうという判断をしたということでございます。

それと、昨年度にきっちりと条例も改正されておりますので、それに合わせた上で、今年度から取っていくべきではないかということで判断したところでございます。

○奥田委員 僕、じゃ、第2条のほうでお聞きしますけど、これ月額、今は月額3,700円というふうに条例でなっているけれども、年額3,700円が正しいということで直すということですか。

何か妙な感じするんですけど、でも、年額3,700円なんて、月に直すと三百円ちょっと、そんなものですか、世間一般的に。

○竹平総務課長 平米数ですと、大体そんなものになってしまうのかなと思って
おります。

これについては、条例の制定のときにも多分説明があったかどうかはちょっとあ
れなんですが、電柱敷とかああいうのでいくと、大体1,500円とかそれぐらい
になりますので、平米当たりはそれほど大きな場所を設定しているものではなく、
そこの場所に置くというような形でございます。

○奥田委員 月額300円って、安いですね、でも。そんなもんなんですかね、
これ。

○竹平総務課長 地積に直すと0.09平米とか、そういう場所、プラスされるん
ですけど、それと、屋上のカメラに設置しているカメラの面積、それと、送信機が
ございますので、それだと0.7平米とか、その会社によって大きさは違うんです
けれども、そういう形で、設置してある部分ということでございます。

○三鬼（和）委員 先ほどの説明では遡及するということで、これ、遡及になる
と、令和2年4月1日から遡及ということですか。

ちなみに、概算で金額としては幾らぐらいになるんですか。

○竹平総務課長 1社ずつ金額については違うんですけれども、三重テレビでい
けば、地積が2.25平米と、地積が1平米、3.25平米に3,700円掛ける形
になります。

それと、東海テレビですと、これは面積が狭くて、0.09平米の屋上カメラと、
1階送信分が0.7平米、共同通信社にすると、0.15平米の屋上カメラに1階の
送信機が0.82、約1平米というような形で料金を徴収するという事になって
おります。

○三鬼（和）委員 手続的には、この定例会の補正には入っているんですか。そ
れとも、3月31日の臨時会とかでやられるんですか。これは2年分ということに
なっておるので、どういう措置されるんですか。

○竹平総務課長 本来、去年の4月1日からの適用部分を間違っておったという
ことで、今年度、収入がされるということですか。

○三鬼（和）委員 分かりました。

○楠委員 今、目的外使用ということで、第1条は互助会の売店ということだっ
たんですけど、行政財産の中に組合事務所は置いてないんですか、ちょっと確認だ
け。

○竹平総務課長 組合事務所も目的外使用で、前回の3月の条例のときに認めて

いただいております。

(「使用料は取っている」と呼ぶ者あり)

○竹平総務課長 使用料を取っております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、次の議案、第16号、令和2年度の一般会計補正予算(第11号)の説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、人件費及び総務課に係る補正予算について御説明をさせていただきます。

予算説明書の20、21ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

まず、歳入ですが、20款諸収入、5項雑入、1目雑入419万9,000円の減額のうち、総務課分といたしましては、2節総務費雑入、職員研修助成金2万9,000円の減額であります。これは、研修参加中止による助成金の減額です。影響としては、コロナによる中止になったということでございます。

次に、歳出でございますが、まず、人件費につきまして一括説明をさせていただきます。

別紙の委員会資料を通知させていただきます。1ページを御覧ください。

まず、資料1の職員人件費になりますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、時間外30万円の減額と職員1名の退職による職員手当の増額で、合計625万7,000円の増額。

2款1項14目の諸費の特別給付金給付事業123万9,000円の減額及び6款商工費、1項商工費、1目商工総務費の20万円の時間外の減額で、職員手当として合計481万8,000円を計上しております。一般管理費における災害等が少なかったことによる時間外の減と、商工総務費の分につきましては、イベント等の減による減額ということでございます。

次に、資料2の会計年度任用職員人件費になりますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、特別職及び職員人件費の1節報酬における75万円の減額は、政策調整課、防災危機管理課など11名の会計年度任用職員報酬の実績による減額でございます。

また、14目諸費、特別定額給付金事業、1節報酬における242万2,000

円の減額は、事業費の確定による減額によるものでございます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算について御説明をさせていただきます。

予算書に戻っていただき、25ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

補正予算書、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、人事管理経費につきましては、採用募集広告の減による広告料9万8,000円の減額及び受診者数の確定による職員健康診断委託料50万円の減額でございます。

職員研修事業8万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症により研修会の中止による旅費及び負担金を減額するものでございます。

次に、総務一般管理経費435万9,000円の減額の主なものは、実績に伴う燃料費120万円の減額、公用車集中管理等業務委託料の入札差金等で109万6,000円、有料道路通行料160万8,000円の減額、公用車購入ほかの入札差金で31万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、次ページになりますが、庁舎管理経費では、PCB廃棄物処理委託料の入札差金ほか264万7,000円の減額、8目公平委員会、公平委員会経費は、委員会開催が1回であったこと及び全国公平委員会連合会東海支部総会が中止になり、9万9,000円を減額するものでございます。

総務課に係る補正予算の説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑ある方、御発言願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、続きまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、令和3年度尾鷲市一般会計につきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入について御説明をさせていただきたいと思いますが、人件費につきましては一括での説明となります。よろしく願います。

それでは、予算書の22、23ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度予算額110万円のうち、総務課分は、説明欄にあります行政財産使用料76万5,000円で、主な貸付物件は、職員組合事務所、職員互助会売店使用料、庁舎ロビーに設置の避難所等案内版、共同キャッシングサービスボックスでございます。

28、29ページを御覧ください。

国庫支出金でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度予算額2,128万9,000円、1節総務費補助金のうち、総務課分は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金106万4,000円で、これは、国が設置する特定個人情報の提供の求めなど、いわゆる個人番号カード等に係る情報提供ネットワークシステムにアクセスする自治体中間サーバーの運用保守経費の利用負担金416万3,000円に対する財政措置分でございます。

30、31ページを御覧ください。

15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金、本年度予算額119万3,000円、1節総務管理費負担金の特例事務処理交付金は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律など、権限移譲に伴う事務処理に対する交付金でございます。

42、43ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、総務課分は1,288万6,000円で、給与計算等に係る水道事業会計負担金、生活年金プラン事務費、互助会間電気使用料、国民健康保険事業特別会計のシステム利用負担金、派遣職員人件費が主なものでございます。

続きまして、歳出を御説明させていただきます。人件費につきましては、全ての費目にまたがりますので、別紙資料にて御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の3ページを御覧ください。

この資料につきましては、1款の議会費から9款の教育までの一般会計と国保、後期特別会計ごとに目別の給料、職員手当について記載をさせていただいております。表内の職員数の増減は、前年度当初との比較で、退職者と新採用職員との差引き、異動等による原因でございます。

まず、給料の項目でございますが、一般会計、特別会計の合計で6億7,170万3,000円となり、前年度と比較しますと110万9,000円の減額となっております。これは、副市長及び退職職員と新規採用職員との差引き等による要因及び給料の差額と定期昇給との相殺によるものでございます。

次に、職員手当でございますが、児童手当を除く本年度の予算額は4億295万9,000円で、前年度と比較しますと802万9,000円の増額となります。内訳といたしましては、期末勤勉手当が人事院勧告による0.05月分の引下げ等による減額となるものの、時間外勤務手当で1,325万6,000円の増額によるものでございます。これは、本年度に行われる市長選挙、市議会議員選挙と衆議院選挙における時間外手当1,181万6,000円を計上していることが主な要因でございます。

次に、退職手当3,913万5,000円、前年度と比較しますと241万円の減額となりますが、市長退職金1,620万円と昨年度の定年退職者2名に対し、本年度は1名となることによるものでございます。

9款の教育費の退職手当は、任期付職員の任期満了によるものでございます。また、共済費につきましては、本年度予算額2億858万7,000円で、主に職員の減員により、前年度と比較して152万6,000円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

会計年度任用職員の人件費でございますが、1款の議会費から9款の教育までの目別の報酬、給料、職員手当等について記載をさせていただいております。表内職員数の増減は、前年度当初予算の比較で、ふるさと納税、個人番号カード交付事業、選挙事務、部活動の支援員と国体事務など全体として13名の増員となっております。

4款清掃費、5款山林管理費の2節給料は、フルタイム勤務となる環境課の作業員、水産農林課の作業員9名分でございます。

1節報酬1億8,391万1,000円、2節給料2,340万7,000円、3節諸手当、4節共済費及び9節費用弁償合計で2億9,079万7,000円、前年度と比較いたしますと1,111万1,000円の増額となっております。

なお、本委員会所管の予算の中で、人件費については、総務課において一括して予算計上しておりますので、各課における人件費の内容につきましては割愛とさせていただきますと考えております。

続きまして、人件費以外の総務課に係る予算について御説明をさせていただきたいと思っております。

予算書に戻っていただき、予算書の54、55ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額7億1,285万

7,000円、前年度と比較して3億3,997万9,000円の減額となりますが、この主な要因は、本庁舎の耐震工事が完了したことによる本庁舎耐震事業の3億8,414万円の減額によるものでございます。

財源内訳といたしましては、国庫県支出金として社会保障・税番号制度システム整備費補助金106万4,000円ほか、国保会計など総合住民情報システム利用負担金などで718万5,000円でございます。

人件費以外の支出といたしましては、56、57ページの人事管理経費の1,140万5,000円で、前年度と比較しますと675万1,000円の増額となります。主な支出といたしましては、1節報酬13万9,000円で、特別職報酬審議会委員報酬となっております。

次に、8節旅費41万5,000円で、職員採用試験面接官旅費が3万3,000円、三重地方税管理回収機構に派遣している職員の帰還に伴う特別旅費が5万9,000円、災害被災地派遣旅費が31万3,000円となっております。この災害被災地派遣旅費につきましては、災害等において被災した自治体から応援要請があった場合の職員派遣旅費の支出で、職員2名、7泊8日で計上させていただいております。

次に、12節委託料783万9,000円及び13節使用料及び賃借料232万7,000円は、現行の人事給与システムに係る経費及び人事給与システムの更新に係る経費が主なもので、今年度は更新時期のため、更新に係る経費として、人事給与システム更新業務委託料385万円、人事給与システムデータ移行業務委託料103万4,000円、人事給与システム利用料63万6,000円が追加させていただいております。

次に、次ページの職員研修事業費32万6,000円でございます。11節役務費の自動車の安全運転に係る技能講習会ほか12節委託料は22万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金1万5,000円は、研修参加負担金でございます。

なお、令和3年度の職員研修としては、職階別研修、法制執務研修などの能力向上研修、また、公営企業会計研修など、三重県市町総合事務組合が主催する、30項目ほどございますけれども、そういった行政研修の多岐にわたる研修に職員を参加させ、人材育成の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、総務一般管理経費3,649万1,000円は、前年度と比較しますと58

0万7,000円の減額ですが、この主な要因は、今年度においては車両購入の予定がないため、減額となっております。

主な支出といたしましては、7節報償費48万円は、顧問弁護士に対する報償費でございます。

10節需用費599万9,000円は、条規類集等書籍の追録代、印刷用紙代の消耗品費120万円、公用車ガソリン代387万5,000円、公用車の修繕料92万4,000円でございます。

11節役務費395万3,000円の主なものは、庁舎電話代等の通信運搬費372万円でございます。

12節委託料2,141万7,000円の主なものは、条規類集データベースシステム委託料304万7,000円、公用車集中管理業務委託料1,316万7,000円でございますが、次ページの地方公務員定年延長関係例規整備支援業務委託料は、新規に計上するものでございます。これは、地方公務員法の一部を改正する法律が令和2年3月に国会へ提出され、継続審議中でございますが、法案の施行日が令和4年4月1日となっているため、可決された場合を考慮し、条例等を整備するため計上させていただくものでございます。

13節使用料及び賃借料448万8,000円は、複合機使用料、有料道路通行料338万7,000円が主なものでございます。

17節備品購入費15万4,000円は、シュレッダー1台の購入を予定しております。

次に、情報化推進事業の8,213万7,000円は、前年度と比較しますと1,428万6,000円の増額となりますが、この要因は、新規に計上となる、上から6番目に記載の財務会計システムの更新に係る財務会計システム更新業務委託料1,084万8,000円と、財務会計システム移行業務委託料187万円が主なものでございます。

主な支出といたしましては、10節需用費、ネットワーク関連消耗品費12万5,000円、12節委託料4,775万2,000円、これは、庁内システムサポート保守委託料3,207万7,000円、財務会計システムサポート保守委託料206万8,000円及び財務会計システム更新業務委託料1,084万8,000円が主なものでございます。

13節使用料及び賃借料2,719万2,000円は、インターネット使用料327万4,000円、次ページでございますが、総合住民情報システム借上料1,46

0万3,000円、パソコンのリース料603万9,000円ほか、財務会計システムのクラウド化に伴う利用料235万7,000円が主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金706万8,000円、主なものは、国と自治体をつなぐ中間サーバーの維持負担金416万3,000円で、これは、自治体の規模により負担金が算定されているものでございます。

次に、情報公開57万7,000円は、情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会に係る経費で、主なものといたしましては、1節報酬25万円、8節旅費31万9,000円を計上しております。

次に、庁舎管理経費の2,168万3,000円は、前年度と比較しますと3,796万3,000円の減額となりますが、これは、庁内にて保管しているPCBの廃棄物処理が終了したことによる減額が主なものでございます。

10節需用費1,126万9,000円の主なものは、庁舎の光熱水費887万9,000円及び修繕料200万円が主なものでございます。

11節役務費183万9,000円は、庁舎の浄化槽保守点検業務176万5,000円が主なものでございます。

次ページの12節委託料857万5,000円は、自家用電気工作物保安業務委託料27万6,000円ほか、庁舎の警備業務委託料682万円が主なものでございます。

次に、68、69ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

いじめ問題調査委員会費でございます。17万3,000円でございますが、これは、尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例にあります尾鷲市いじめ問題調査委員会の委員報酬と旅費でございます。本委員会は、重大事態への対処として、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策会議を経て、学校または学校設置者が行った調査に対して再調整を弁護士や心理、福祉の専門家が行うものとなっております。

次に、82、83ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

8目公平委員会費、本年度予算額28万9,000円、前年度と比較しますと12万2,000円の増額となっております。この要因といたしましては、今年度は輪番制により三重県公平委員会連合会の会長市となることから、全国公平委員会連合会総会への参加に係る参加者負担金などの経費のためでございます。

主な支出といたしましては、3名の委員報酬12万6,000円と、東海支部総会研修会、これ静岡県でございますが、そちらへの出席に係る旅費9万3,000

円でございます。

次に、96、97ページを御覧ください。こちらにも通知をさせていただきます。

14目諸費、本年度予算額912万円のうち、総務課分といたしましては、次のページにございます122万1,000円の総務管理費負担金のうち、上から三重県安全運転管理協議会会費1万3,000円、安全運転管理者講習会1万8,000円、紀北自家用車協会5,000円、二つ飛びまして、平和市長会議2,000円の年会費でございます。

続きまして、選挙管理委員会に係る予算を御説明させていただきます。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

36、37ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金4,558万2,000円のうち、3節選挙費委託金1,926万7,000円は、在外選挙特別経費委託金1,000円と衆議院議員選挙執行委託金1,926万6,000円で、衆議院議員の任期が令和3年10月21日で満了となることから、令和3年度中に執行される衆議院選挙の執行委託金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

110、111ページになりますので、通知をさせていただきます。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額108万8,000円でございます。事務局経費108万8,000円の主なものは、1節報酬の63万8,000円、委員長をはじめ4名の年額報酬で、8節旅費10万5,000円は、本年度愛知県新城市で開催される選管連合会東海支部総会出席旅費でございます。

10節需用費22万3,000円は、選挙法令書籍の追録代が主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金10万7,000円は、所属する団体等に対する負担金で、各記載のとおりでございます。

次に、2目衆議院総選挙費1,926万6,000円は、衆議院議員の任期が先ほど申しました令和3年10月21日で満了となることから、令和3年度中に執行される衆議院選挙に係る経費でございます。

主な支出といたしましては、1節報酬163万8,000円は、投票立会人、開票立会人、選挙期間内の採用される会計年度任用職員などに支払われる報酬でございます。

7 節報償費の 1 0 万 2, 0 0 0 円は、掲示板設置に係る謝礼でございます。

次ページの 1 0 節需用費の 2 0 3 万 8, 0 0 0 円は、消耗品費 1 4 1 万 2, 0 0 0 円が主なものでございます。これは、選挙用事務用品でございます。

1 1 節役務費の 2 1 4 万 5, 0 0 0 円の主なものは、通信運搬費 9 8 万円ほか、選挙公報配布手数料 4 4 万円、分類機支援手数料 3 7 万 8, 0 0 0 円でございます。

1 2 節委託料の 1 4 9 万 2, 0 0 0 円は、選挙システムの改修及び選挙ポスターの掲示に係る費用でございます。

1 3 節使用料及び賃借料の 5 2 5 万 3, 0 0 0 円は、個人演説会会場の借上料 3 7 万 6, 0 0 0 円ほか、洋上投票用のファクス借りに係る 4 6 2 万円でございます。

次に、3 目市長選挙費の 8 3 1 万 7, 0 0 0 円は、市長の任期満了に伴う市長選挙が市議会議員選挙と同日の令和 3 年 6 月 6 日と決定したことから、執行に係る経費でございます。

主な支出といたしましては、1 節報酬の 8 万 9, 0 0 0 円は、選挙立会人に係る報酬でございます。

7 節報償費の 1 0 万 2, 0 0 0 円は、掲示板設置に係る謝礼でございます。

次ページの 1 0 節需用費の 7 8 万 2, 0 0 0 円は、消耗品費 2 9 万 7, 0 0 0 円と投票用紙などの印刷製本費 4 8 万 5, 0 0 0 円でございます。

1 2 節委託料の 1 0 0 万 4, 0 0 0 円は、選挙ポスターの掲示に係る費用でございます。

1 4 節使用料及び賃借料 3 0 万 1, 0 0 0 円は、個人演説会会場借上料でございます。

1 8 節負担金、補助及び交付金 6 0 2 万 2, 0 0 0 円は、選挙運動用通常はがき交付金 2 0 1 万 6, 0 0 0 円ほか、立候補者の選挙運動に係るものでございます。

次に、4 目市議会議員選挙費 3, 3 7 0 万 2, 0 0 0 円は、市議会議員の任期満了に伴う執行に係る経費でございます。

主な支出といたしましては、1 節報酬の 1 3 1 万 5, 0 0 0 円は、投票立会人や選挙立会人に係る報酬でございます。

7 節報償費の 1 0 万 2, 0 0 0 円は、掲示板設置に係る謝礼でございます。

1 0 節需用費の 2 4 5 万 9, 0 0 0 円は、立候補者に係るたすきなどの選挙運動用品などの消耗品費 1 5 3 万 4, 0 0 0 円、投票用紙などの印刷製本費 9 2 万 5, 0 0 0 円でございます。

1 1 節 役務費の 1 7 5 万 7, 0 0 0 円は、次ページの通信運搬費 9 0 万 4, 0 0 0 円ほか、分類機支援手数料 3 7 万 4, 0 0 0 円などでございます。

1 2 節 委託料の 3 2 3 万 4, 0 0 0 円は、選挙ポスターの掲示等に係る費用でございます。

1 8 節 負担金、補助及び交付金の 1, 8 6 6 万 7, 0 0 0 円は、選挙運動用通常はがき交付金 2 2 6 万 8, 0 0 0 円ほか、立候補者の選挙運動に係るものでございます。

続きまして、第 2 条、第 2 表の債務負担行為について御説明をさせていただきます。

9 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

債務負担行為のうち、総務課分といたしましては、人事給与システム利用料、庁内 DNS・メールサーバ及びメインスイッチ更新機器借上料、三重県セキュリティクラウド負担金の 3 本で、期間及び限度額は記載のとおりでございます。

人事給与システム利用料につきましては、更新される人事給与システムについて、クラウドとなることから、それに係る利用料でございます。

庁内 DNS・メールサーバ及びメインスイッチ更新機器借上料につきましては、庁内ネットワークシステムについて、補修延長ができないネットワーク機器の一部があることから、ネットワークの安定性を確保するための機器借上料でございます。

三重県セキュリティクラウド負担金につきましては、現在市のインターネット接続については、安全性の高い三重県セキュリティクラウドを活用しておりますが、そのシステムの更新構築に当たり、次期セキュリティクラウドの負担分でございます。

以上で総務課分の令和 3 年度当初予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第 1 1 号の総務課所管の説明、選挙管理委員会も踏まえた説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

○三鬼（和）委員 5 8、5 9 ページ、新年度の本冊で、職員研修事業費なんですけど、これ 3 2 万 6, 0 0 0 円、職員の技術的というか、職員としての研修だと思ふんですけど、コロナ禍等もあり、職員もそうですし、市民の方もということで、こういったことも踏まえたメンタルヘルス的な研修というのは、本年予定されてい

ないんですか。必要だと思うんですけど、そういった検討はされなかったのですか。

○竹平総務課長 今年度、全体研修はこれから予定するんですけども、メンタルヘルス研修につきましては、令和2年度であれば、2名参加させるというような形で、少ない人数ですけども、毎年一応参加はさせております。

○三鬼（和）委員 リーダー的なのというのかな、そういった研修はされていると思うんですけど、この時期に関しましては、もう少し広く各課のリーダーが受けられるぐらいの研修というか、研修指導員をこちらへ呼んで受けさすとか、そういったことも必要ではなかったのかと思うんですけど、そういった議論はなかったのですか。

それと、もう一点、選挙のほうで、112から117にかけて、この予算につきましては、市長選で何名、市議会で何名の予算として積算されておりますか、この辺だけ教えてください。

○竹平総務課長 説明不足で申し訳ありません。

まず、選挙費について、市長選挙については、市長選のほうについては4名、市議会議員選挙については18名の予定で計上しております。

それと、職員研修につきましては、当然中で議論をしなくてはいけないということで、今現在三重県市町総合事務組合ですか、そこにおいて、大体昨年であれば34項目ぐらい、そういった中で、各階級別に職員のリーダー研修含めて、研修はさせております。

全体研修としては、人事評価制度の研修等も予定をしておりますので、またその辺について、しっかりと進めてまいりたいと思います。

○下村副市長 職員全体のメンタルヘルス研修につきましては、過去にも福祉保健課と合同でということがございましたので、その辺もまた検討させていただきたいと思います。

○三鬼（和）委員 時代背景的に福祉保健課が行った、大学の教授なんかを呼んで公民館かなんかでされたのも、私も参加もさせていただいたことがあるんですけど、全体にこういった世の中になって、職員の皆さんもいろんなこういったことも乗り越えていろいろ仕事をしていただく、一般の業務とともにやっていただかなくちゃいけないというのと、市民の方々の相談等々も以前より多くなるということも考えられますので、できましたら、予算の増加をしてでもそういった研修は前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員　　すみません、68、69ページのところ、いじめ問題調査委員会、17万3,000円とあるんですけど、これって以前からあったのかな。

○竹平総務課長　　以前のところまでちょっと見てなかったんですが、昨年度も同じ計上をさせていただいておって、ただ、執行がされていないということでございます。

○奥田委員　　これは、あくまでも子供の問題ですか。

○竹平総務課長　　あくまでも、まず最初に、教育委員会でいろんな検討とかそういうものが行われた後に、第三者機関としてせんらん場合について、部署を離れてこちら側で予算を持って当たるという認識であります。

○奥田委員　　いわゆるいじめとかあったときの第三者機関というやつね。

でも、僕、いじめってね、前も言うたことあるんやけれども、大人が悪いんさね。子供の問題じゃないんですよ。

僕もね、一部地元紙から、もう13年以上にわたって陰湿的な長期的ないじめを受けておるんですよ。今、裁判しておるんやけれども、やっぱり大人の相談、僕も本当にしんどいんですわ、本当に。本当に参りますよ。子供の問題じゃないんですよ、これ。大人の問題やもんで、僕もこれ相談したいぐらいだと、今これ見ておって思ったんだけど、本当に大人のほうが陰湿なんさ。長いしね、ねちっこいんですよ。

子供よりねちっこいような気がするんやけれども、僕らちっちゃいときでも、いろいろあっても、後で仲直りしたりとか、そんなむちゃくちゃなことはせなんと思うけど、大人の新聞社がペンの暴力でやり込むんですからね、もうたまったもんじゃないですよ。

そういう相談の窓口、僕、ぜひ、僕以外でも受けておる人おるんじゃないか……。

○南委員長　　奥田委員、本題のほうへ戻ってください。

○奥田委員　　だから、こういうのがあるんやったら、僕、大人の、それってハラスメントになってくるのかな、いろんなことがあると思うんやけれども、こういう窓口をやっぱりもうちょっと僕、大人の分も含めて誰かつくってやってほしいな。僕、相談したいぐらいやもん、本当に。すみません、また、御検討ください。

○南委員長　　答弁ありますか。

○竹平総務課長　　今回の総務課で持っている予算につきましては、当然いじめ問題調査委員会ということで、教育に係る部分でございますと。

あと、今、奥田委員がおっしゃったことにつきましては、市民生活のほうの相談

とか、そういった辺りのところで何とか対応ができるかなというふうな形になるかと考えております。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 先ほど三鬼委員も言われた職員の研修事業なんですけれども、これって大体30万からそれぐらいの資金で、金額どうこうじゃないんですけれども、ここら辺は、技能講習会受講手数料とか研修委託料で22万とか上がっているんですけれども、もう少しこれ、尾鷲のいろんな先を見るような研修とかということはいあまり企画されないんですかね、これ。

○竹平総務課長 委員を呼んでというのと、大体が全体講習の形になるのかなというふうには考えております。

それと、あと、行政のほうについては、市町総合事務組合が、いろんな本当に新規採用から管理職まで含めて幅広くそれぞれに応じた研修内容がございまして、去年、先ほど言いましたが、34ほどの項目があって、それについては230人ほど参加しております。

以前ですと400人程度参加させておったんですが、コロナがありまして、いろいろと参加、前半の部分の中止が結構ありまして、なるべくそういった項目、会計事務からいろんなところまで広く、メンタルヘルスの研修もございまして、訴訟対応の研修であったり、不当要求であったり、項目別にはいろいろありますので、それになるべく数多く職員を参加させたいというふうに考えております。

○下村副市長 以前にも御説明させていただいたことがあるんですが、交通安全協会等から専門委員を依頼しまして、市職員の全体講習などをして講師謝礼というのが発生しないというようなことをいろいろ活用させていただいております。

それと、さっきにも言いましたように、福祉保健課等とのタイアップによって講師を、総務課の費用ではなく、福祉保健課の費用で招くというようなこともございまして、職員全体講習につきましては、そういった形で進めていきたいと思っております。

○野田委員 現実の実務的な研修はいろいろやられていると思うんですけれども、一つは、講師料というのはどれくらいかかってくるのか分かりませんが、やっぱり尾鷲市役所の職員としてのそういうもう一歩先を見るような研修というんですか、そういうことも、金額もいろいろあるでしょうけれども、やっぱりそういう研修も必要じゃないかなという気はしましたもので、ちょっと提案させていただきました。

それと、もう一点ですけれども、よろしいですか。

○南委員長 はい。

○野田委員 61ページの情報化推進事業のところで8,213万7,000というのが上がっています。それで、その中の委託料のところで、ちょっとこれ、説明してくれたんか、ちょっと僕聞き忘れたんか分かりませんが、財務会計システム更新業務委託料、財務会計のシステムデータ移行業務委託料、あと、使用料及び賃貸料でネット、こういうところの、あとライセンス料とかありますけど、あと、次ページには財務会計システム利用料とかあるんですけれども、これは、この更新が今そういう時期の委託料になるんですか、ちょっと。

○竹平総務課長 財務会計システムの更新の委託につきましては、12月に債務負担を上げさせていただいた部分でございますが、令和元年度から令和5年度までということで、ちょっと更新時期になりまして、どうしてもそこで更新をしていかなければ、保守もないということになります。

それと、データ移行業務につきましては、業者が変われば、そこでデータ移行を必ずしなければならないので、そういった予算を上げさせていただいております。

ほかに、ライセンス使用料につきましては、オンライン化ということもありまして、ズームとかができるような形で、ライセンスを持ってやっていくというような形を取っております。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、ちょっと私のほうから、115ページの市議会議員の選挙経費と市長選挙のこれ、人数分は何名見込んだ予算なのか。

(「さっき……」と呼ぶ者あり)

○南委員長 聞いた、ごめんなさい、それは。

(「4と18」と呼ぶ者あり)

○南委員長 4と18だった。すみません、えらいちょっと聞き漏らして。

それと、市長選挙と市議会選挙は、これで3回目のダブル選挙となるんですけれども、かなりの経費が、例えば人件費だとか看板設置代って、大体どれほど安くなるとはじています、大体の額でいいんですけど。

○竹平総務課長 大変概算で申し訳ないんですけれども、大体1,000万程度ということでございます。

○南委員長 それと、選挙説明会の日取りなんかはまだ決まっていらないですよ、

参考までに。

○竹平総務課長 4月の27日に説明会をさせていただきたいというふうに予定しております。1日で……。

○南委員長 両方ともですか。両方とも説明会ですか。

○竹平総務課長 両方と。4月の27日を予定しております。

○南委員長 分かりました。えらいすみませんでした。

その他の報告ないようですので、総務課の審査は終わります。ありがとうございました。

あった。

それでは、報告をお願いします。

○竹平総務課長 その他報告事項として2点させていただきます。

まず、市庁舎の耐震工事についてでございますが、市民の皆様には大変長らく御不便おかけしておりましたが、ようやく今月の3日に完成検査を終えました。無事工事を終えることになりましたこと誠にありがとうございました。

それと、2点目といたしましては、人事に関わることでございます。

現在まだ調整中でございますので、詳しい内容については、御説明はできないんですけれども、現在国との人事交流の話を進めさせていただいております。決定の発表につきましては、国には24日にはできるということで確認をしているところでございます。

このことにより、国から本市への職員の1名の派遣と、あと、本市職員1名を国へ派遣させるということになり、今現在本市職員の借り上げするための住むところを探しているところでございます。

この人事交流に伴う移転料を含む旅費、また、借上料についての予算が必要となることから、3月末の臨時会で予算についてちょっと計上させていただきたいということでございます。ひとつよろしく願いいたします。

また、尾鷲市へ派遣される職員分の借上料の契約につきましては、4月で一応対応できるんですけれども、派遣させる本市の職員分の借上料につきましては、今月中に契約をする必要があります。どうしても令和2年度中の予算が必要となることから、現行の予算と、あと、もしくは流用をするようなことになるかと思うんですが、お認めをいただきたくよろしく願いいたします。

ですので、3月末日の臨時会には、令和2年度の補正予算で借上料等を計上して、令和3年度の補正予算として、2人分の移転料を含む旅費及び4月からの借上料、

それと、若干の person 費の手当の部分について上げさせていただきたいというふうに思います。

ちなみに、借上料につきましては 2 人分で、大体今 200 万円程度、旅費については多分 20 万円程度になるというふうなことで、今精査しております。

これから予算を確実に精査して、予算のほうを計上させていただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○南委員長 特に、報告事項なんですけど。

○小川委員 国から来られる方の経歴というか、どこ出身の方で、幾つぐらいの方とか、そういうのは分らんのですか。

○南委員長 はっきり言うて。まだ未公開やったら。

何、はっきり言うてくれっていうの。

○竹平総務課長 すみません。24 日以降に、また皆さんに御報告させていただきたいと思います。

○楠委員 せっかく交流ができるので、もう大変いいことだと私は思うんですけど、一応 2 年間ぐらいの予定ですか。

○竹平総務課長 今折衝の段階で、2 年間ということで確認を終えました。

○奥田委員 これはあれですか、去年の 3 月までは、県から 2 人、課長級来てもらっていて、今年度はなかったやないですか。次はまた国というのは、それはどういうふうなあれなんかな。

一旦県はやめたでしょう、課長級はもう内部でやると、それは財政的なこともあろうと思うんだけど、それで、また、今度国と。以前、国から来てもらった副市長もいらっしまったけど、どんな感じなんですか。

○下村副市長 国との話の中で人事交流という形で、省庁によっては、全国の自治体に人事交流で出しておるといような兼ね合いの中で、令和 3 年度に、省庁によって何人出せるという枠があると思うんですが、令和 3 年度であればというようなお話があり、現在進めておるといような状況でございます。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、総務課の審査を終わります。

ここで 10 分休憩します。10 分間ね。

(休憩 午後 2 時 04 分)

(再開 午後 2時14分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、政策調整課の議案第16号、令和2年度の一般会計補正予算11号の説明から求めます。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決について、政策調整課分を御説明いたします。

補正予算書説明書の14、15ページを御覧ください。通知させていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち、36万2,000円の増額は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う増額でございます。

次に、18、19ページを御覧ください。通知させていただきます。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金100万円の増額は、地方創生応援寄附金で、今月3日、本市への企業版ふるさと納税第1号として、愛知県稲沢市の企業様より、おわせSEAモデル事業に対する寄附をいただいたものでございます。

補正予算書の26、27ページを御覧ください。通知させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費37万2,000円の財源更正は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の増額と基金運用収入に伴う財源更正でございます。

続きまして、補正予算書の6ページを御覧ください。通知させていただきます。

第2表繰越明許費補正のうち、2款総務費、1項総務管理費、尾鷲市港まちづくりビジョン作成事業350万9,000円は、三重県が策定する尾鷲港港湾計画の改定に向けた業務として、国及び県と連携して作成を進めております。

現在までの進捗状況につきましては、株式会社オリエンタルコンサルタンツ社と契約後、漁業、物流、観光、防災の四つの視点別に現状把握を行い、総合計画をはじめとする既存の関連計画との整理、検討を終え、現在関連する事業者団体、20事業所ほどですが、そこへのヒアリングを実施している状況でございます。

その中で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度内の完成が困難となったことから、令和3年度に繰越しをさせていただくものでございます。

今後も、国、県や関係機関と連携を図りながら策定を進め、準備が整い次第、随時御報告をさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

します。

補正予算につきましては以上でございます。

○南委員長 補正予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言を願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、続きまして、議案第11号、令和3年度の一般会計予算の説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 では、続きまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、政策調整課に係る部分について御説明いたします。

なお、説明に当たりましては、予算書、主要施策の予算概要を併せて説明させていただきます。

予算書22、23ページを御覧ください。通知させていただきます。

歳入について説明させていただきます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、説明欄上から5行目です。移住体験住宅使用料6万円は、九鬼町にございます移住体験住宅みやかの使用料でございます。

28、29ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち、当課に係る分は、説明欄の地域公共交通確保維持改善事業補助金129万5,000円で、これは、コミュニティバス、尾鷲地区、須賀利地区に対する補助金でございます。なお、ハラソ線、八鬼山線は、事業者へ直接交付されるものでございます。

次に、6行目、地方創生推進交付金は420万4,000円で、このうち、132万7,000円が当課の定住移住促進事業に充当されるものでございます。

次、32、33ページを御覧ください。お願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金のうち、三重県南部地域活性化事業補助金314万7,000円は、定住移住促進事業へ104万7,000円と、おわせSEAモデル協議会負担金へ210万円が充当されるものでございます。

また、三重県移住支援事業補助金75万円については、首都圏から尾鷲市への移住を支援する尾鷲市移住支援補助金に充当されるものでございます。

次に、36、37ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金221万3,000円は、指定統計調査4件に対する委託金で、経済センサス活動調査交付金214万2,000円が主なものでございます。

次のページを御覧ください。

17款でございます。寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金3億円は、ふるさと応援寄附金でございます。その取組については後ほど御説明させていただきます。

次に、44、45ページを御覧ください。

20款諸収入でございます。5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、説明欄上から6行目、広告事業収入6万円は、広報おわせに掲載する企業広告料、次いで、8行目のおわせSEAモデル協議会事業負担金200万円は、同協議会に対する2者からの負担金でございます。

以上が当課に係る歳入の説明でした。

次に、歳出を説明させていただきます。

予算書64、65ページを御覧ください。通知します。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、秘書事務経費は287万3,000円で、前年度に比べて7万5,000円の減額、財源は一般財源でございます。内訳の主なものは、都市圏への要望活動等をはじめ、各地で開催される尾鷲高校鷲友会、三重県人会や東海市長会などの旅費140万5,000円のほか、交際費が55万円、負担金として、市長会関係負担金が73万7,000円でございます。

次のページよろしく願いいたします。

行財政改革推進事業は26万5,000円で、財源は一般財源です。内訳の主なものは、委員等報酬18万9,000円で、行財政改革推進会議3回分の報酬でございます。

次のページをよろしく願いいたします。

次に、ふるさと納税事業1億6,105万8,000円で、前年度に比べて7,530万9,000円の増額で、財源は、ふるさと応援寄附金が1億3,200万円、残りが一般財源でございます。前年度予算額と比較して増額の主な要因は、目標寄附金額を3億円と定め、それに対応する返礼品費用や各種経費の増でございます。

内訳は、8節旅費21万5,000円は、市外でのPR活動のための一般旅費で、各地で開催される尾鷲高校鷲友会等でPR活動を行うものでございます。

10節需用費121万5,000円は、ふるさと納税PR用品や封筒等に係る消耗品でございます。

11節役務費2,691万2,000円は、通信運搬費やふるさとチョイス、楽天のふるさと納税指定代理納付手数料でございます。

12節委託料1億3,224万円は、返礼品の調達等に係る委託料であります。費用の積算については、寄附金額の44%で積算をさせていただいております。

13節使用料及び賃借料47万6,000円は、ふるさと納税管理システムサーバー使用料でございます。

ここで、主要施策の予算概要により、主幹から詳細を御説明いたします。

○西村政策調整課主幹兼係長 それでは、主要施策の予算概要の10ページを御覧ください。通知いたします。

ふるさと納税事業について御説明させていただきます。

事業の内容としましては、尾鷲市が「応援したい地域」「魅力ある地域」として情報発信を行うことにより、本市を知るきっかけをつくり、さらに、ふるさと納税の寄附増加を促進し、健全な行政運営につなげてまいります。

事業内容としましては、ポータルサイトや寄附拡大キャンペーンを通じてふるさと納税PRを行い、本市の魅力を発信していきます。

主な事業予算としましては、委託料1億3,224万円、役務費2,691万2,000円です。財源内訳は、その他特定財源1億3,200万円、一般財源2,905万8,000円でございます。

以上で、ふるさと納税の内容説明を終わらせていただきます。

○三鬼政策調整課長 続きまして、予算書69ページにお戻りください。通知いたします。

次に、2目文書広報費は、1,288万1,000円で、財源内訳は、その他として広告事業収入6万円、残りは一般財源でございます。広報と発行事業の主なものは、需用費の印刷製本費617万8,000円は、広報おわせ、月々1万200部の印刷代。

次のページへお移りください。役務費でございます。広報配布手数料が470万4,000円、使用料及び賃借料のホームページに係るクラウドシステム利用料131万4,000円でございます。

ここで、主要施策の予算概要により、主幹から詳細を御説明いたします。

○中川政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の11ページを御覧くだ

さい。通知いたします。

広報等発行事業について御説明させていただきます。

事業内容としましては、広報おわせ、ホームページ、エリアワンセグ、SNS、尾鷲市公式ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ライン等の各媒体の特色を生かし、市民等に行政情報を分かりやすく、効率的、効果的に提供し、市内外の情報発信力の強化に努めていきたいと考えております。

なお、12月議会で御提案のありましたラインでの情報発信につきましては、現在ライセンスを申請しており、許可が下り次第、速やかに開始させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長 予算書72、73ページにお戻りください。お願いします。

5目企画費でございます。来年度予算額は1億3,404万1,000円で、前年度より514万8,000円の増額、財源内訳は、三重県南部地域活性化事業補助金をはじめとする国県支出金が651万9,000円、その他として、おわせSEAモデル協議会事業負担金が211万円、残りが一般財源でございます。

企画振興事業は584万5,000円でございます。内訳は、尾鷲市地方創生会議に係る委員への報償費、旅費のほか、次のページに移っていただきまして、負担金として、おわせSEAモデル協議会負担金510万円が主なものでございます。

次に、交通体系関係事務経費は6,799万5,000円でございます。主なものとして、委託料の自主運行バス運行委託料3,969万3,000円は、ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線の運行業務委託料、尾鷲市コミュニティバス指定管理料1,942万4,000円は、同じくふれあいバスの尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料であり、それぞれさきの定例会において、債務負担行為として計上させていただいた分でございます。

負担金、補助及び交付金は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会負担金573万円、次のページに移っていただきまして、地域間幹線系統確保維持費補助金201万8,000円が主なものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により、補佐から詳細を御説明いたします。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 それでは、主要施策の予算概要の12ページを御覧ください。

交通体系関係事務経費について御説明させていただきます。

まず、事業の内容につきましては、市内の地域公共交通について、尾鷲市地域公

公共交通活性化協議会で協議するとともに、主にふれあいバス4路線、八鬼山線、ハラソ線、尾鷲地区、須賀利地区のバス運行を行うものであります。

また、来年度につきましては、尾鷲市地域公共交通網形成計画が、計画期間が終了することから、令和4年度を始期とする尾鷲市地域公共交通計画を新たに策定する必要性があります。

この地域公共交通計画策定につきましては、尾鷲市地域公共交通活性化協議会において作成することとなっておりますので、来年度の予算におきましては、協議会に対する負担金が増額となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○三鬼政策調整課長 予算書77ページにお戻りください。お願いいたします。

次に、広域事務経費197万7,000円につきましては、東紀州地域振興公社が東紀州5市町と連携で実施する産業観光活性化事業などへの負担金でございます。

次に、国際交流事業は、尾鷲市国際交流協会への補助金5万円の計上でございます。

続いて、総合計画進行管理事業は、第6次尾鷲市総合計画の進行管理を行う経費で、17万円でございます。

○南委員長 ちょっと課長、ここでサイレンのため中断します。

(休憩 午後 2時29分)

(再開 午後 2時31分)

○南委員長 再開いたします。

○三鬼政策調整課長 続きまして、次に、地方創生関係事務経費は35万8,000円でございます。事業内容としては、東京おわせ会や鷲友会の方々と双方向に情報発信、交流を行うことで、尾鷲応援団の拡大を目指すものでございます。

続きまして、定住移住促進事業は627万9,000円でございます。主なものは、次のページ、御覧ください。委託料200万円でございます。地域との多様な関わり創出業務委託料として、都市住民と地域をつなぐ人材拠点づくりや交流ウェブサイトの構築など、関係人口づくりと新しい人の流れをつくる事業でございます。

18節負担金、補助及び交付金314万円のうち、空き家バンク利用促進助成金48万円は、空き家バンクに登録していただいた所有者に対する家財道具等の処分や清掃に関する補助金で、上限4万円の12件分でございます。

尾鷲市移住支援補助金100万円は、首都圏からの移住者に対する支援補助金で

ございます。

また、テレワーク・ワーケーション促進補助金150万円は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、都市部の潜在的移住希望者を中心に、地方でのテレワークやワーケーションの受入れを促進することで、地方で働くという新たな人の流れを構築することを目的とするものでございます。

この定住移住促進事業は、三重県南部地域活性化事業補助金、地方創生推進交付金、三重県移住支援事業補助金等を活用して実施させていただいております。

それらを含めて、主要施策の予算概要等により、主幹から御説明を申し上げます。

○南委員長 中断します。

(休憩 午後 2時33分)

(再開 午後 2時34分)

○南委員長 再開いたします。

○西村政策調整課主幹兼係長 それでは、主要施策の予算概要の13ページを御覧ください。通知いたします。

定住移住促進事業の内容について御説明させていただきます。

事業の内容としましては、地域住民や地域の事業者、団体などと継続的に多様な形で関わりを創出していくために、地域との関わりを求める都市住民と地域ニーズとのマッチングや、地域と人材をつなぐコーディネートなど環境整備を進め、継続的に地域と関わる関係人口の創出、拡大に向けた仕組みを構築し、都市部でのビジネス感度の高い潜在的移住希望者や地方に興味を持っている事業者に対してプロモーション活動を進め、交流や関係人口づくりを促進してまいります。

事業費予算額につきましては627万9,000円で、財源内訳は、国庫支出金として地方創生推進交付金が132万7,000円、県支出金は三重県南部地域活性化事業補助金104万7,000円、三重県移住支援事業補助金75万円、移住体験住宅使用料6万円、残り309万5,000円が一般財源でございます。

以上で説明を終わります。

○三鬼政策調整課長 それでは、予算書79ページにお戻りください。予算書79ページ、お願いいたします。

地域おこし協力隊事業4,195万9,000円、協力隊の報償費が2,246万4,000円で、協力隊の活動費補助金などが1,750万円でございます。

なお、協力隊に関連する事業費は、特別交付税として全額措置されるものでござ

います。

これにつきましても、主要施策の予算概要により、主幹から御説明させていただきます。

○西村政策調整課主幹兼係長　それでは、主要施策の予算概要の14ページを御覧ください。通知いたします。

地域おこし協力隊事業について説明させていただきます。

事業の内容につきましては、次の地域に地域おこし協力隊を導入することにより、地域交流の機会創出や地域の課題の抽出、それに対する解決策などを地域と行政の連携を図りながら推進していきます。

九鬼町は、あばばのさらなる活用、海、山の資源を活用した魅力発信を進めています。

三木里町につきましては、海水浴場や自然を活用した誘客ビジネスの検討や実践を行い、三木里町に訪れるリピーターを醸成していきます。

定住移住コンシェルジュにつきましては、本市への定住移住を希望する人に対して、住まいと仕事探しのサポートやアドバイスを行い、尾鷲暮らしの魅力を発信し、定住移住につなげてまいります。関係人口づくり、地域おこし協力隊としてふるさと納税の拡大と、それをきっかけとした関係人口を拡大し、新たな地域資源、魅力発掘を行い、地域活性化の仕組みづくりを検討していきます。

魅力発信協力隊につきましては、暮らし、人、食など、尾鷲の魅力を多様なツールで発信し、関係人口、移住促進に関するイベント、プロモーション活動を行います。事業費予算額につきましては4,195万9,000円で、財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。

以上で、地域おこし協力隊事業についての御説明を終わらせていただきます。

○三鬼政策調整課長　予算書79ページにお戻りください。お願いいたします。

次に、総合計画策定事業は940万8,000円でございます。これは、第7次尾鷲市総合計画策定に関する費用として、委員等の報酬が184万8,000円、次のページを御覧ください。策定仕様の委託料677万円が主なものでございます。

主要施策の予算概要により、担当補佐より御説明を申し上げます。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　それでは、主要施策の予算概要の15ページを御覧ください。

総合計画策定事業について御説明させていただきます。

本年度と来年度の2か年事業であり、事業の目的としましては、総合的かつ計画

的な行政運営を図るため、まちづくりの将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにする計画として、令和4年度から10か年の第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び5か年の前期基本計画を策定するものであります。

主な経緯につきましては、全体会議と分野別会議を合わせた計8回を予定しており、その委員報酬184万8,000円、また、委託料677万円となっております。財源内訳は一般財源で、940万8,000円となっております。

現在の進捗状況であります。市内ワーキング会議も随時開催しながら、将来都市像、まちづくりの基本目標の基本的考え方、それぞれの基本目標に含まれる施策のグルーピングなど、審議会の皆様の御意見をいただきながら現在取組を進めているところであります。

審議会につきましては、2月16日に第3回審議会を開催させていただき、今週19日に第4回審議会を開催する運びとなっております。審議会につきましては、全て公開となっており、第3回審議会までの資料、議事録などは全て本市ホームページで公開しておりますので、よろしく申し上げます。

以上、総合計画策定事業の説明とさせていただきます。

○三鬼政策調整課長 次に、予算書86、87ページを御覧ください。

10目男女共同参画費でございます。44万8,000円で、財源は一般財源でございます。新年度におきましても、尾鷲高校及び三重県男女共同参画センター、フレンテみえの御協力の下、同校における男女共同参画セミナーの開催を行うほか、男女共同参画連携映画祭などの広報啓発活動も実施したいと考えております。

続いて、飛びまして、118、119ページを御覧ください。通知いたします。

5項統計調査費、1目統計調査総務費のうち、一般統計事務経費は9万1,000円の計上で、尾鷲市統計書150部の作成に係る経費でございます。

最後に、2目指定統計調査費は191万6,000円で、財源は全て統計調査費委託金で、指定統計4件に対する交付金でございます。

また、指定統計調査事業166万1,000円は、調査に従事する指導員、調査員報酬107万8,000円が主なものでございます。

以上をもちまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

続いても、23号もお願いします。

○三鬼政策調整課長 議案第23号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の27ページを御覧ください。通知させていただきます。

尾鷲市コミュニティバスの指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別添の当課資料により御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。通知させていただきます。

1番、指定管理者ですが、所在地が三重県津市中央1番1号、名称が三重交通株式会社でございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としております。

3番、同社を指定管理者とした理由につきましては、自家用有償運行のノウハウを熟知していること、通常運行の変更時の対応が迅速なこと、平成21年度から現在まで重大な事故がないこと等でございます。

4番、管理業務の範囲は、1、車両の運転及び運行管理等に関する業務から、以下8番まで記載のとおりでございます。

協定締結日につきましては、本定例会で議決をいただいた後に締結予定でございます。

6番、指定管理料につきましては、1,727万3,000円でございます。これにつきましては、経費の1,890万円から利用料見込額162万7,000円を引いたものでございます。

7番、指定管理者の指定までのスケジュールでございますが、本年1月7日から14日まで、公募要領等の配付に始まり、申請書類の受付を同月22日まで募集を行ったところ、三重交通株式会社1社の応募ございました。

同月26日にプレゼンテーションの提案を受けまして、提案後には選定委員5名による質疑応答を行った後、審査を実施いたしました。

その後、同月29日に選定結果の通知及び公表を行ったものでございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。

三重交通から提出された事業計画書でございます。

1の平等利用の確保、2の利用促進、3の運行管理業務の安定性等について、また、8ページの4、経済性になりますが、指定管理料の提案額とその根拠について御説明をいただきました。

最後に、資料 8 ページを御覧ください。通知いたします。

令和 3 年度の収支予算書でございます。これは、ふれあいバス、尾鷲地区、須賀利地区の分を合算した数値となっております。中段でございます支出項目の人件費、燃料費、以下、下から 2 段目の支出合計額は 1,890 万円となっており、ここから収入項目の一番上、運賃収入 162 万 7,000 円を差し引いた額が、先ほど申し上げました指定管理料 1,727 万 3,000 円でございます。

以上で、議案第 23 号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

黙禱まであと 1 分弱ありますので、休憩をいたします。

再開は、黙禱終了後、再開させていただきます。

(休憩 午後 2 時 44 分)

(再開 午後 2 時 47 分)

○南委員長 再開いたします。

まず、議案 11 号の当初予算のほうから。

○濱中委員 予算書の 69 ページのふるさと納税事業の中で、返礼品の委託料が 44% というふうに先ほど説明を受けましたけれども、30% 規定との兼ね合いで、その辺が大丈夫なのか、もう少し詳しくお願いします。

○三鬼政策調整課長 ふるさと納税の仕組みといたしましては、ふるさと納税の寄附額に対して、総経費率が 50% を目指すことというのが一つ総務省の基準でございます。

返礼品に関しては、30% 相当を寄附者にお返しするというのが基本ルールなんです。今回この 44% と申し上げましたのは、委託先にお支払いする経費の総額のパーセントでございます。今年、令和 2 年度は 48% で契約させていただいたものでございます。

先日、ふるさと納税の増額の際に御説明申し上げましたが、現状尾鷲市においては、56 から 57% の総経費がかかっている現状で、今後、総務省から県を通じて 50% に近づけるように、そういう指導とか助言があることが想定されますし、今後のことも想定して、委託事業者との打合せの中で、今年 44% を予算案として、尾鷲市ももちろん縮減しますが、そういう形で事務の合理化、そういうところも含めてお願いした結果が 44% でございます。ですので、これによって 50% に近

づける方向で努力したいというふうに考えております。

○濱中委員　　本当に今年もすごく大きな伸びをしていただいたことは、今回の財政の計画にもかなり寄与しているということ、先ほどの財政課の説明でも十分受け取ることができたんですけれども、やはりこの額が増えるということは、事業者のほうも、恐らくそういった商品が出るということ、それはプラスの部分でもあり、ただ、業務もすごく煩雑になってくるという辺りもあると思いますので、その辺りは業者とのやり取りきっちりやられて、スムーズに運びますようお願いしたいと思います。

○小川委員　　先ほどのふるさと納税事業にちょっと関連しまして、48からということ、3,000円で、箱代もついて3,120円かなんか払っていたみたいですね、1万に対して。それが70円ぐらい引かれるのかな。70円引かれる、ちょっと苦情の話も聞いたものですから。

あと、2万円のふるさと納税の場合は、800円ぐらい引かれて、これじゃやっていけないとか、例えば刺身だったら、10切れ入れていたのが9切れになるとか、そういう話も出ているんですけど、せっかくふるさと納税も4億円まで来たのに、ちょっと逆効果になるようなところもあるんですけど、その点の話合いというのはしっかりできているんですか。

○三鬼政策調整課長　　今回、委託先である尾鷲観光物産協会様のお話の中で、総務省の基準としては、例えば寄附額の3割相当の返礼品と箱代というのが基本的なルールの中で、以前確かに調整的なお金もありまして、若干金額が少し上めに設定されていたことも事実でございまして、今回いわゆる総務省ルールに乗った形で業者を考えていらっしゃるんですが、事業者との関係する中でいろんな御意見が出ていることもちょっと承っておりますので、その辺は、やはりここまで伸ばさせていただいたふるさと納税が後退することがないように、全体の中でその事業が滞りなく進めるようにちょっとお話しは続けていきたいと思っております。

○小川委員　　観光物産協会と事業者の間にはなかなか市も入りにくいところもあると思うんですけど、抜けて、事業者がそれらも抜けてしまうわというようなことにならないように、ぜひお話ししていただきたいと思います。

それと、予算書の71ページのところに、財産管理経費の上に、昨年2月に尾鷲魅力発信のやつで、2,300万ぐらいの予算があったと思うんですが、それって、どこか違うところに載っているんですか、なくなったんですか、それとも。

○三鬼政策調整課長　　昨年度は政策調整課の中に魅力発信担当調整監が在籍して

いたこともございまして、森と緑の県民税を活用した魅力発信事業を計上させていただいておりますが、これは、今回違う形で、ほかの課のところでもそういう事業は継続してされるものと理解しております。今回は政策調整課の予算内にはないのは事実でございます。

○小川委員 事業名も変わって、どこかよそへに行ったということですか。

○三鬼政策調整課長 すみません、私、認識違いです。

その中にもないのかどうか、私、今年も事業はさせていただきましたが、それも含めて、そういう理解をお願いいたします。

○仲委員 当初予算79ページ、主要施策の予算概要の13ページの定住移住のことでちょっとお聞きしたいんですけど、定住移住促進事業については何年か続いて、効果も出てきておるといことで、ますます活発な動きでやってほしいとは思いますが、ちょっと若干お聞きしたいと。

委託料で200万、地域との多様な関わり創出業務委託料、これについては、課長から、都市住民との地域の関わりを進めて関係人口づくりという説明があつて、新規でテレワーク・ワーケーション促進事業補助金というのは、これについてはコロナ禍の中で、都市部からの移住を促進して、テレワーク・ワーケーションを促すという説明でありましたけど、この二つの委託料と補助金については、補助金については事務補助金みたいな感じもするし、委託は、委託の内容が多分あると思うんですけど、これ、委託を受け入れる団体もしくは補助を受ける団体はどこら辺ですか。

○三鬼政策調整課長 御説明申し上げます。

今回コロナ禍ということもあり、令和2年度も三重県のワーケーション事業等も活用させていただいております。市内のNPO法人、おわせ暮らしサポートセンターを今想定しております。そういうところからいわゆるテレワーク・ワーケーションのほかの拠点づくりも含めて、そういう事業者の輪を広げていけないかということもございまして、拠点づくり、あと地域での交流ラウンジの設置も含めて、基本的にはソフト的なつながりを中心としまして、あとは、それを用いた空き家を活用した長期的な滞在施設を、いわゆるDIYというイベントを通じて修繕等をしたりしながら、拠点づくりも含めて行っていくことを想定してございます。

そういう中で、やはりコロナ禍におけるテレワーク・ワーケーションの充実と拠点づくりのさらなる横の連携をつなげていきたいというのがこの目的でございます。以上でございます。

○仲委員 二つも新規と加えて、前からの事業もある中で、活発な事業として理解はしたいんですけど、委託料につきましては、委託事業がはっきりしていないと、成果が分からないということもございますので、他の事業もそうなんですけど、成果を何に求めるかという部分については、しっかりとした委託項目を作った上でやっぱり委託をするべきだと、やっているとは思いますが、そこら辺の再確認をしていただきたいと。

また、テレワーク・ワーケーション促進補助金については、担当者のほうは、魅力がないと、交通費もかかることですから、なかなか難しい面もあると思うんですけど、担当者のほうは、市のテレワーク・ワーケーションで来ていただける魅力をどういうふうに、尾鷲市の魅力をどういうふうに考えていますか。

○西村政策調整課主幹兼係長 担当として、尾鷲市の魅力は、近年の若者なんですけど、多様な働き方になってきております。特にコロナ禍において、都心のみならず、豊かに働きたいとか、時間に余裕を持って働きたいとかという若者が増えてきております。

そういった多様な人を受け入れる魅力のある尾鷲市、これは自然環境のよいところとか、W i F i 環境が整っておるとか、そういう受け入れる体制が、関係人口を受け入れるそういった団体があるとか、結局最後には自然もそうなんですけど、尾鷲市におけるいろんな面白いことをやっておる、取組をやっておる人材に対して人は集まってくると私は思っております。

そういう方たちをつなぎ合わせる観光案内所じゃなくて、関係案内所というような形でそういうものを構築して、都心部から尾鷲市に魅力を持ってきた人たちをつなぎ合わせて、尾鷲市の関係人口としていきたいと思っております。

その中に、当然ふるさと納税の寄附者なんかも一人だと私は考えております。

○仲委員 担当者の考え方とかそういうところで理解はしますが、まあいずれにしろ補助金を出すに当たっては、やっぱりその、受入れ先がですね、ある程度担当の方の考え方は共有されていると、そういうところを確認をしながら事業を進めると。

補助を行うについても、よい事業と思いながら、その成果は、効果はどうかという部分についても、やっぱりしっかりと見極めていただきたいと思います。

以上です。

○奥田委員 ちょっと今の仲さんのなんですけど、この74、テレワーク・ワーケーション促進補助金150万円、これ新規事業なので、もうちょっと詳しく教え

てください。

今の話を聞いていると、どういうふうな、NPO一つに任せるといふことなんですか。

目的は、都会の企業とかそういうところへ、テレワークなんかはどこでやってもできるので、都会からこっちへ来てもらうとか、そういうことが目的やと思うんやけれども、新規事業なので、もうちょっと詳しく教えてもらえる。今聞いておってもさっぱり分からんもんで、どういうふうなあれでNPOにあれするんかと。

○西村政策調整課主幹兼係長　それでは、新規事業の流れについて、さらっとちょっと説明させていただきます。

この新規事業なんですけど、これ、まず、定住移住、三重県の南部地域活性化基金事業を使いながら取り組んでいく事業となっております。

今年度もそうですが、紀北町と連携して、まず、若者の働き方や働く場のプロモーション事業を実施しておりました。

これは何かといいますと、地方志向の強い方が会員登録等されている専門サイト、スマウトを活用したウェブサイトでの仕事体験や人材募集、尾鷲での働き方について情報発信しておりました。それを通して、もう既に尾鷲市のほうにも来ていただいた方も何名かおって、就労のほうにもつながっております。

それを踏まえて、今年度はコロナ禍ということもありまして、アフターコロナにおける新たな働き方の促進を進めていきたいと考えております。これは、コロナウイルスの感染拡大によりノマドワーカー、Wi-Fi環境がある場所であれば、どこでも仕事ができるよという方たちを中心に、地方でのテレワークやワーケーションの定着が進んでおる中、若者の働く場の選択肢が限られている本市においては、その受入れを促進することで、地方で働くという新たな選択肢につながる可能性があると考えております。

これ、当市においては、アフターコロナにおいて、大きな追い風となっておりますと考えております。これらの取組を行うことで、地方での新たな働き方の創出というのを加速させていきたいと考えております。

○奥田委員　その概念は分かったので、この促進補助金をどのような形で使うのかと、もう一回ちょっと教えて。NPOなんかはどういうふうな使い方をするということ。

○西村政策調整課主幹兼係長　使途としましては、補助金ですので、どのようなことを考えておるのかというと、テレワークや、先ほどもちょっと話したワーケー

ションとか、やるに当たって、利用者同士や地域の若者と交流ができる地域交流ラウンジを設置したり、実際、今年度三重県のワーケーション事業がありまして、その中でNPOのほうが三重県ワーケーション事業の5事業者の中に採択されたわけなんですけど、その中でいろんな問題点等が見えておりました。

それを今度どのような形で改善して、都会の方を尾鷲市に興味を持って来ていただくという中で、先ほども話した地域交流ラウンジを作ったり、空き家を活用した長期滞在型の施設や、ワーケーションに行くと言っても、何のメニューもなかったら、なかなか人は来ることはできません。

支払いも、ワーケーションで仕事をしに来て、観光もして、泊まる場所もとかいうような形になると、支払いも3か所で支払わなければならないと。そのようなことがあった場合、やっぱり魅力を感じない方も多いと思いますので、オンラインでの予約や宿泊、ワークスペース利用料や体験料などを一括オンラインで決済できるような仕組みづくりとか、あと、ポケットWi-Fiや、2次交通手段として電気自動車やカーシェアの拡大なんかも充実させていきたいと考えております。

以上です。

○奥田委員　いやいや、そういう考えでいきたいというのは分かるんですけど、どういうふうな使い方をするのかということを知りたいんですよ。

今のラウンジ設置とか、空き家を利用して長期滞在型のものをやるんやとか、言われましたけど、こういう仕組みづくりをあるNPOとかそういうところに補助金150万どんと出してやってもらうということなんですか。それとも、個々にそういうこと、使う人がおったら、150万分けて補助するのか、そこを聞いておるんですけど、どういうふうな使用法なんです、これ。

○三鬼政策調整課長　今回、南部地域活性化の補助金も活用しまして、先ほどと重複になりますけど、令和2年度に県のモデル事業をしたという実績と、あと、それによって得られた課題点も含めて、それを解決するためのこととして、先ほど申し上げました地域交流ラウンジの設置、空き家を活用した長期滞在施設、これは、イベントを通じて空き家を活用するために小修繕をしたりすることも含めて、そういうところで拠点をつくって、横に広げて連携していこうという事業でございます。

あと、先ほど言いましたオンライン決済での予約、宿泊料、あと、一括オンライン決済も含めて、そういうテレワークやワーケーションにつながる方が魅力を感じていただける、この地域に足りなかった仕組みの構築も含めて、そういうところを行っていくための事業として、補助事業としての候補を考えております。

ですので、一体として、このテレワーク・ワーケーションをこの地域に根づかせるための仕組みづくりをしていただくことが目的でございます。

○奥田委員 その仕組みづくりをしてもらうために、NPOに一括して補助を出すという理解でいいですか。ちょっと分かりにくかったもんでね。

○三鬼政策調整課長 そのような形で補助要綱を整理しております。

○奥田委員 じゃ、もうそのNPOというのは決まっているんやろうね、もう。随意契約でやるんかな。応募してやるんですか。もう決まっておるんですよ。

○三鬼政策調整課長 今のところは補助要綱で、特に、それも含めて、補助をしていただくところはNPO法人を想定しております。

○奥田委員 想定しているって、決まっておるんやね、ほんならね。

その辺ちょっときちっと透明性があるようにやってください。お願いします。

それで、75ページのところで、おわせSEAモデル協議会負担金510万についてお聞きしたいんですけども、45ページのところを見ると、2者からの負担金が200万円ということなんですけど、どういうふうな負担の割合なんですか、これ、3者。

○三鬼政策調整課長 今回510万円は、尾鷲市、中部電力、尾鷲商工会議所の3者が行う事業として510万円の総額の費用がございまして、それぞれ100万円ずつの負担を想定しております、この200万円の2者というのは、中部電力様と尾鷲商工会議所様からの100万円ずつの負担でございます。

それ以外に、210万円の南部地域活性化基金を活用して、総額510万円の予算を作って、それで活動していこうというものでございます。

○奥田委員 分かりました。じゃ、尾鷲市が100万円出すということね。活性化協議会のほうが210万と。

これ、SEAモデルって、市長がかなり力入れておって、いまだに中身が見えてこないけれども、これ、510万も今回これかけるわけなんやで、それがこの政策調整課の主要施策の概要の中にないのは何なんですか、これ。そんな重要じゃない事業なんですけど、これは。

○三鬼政策調整課長 確かにSEAモデル協議会として、非常に尾鷲市の将来のために大事な事業でございますので、SEAモデル協議会として随時経過についても報告させていただきたいと思っておりますが、主要施策という形では載せていただいていないのは事実でございます。

○奥田委員 それはなぜ載せないんですか。

○三鬼政策調整課長　なぜ載せないかという特別な理由はございません。基本的に大事な審議をいただいた後に執行に移りたいと思っておりますので、特に載せていない理由はございません。

○奥田委員　いや、でもね、これ、市長肝煎りというか、もうこれ、このS E Aモデルが尾鷲の再生、これしかないって言われておるような事業ですよ、これ。

尾鷲市の税金を使うわけなんですから、これ、市民の方にもどういふふうにこれを税金使って今の、まだ中身見えていないんですけど、どのような組立てをするのかというぐらいの概要はやっぱり示しておく、中身ないのかなやっぱり、ないんですか、やっぱり。

それにしても、やっぱり税金使うわけですから、これね。100万って大きいですよ、でもこれね、今の尾鷲市にとって。総額510万の事業であって、僕は載せるべきじゃないかなと思うんですけど、そういう話にはならなかったですか。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　申し訳ございません。これにつきましては、県の南部地域活性化基金の2分の1の補助金を取りに行く事業でありまして、その中にプロジェクトへのアクアでの実証実験であるとか、S E Aモデルのグランピングとかの導入可能性調査等の費用が入っております。

その中で負担金を、県の2分の1の補助金を取りに行くためにそれぞれ100万ずつ負担をするという形になっております。

本来であれば、確かに主要施策の中に補助の概要であるとかということ載せるべきだったかなと思いますけれども、今回はそれを落としておりました。

○南委員長　よろしいですか、奥田委員。

○三鬼（和）委員　関連してなんですけど、私、課長の説明が歳入から説明があったもんで、33ページの三重県南部地域活性化事業補助金を事業に基づいてこれしていただくとよく分かったんです。この中に移住定住のほうも、おわせS E Aモデルも、この補助金の合計があるということで。

それで、先ほど仲委員が言われておりましたように、新たな移住定住の中に新たな事業をするわけじゃないですか。具体的なものの積算ではなく、事業全般ということがあるので、やっぱり事業成果を求めていかなくちゃいけないと思うんです、これを1年間やったというだけではなしに。

それと、従前これまでに今テレワークであるとかワーケーション、テレワークやったら、これからは今風にいうシェアハウスとか、そういったのもしてきたような整備の仕方なんかも考えてもらえるんであろうかと思うんですけど、これまで従前、

私以外ほかの議員からも、企業のサテライト進出をやろうやないかというのはずっと前から出ておったことがあって、同じこういった事業をやるのであれば、こういったサテライト事業所についても、今だったら古民家を利用して、W i F i 機能さえあれば、ある程度できるわけですから、あとは生活環境というか、そういう整備というのがあるので、場所としては別段、企業であっても、古民家でも何でも構わないわけですので、いっそやられるのであれば、そこまで働きかけて、呼びかけをしていただいて、尾鷲市そのものを売るといような考えでやるべきじゃないかなと思うんですけど、その辺については、こういった受けていただくというN P O とそんな話はされていないんですか、どうなんですか。別なんですか、これは。

○三鬼政策調整課長　　まず、この南部地域活性化事業補助金は申請のときにもプレゼンテーションをして、予算枠を配分いただきますし、結果につきましても、成果も含めて、三重県も県議会へ説明する必要もございますので、丁寧に私たちも対応させていただくことを前提としております。

今委員おっしゃられました、いわゆるそういうサテライトも含めたワーケーション事業、そういったことにつきましても、やはり成果をきちっと設定して、それを次へつなげていくという、そういうプロログがないと、県もいわゆるこの内容に合った形での補助金がもらえませんので、それもきちっと事業者とお話しすることは必ずしていきたいと思っています。

○三鬼（和）委員　　ポケットスタイルのW i F i とか、そういったことが言われておりましたけど、例えばそういった施設を中心に建物にW i F i 化とか、そういったのも関連して、具体的にこういった機能もちゃんとしていますよということ呼びかけというのか、こういったインフラ整備をしましたので、尾鷲にこういうワーケーションであり、テレワークで日にち的に来てもらおうとか、サテライト事業所を設置してもらおうかという、もっとそれぐらいの仕掛けが必要ではないかなと思うんですけど、そこまでは議論はされておるんですか、どうなんです。

○三鬼政策調整課長　　今その点も含めて、やはり選ばれるためには魅力あるもの、人が魅力あるということも含めて、そういうネットワークづくりも非常に熱心にされている事業者ですので、それは常々担当、主幹も含めて話をしております。

○三鬼（和）委員　　ぜひ、全国そういった競争が始まって、田舎同士で始まっておりますので、これもふるさと納税、一緒のような感覚でないかなと思いますので、いろいろな独自の事例というのはつくり上げてほしいなと思います。

それと、先ほど広報の説明の中で、私は12月議会にラインを、とにかく発信と

して、一番気づきとしてはこのSNSがいいのではないかということで、コロナのときに国であるとか県であるとかがいち早くラインを使ったのであるとか、その途中で熊野市さんが立ち上げてスタートしたということがあるんですけど、それから約3か月ぐらいになるんですけど、この事情というのは把握しているんですけど、ちょっとライセンスを獲得するのに時間がかかっているような気がするんですけど、どうなんですか。

○三鬼政策調整課長　　ラインの活用につきましては、庁内ワーキンググループでも非常に有効な手段としてすぐに協議をさせていただいております、もう既に運用の仕組みとかも含めて、ワーキンググループで整理ができております。

ですので、これまでホームページやツイッターやいろんな形で市民や関係者の皆様にお知らせしたツールの新しいツールとして、ライセンスが下り次第というところですが、もう少し早くライセンスが下りる想定で今おるのですが、なかなか全国的に利用が多くて、時間がかかっているのが現状ですので、下り次第、速やかに実施したいと思っています。

○南委員長　　他にございませんか。

○楠委員　　すみません。先ほどのテレワーク・ワーケーションのところの補助金の関係で、基本的に活動団体に補助していくということなんですけど、この団体の活動拠点というのはどこになるんでしょうかね。

○三鬼政策調整課長　　現在、こちら日頃から多くの方に利用いただいて、土井見世邸が活動拠点となって行っています。

○楠委員　　継続事業の関係と、今、土井見世邸というお話が出たんですが、土井見世邸は文化財かなんかになっていますよね。そういう場所と、このテレワーク・ワーケーションとの補助団体が活動する場所というのは、基本的にどうなんですかね。

というのは、仮に今定住移住で来てもらった人がそこに来て、実際、空き家を利用とするとすごいギャップがあり過ぎて、ちょっと趣旨が違って、サポートセンターを通じてやるんならいいんだろうけど、その文化財との活用の考え方というのは、どの辺まで理解して利用しようとしているのか。

○三鬼政策調整課長　　土井見世邸をおわせ暮らしサポートセンターが活用させていただいているのは、基本協定書に基づいて、その活用について定めて利用させていただいており、今後、やはり宿泊施設やほかの施設の横連携でしていくべきというのは、地域おこし協力隊のOBも含めて常々、いわゆる3年後の事業につなげる

ことも含めて、いろんな形で地域おこし協力隊のOBが連携しているところもございますので、今回の補助団体であるところと、そういうOBも含めて、そういうところは補い合いながら広めていきたいというふうに考えております。

○楠委員 広めるのは別に構わないので、活動拠点はしっかり、この事業そのものは、主要の施策の成果にもずっとつながっているわけなので、やはり改めて事業の拠点というんですか、サポートセンターみたいな施設を利用していかないと、文化財の中でやっていくということは実際どうなのかなと。

いろんなことをやるのは構わないんですけど、文化財を活用するのであれば、そこにはちょっと別の勉強会に活用するとかという方法じゃないと、これもあくまでも仕事の内容とほとんど同じなので、仕事とそれは違うんじゃないかなと気がするので、ちょっと考え方を示させてもらいたい。

○三鬼政策調整課長 文化財というところの非常にメリットは、この中で行われるいろんな文学的なイベントや、外から人を呼び込む非常に大きな魅力でありますので、こういうテレワーク・ワーケーションというビジネス的なところと、新たな文化財に関する勉強会とか、尾鷲を知っていただくことに、今御提案いただいたことも含めて進めていきたいと思っています。

○野田委員 69ページのふるさと納税事業のところなんですけれども、先ほど幾つかの質問があったんですが、これについて、委託料としてふるさと納税関連業務委託料ということで1億3,200万というのが上がっています。

要は、2万2,000件の件数の下、4億円のふるさと納税があったわけなんですけれども、その中で、この1億3,200万というのはどのような、業種先としては、商品はどのような、事業者の先数ですね。どのような、要はそういう返礼品の利益というか、物を受け取ることができたのか。

(「前資料が……」と呼ぶ者あり)

○野田委員 前が出ました。どうですか、ちょっと深掘りした形になってしまうんやけれども。

○三鬼政策調整課長 委員さん、内容ですか、ごめんなさい。

○野田委員 要は、2万2,000件、1万円とか3万とかいろいろあるじゃないですか。その業種先が商品の返礼品を渡す、送るわけですよ、ありがとうございますということで。その業種、携わっておる業種先というのはどれぐらいあるのかなという、尾鷲の。

○三鬼政策調整課長 事業者数でよろしいですか。

○野田委員 ええ。

○西村政策調整課主幹兼係長 事業者数は、五十数業者がございます。中では、特に1品の商品だけで1万3,000件も売れた事業者もございますが、出品事業者の中には一品も売れなかったという事業者もございます。

○野田委員 僕、最終的には地元の事業者の方がどういう形で、1億3,200万のうちのどれだけの業者が、割り振りしたら売上げ2,000万貢献したとか、いろんな形が取れると思うんですけれども、そういう事業所先がやる気というんですか、商品開発にしろ、そういうところが行政としてサポートしていかないと、やはりもっと膨らんだ形になってこないのかなということを一点思いましたので、ちょっと言い方おかしいですか。大丈夫ですか。

それと、分かりました。要は、五十数先の人がこれによって経済的効果というか、そういうものを被ったということですね。

それと、アンケートを入れておると思うんですよ、アンケート、返礼品に対して、そういうアンケートの分析というのは、大変やと思うんですよね。政策調整課でやっている、大変やと思うんやけれども、2万2,000件から来る中で、どのようなまとめ方というんですか、ある程度意見を分析されたりしているんですか、そこまでまだ行ってないですか。

○三鬼政策調整課長 ありがとうございます。

ふるさと納税につきましては、やはり地元の事業者の皆様にも売上げ増にもつながることですし、尾鷲市の収入増にもつながることなので、皆さんが全国から応援していただく仕組みは必ず継続していきたいと思っております。

その中で一番大事なのが魅力ある返礼品を作り続けていくということなんですけど、担当も含めて、事業者の皆様で、令和2年度はポータルサイトを掲載する306品という、毎月毎月新しい商品も事業者の皆様で考えながら作り続けていったことが、今年4億円という大台に乗った一因というふうに感謝しておりますので、そこは大事にしていきたいと思えます。

後半に言われましたアンケート調査を含む分析、以前の議会でも御提案いただいていますように、今ちょっと分析中でございます。というのは、件数も多くて、いわゆるポータルサイトからのいただける情報にもちょっと条件等がございますので、そういうお客様の感想とかアンケートは少しちょっとお時間いただきますが、また報告させていただきます。

○南委員長 野田委員、入りました。

- 野田委員 来ました。ありがとうございます。
- 南委員長 返礼品のね。
- 野田委員 それと、75ページの交通体系関係事務経費の6,799万5,000というのがあるんですが、これについては、指定管理料とかというものがやっぱりどうしても徐々に上がってきて、なかなかこれの対策というのは難しい部分があるかと思うんですけれども、先ほど課長補佐のほうが言われていました尾鷲市地域公共交通活性化協議会負担金というのが今回債務負担行為で573万上がっているんですけど、ここの内容というものは、内容というか議論する内容というものは、分析というか、こういう専門的な人も含めてどのような形でやられているんですか。
- 濱田政策調整課長補佐兼係長 この公共交通の協議会につきましては、道路の各事業者さんであるとか警察、国、県、市の担当部署、区長さん等、集まりまして、そのときの地域公共の今後の在り方とか考え方についてまとめているものであります。
- 野田委員 こういうところの専門的な民間の人が入るとか、要は、例えば保育園とか幼稚園のああいうバスを動かすとか、自動車学校のバスを動かしておるような会社がそういうところに入るということは、ちょっとおかしい質問かも分かりませんが、そういうことというのは、これまでのそういう委員会のメンバーだけじゃなくて、そういうこともやっぱり考えていかないと。
- 三鬼政策調整課長 もちろん交通事業者の方は、タクシーも三重交通様も含めて、そういう方は必ず入っていて、それ以外の方として住民、いわゆる乗られる側の人の意見も踏まえて、いろんな広い立場から、ですので、もちろん事業者の方も入られておられます。
- 野田委員 僕の質問もおかしいかも分かりませんが、要はソフトなんですよ。こういう運行するためのソフトをある程度きちっとしていかなと、ハードの面でこうこうこうこうと言っても限界が来るとしますので、そういうところにもちよっとお金をかけて話というか、することが必要じゃないのかなと僕は思っていますので、以上です。分かりました。
- 小川委員 先ほどちょっと聞き忘れたところがありましたので、79ページの地域おこし協力隊事業のところ、この報償費というのは、地域おこし協力隊7名分の報償費ですか。
- 三鬼政策調整課長 予算取りさせていただいているのは、地域おこし協力隊、現在在籍する7名と、新しく、全て12か月を取っているわけではないんですが、

募集期間もありますので、4名分を想定して、11名というのは、例年変わらない人数で対応をお願いしたく、11名分を想定しております。

○小川委員 7名分で結構もうんやなと思ったら11名分ね。

それと、もう一点、分からんのが委託料の地域おこし協力隊中間支援委託料というのは、これはどこが払うんですか。

○三鬼政策調整課長 これは、地域おこし協力隊のいわゆる募集とか後方支援も含めて、おわせ暮らしサポートセンター、地域おこし協力隊OBも関連して、募集も含めて、定着に関する中間支援という形でおわせ暮らしサポートセンターに委託をさせていただいております。

○小川委員 これ、サポートセンター199万5,000円、ひょっとして、今ふと思ったんですけど、テレワーク・ワーケーション促進補助金、これもそこへ入ってくるんじゃないかと思って、えらいもうかるな、どうなのかなと思って、それはどうなんですか。

○三鬼政策調整課長 もちろんこれは必要経費として適正な金額を想定してございますし、やはり活動はサポートセンターの協力隊のOBも含めて、それぞれの専門的な知識を持ちながらしておりますので、それぞれ委託事業も含めて、成果も含めてきちっと検証していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小川委員 そのサポートセンターにOBの方、何人、地域おこし協力隊のOBの方、何人おられるんですか、それ最後に。

○西村政策調整課主幹兼係長 現在4名おります。

○三鬼（和）委員 地域おこし協力隊のことでちょっと具体的にお伺いしたいんですけど、明確に地域おこし協力隊として活動が分かる協力隊の方と、よう分からんような活動隊、国の費用で尾鷲へ住んでもらっておるということは確かだとは思いますが、PRしたりとか、抽象的な活動の人というのの成果というの、この辺はどの辺に見いだしておられるんですか。

○三鬼政策調整課長 それぞれ、例えば地域の方々とミッションをつくり上げてするというのが協力隊の基本でございます。

それ以外に、移住定住に特化したものが出発点でございますので、それから、あと、今回いわゆる関係人口づくりで政策調整課に所属していただいている方とか、情報発信を主にやっている方とか、それぞれやはりミッションが成果として求められ、それがどういうふうにつながったかというのは、私ども担当課を通じて評価したり、足りないところは相談したりして進めておりますので、そういう形で地域の

方々に評価されて、外部の方から評価されて、そういう役割を果たすと思っておりますので、そういうところはきちっと評価していきたいと思っています。

○三鬼（和）委員　　前、議会も委員会が総務とかって分かれておったときは、毎年地域おこし協力隊の方に議会へも活動報告をしてもらいよったという経緯があるんですけど、現在はしていないような状態ですけど、やっぱり行政のほうから個々の就任した、退任したっていうだけじゃなしに、それぞれの地域おこし協力隊の方の活動報告というのもやっぱり議会にも報告して、国の金とはいえ、予算に載って採用しておるといふことがあるので、そういったことをすることによって、どういった地域おこし協力隊がこの地域に、今の移住定住もそうなんですけど、生かされてきたかということもよく分かると思うので、お願いしたいなと思うんですけど、いかがですか、その辺。

○三鬼政策調整課長　　やはり地域に求められて来られて、その能力を發揮されている方も多くおられますので、そういう視点から多くの人に知っていただくという、活動の内容や成果を、そういうこと含めて検討させてください。

○三鬼（和）委員　　ちょっと言葉足らなんだか分からんけど、地域と密着してやられておる方の動きは僕らも分かりますし、そういうやられておる人が、お店をやっておるならそこへ食べに行ったりとか、食事とかやっておるんだったら、できるだけ僕らも交流するようには思っておるんですけど、ただ、抽象的なミッションの方というのはなかなか分かりにくいじゃないですか。そういったところは、地域おこし協力隊としてどの辺に、尾鷲市に成果をもたらしたかということも含めて、退任するまでに、活動中にやっぱり報告も欲しいなと思いますので、お願いしたいと思います。

○南委員長　　他にございませんか。

○三鬼（孝）委員　　79ページ、先ほどから皆さん、テレワークなりワーケーションの促進補助金150万について質疑していますけど、関連して、今、継業という事業があるそうですね、継続の継に生産業の業。

これはどういうことかということ、少子高齢化で後継者不足に悩んでいる地方の事業主と、定住移住を希望する若者ですか、自治体とマッチングして、いろいろな事業やるのもそうですけれども、後継者の対策促進なり、空き家対策の促進にかなり大きな効果を発揮すると思うんですけれども、また、ワーケーションと共通性もあると思います。

この辺については、今後の事業として国から何か指導があるんですか。

○三鬼政策調整課長 委員御指摘の継業というのは非常に私どもも重要視しております、特に定住移住でこちらを選んでいただいで来られるときの一つのハードルが、こちらでの仕事、いわゆる収入をどう得るかというところにある中、やはり既存のお仕事に就かれる方ももちろんございますが、新しく事業を始められる一つの入り口として、いわゆる後継者がいない事業者を担当も把握しておりますので、そこへの取次ぎも含めて、そういうことは非常に大事だと思っております。

その中で、今そういう形への国の流れも継業という形で示されておりますので、そこは一つ一つ、この地域の後継者がいない事業者とのつながりは丁寧にやっていきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員 よろしく申し上げます。

また、関連ですけれども、地域おこし協力隊の事業が4,100万程度上がっていますけれども、関連して、地域おこし協力隊の最初発足したのが2009年ですか。

○南委員長 スタート。

○三鬼（孝）委員 スタートがね。

これまで約5,000人余りの方が各地に地域協力隊として派遣されておるんですけれども、派遣された方のその土地への定住ですね、大体6割ぐらいというようなことを言われておりますけれども、参考までに東紀州2市3町の地域おこし協力隊の定住というのは分かりますか。

○三鬼政策調整課長 全般的に、三重県全体では全国平均よりか低いのですが、東紀州地域は高いほうで、6割以上をキープしております。

それと、先ほど継業のところ、ちょっと政策調整課担当ではないんですが、水産農林課で、いわゆるミカン農家を継ぐ目的でそういう来られた方もございますので、継業とそういう形につながっていききたいと思っております。

○奥田委員 さっき79ページのテレワーク・ワーケーション促進補助金と地域おこし協力隊中間支援委託料のところをちょっともう一遍聞きたいんですけど、この辺、企画費って、特別交付税の措置もあると思うんですけども、ほとんど一般財源じゃないですか、1億3,400万のうち1億2,500万って。

このテレワーク・ワーケーション促進補助金とか地域おこし協力隊の中間支援委託料はどんな感じなんですか、財源は。

○三鬼政策調整課長 テレワーク・ワーケーション促進事業は、南部地域活性化事業で、2分の1の補助率でございます。

そして、あと、地域おこし協力隊中間支援委託料は、協力隊活動費等と同じく10分の10、特別交付税で国から措置されるお金でございます。

○南委員長　　よろしいですか。

○村田議長　　一言だけ、質疑というか、申し上げておきたいんですけども、SEAモデルのことで、先ほどから予算でいろいろ言われておりますけれども、100万ずつ出すということで、あとの210万は南部地域活性化資金ですか、出すと言われておりますけれども、これ、年に何回ぐらいやっているんですか。

これね、こんなこと言ったら悪いけれども、これは議会としてというか、議長としてというか、申し上げたいんですけど、全く進んでないですね。

こんなような状況で、本当にSEAモデルという大きな花火を打ち上げておきながら、全く進捗状況は見えていない。議会もそれに入っていないものですから、議会の意見としても何も言えないわけなんですよね。

議会としても、議員各自がいろんな企業に声をかけたりして、話を持ってきてどうなかと市長に会ってもらったり、担当に会ってもらったりするわけなんですよ。こんなような状況で進んでいて、本当にSEAモデルは進んでいくのかなと。

聞けば、高村さんもさっき言っていたけれども、皆さんが知っていることですよ。中部電力と尾鷲市の考え方に乖離があると、その辺はどこにあるのかということは、私はこの場では言いませんけれども、中部電力が尾鷲市の状況を把握しておきながら、しかも、尾鷲市に協力をしないということなら、尾鷲市としてもきちっとした対抗策を取るべきですよ。

いつまでもいつまでも中部電力に流されて、ずるずると行って、大体の構想はできておるかもしれんけれども、その予算的措置も何もめどが立っていないでしょう。こんな状況で、中部電力と尾鷲市と商工会議所と、これ三つでやるんですよと大きなのろし上げてやったんですよ。しかし、現実には全く進んでないと言っても過言ではないじゃないですか。

しかも、議会が何も話、物を申せないということについては、私だけじゃなく、議員の皆さんがみんなこれ、そういう考えを持っておると思うんですね。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○村田議長　　ですから、そういうことをきちっとやっていくためには、あまり、商工会議所さんとは仲よくやってかないかと思っておりますけれども、遠慮する必要はないと私は思いますね。

尾鷲市としての態度をきちっと示していただきたい。それで駄目なら、議会も応

援せえと言うなら、議会も応援しますよ。このままずるずる意見が合わない、乖離があるということで進んでいったら何にもなりませんよ。何のためのSEAモデルか分からん。

その辺はやっぱり議会として一言申し上げておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市長、もしコメントありましたら。

○加藤市長 議会の皆さんには、このSEAモデル構想についていろいろ御心配していただき、本当に恐縮している次第でございます。

先ほどから議長の御意見にもございましたように、一応どこにどういうものという、要は、ゾーニング計画は進んでいるんですけども、そこを具体的にどうするのかということについてはまだ進んでないのが事実です。実際問題で、スポーツ振興ゾーンがやっとスタートし始めたか。

それについては、し始めたかということについては、基本的には、そこに資金を投入するための資金計画と、それから、国がどういうふうな形で補助金、交付金ができるのかと、そういうところが大体具体的に見えてきたわけですね。

ほかの分については、やはり我々としては、中部電力との、私は常に言っているんですけど、中部電力の敷地を利用して、お互いに協力し合いながら、尾鷲、すなわち地域の発展をお互いに共存で協力してなすと、こんな話ですので、おっしゃるように、中電については、私はきついことを言っております。言っているけど、もしかしたら、議長の目から見たらぬかに釘かも分かんない。そんな状況なんです。

そのときには、やはり正直申しまして、もう執行部だけでどうのこうのできないのであれば、議会にもいろいろとお願ひしなきゃなんない。強いて挙げれば、尾鷲市全体としてこのSEAモデルをきちんと、この構想を成し遂げるためには、やはり尾鷲市としてきちんと中電に物申す機会というのが出てくるんじゃないかと。その時期が、今いつなのかということについては、もうしばらくちょっと時間いただきたいと、ただ、思いというのは十分認識しておりますので。

○南委員長 よろしいですか、議長。

○高村委員 市長さん、今ね、商工会議所はどう思っておるんかという、わしらも聞いて、びっくりしていますよ、ほんまに。これでオープンしたら、それこそみんな尻餅つくぐらいびっくりしますよ。

そやで、尾鷲のことを思ってみんなが仲よく話し合い、同じ席に着くようにしてやるのが市長じゃないんですか。それを、話が聞けんと、ばらばらになっておるん

ですよ、今の現状は。本当に、本当のことを聞いて、商工会議所に聞いたら分かりますよ。

私はこれ以上言わんけどね、そやで、みんな尾鷲のことを思ったら、尾鷲のちょっとでもいいようになるように持っていかないかんですよ。

以上です。

○加藤市長 当然のことながら、事業をやっているんですから、こういう構想を練ったんですから、当然のことながらそういう方向に向かってやっていかなきゃならない。

私は、さっきの商工会議所と尾鷲市とがどうのこうのという、そんな話を聞いておりますけれども、私自身は商工会議所ときちんと意見を闘わせながら、このSEAモデルをどう構築していくのかということは常日頃思っています。それは、どういうお話をしているのかどうかと。

私としては、要するに向こうの幹部と、商工会議所の幹部といろんな話した中では、一応一緒になってこれを盛り上げていきましょうというような話の中で、それぞれの役割をきちんと決めているわけなんですね。

尾鷲市の場合については、関係人口、交流人口を高めるためのいろんな施策をやりましょうと、これは発電所跡地を中心になって、最後はみんなできちんと賛成をいただきます。それで、東邦の石油跡のそういう燃料タンクのところについては、要は燃料、要するにアクア・アグリについても、そういう農業、水産業を中心とした産業を振興するためには、商工会議所として、プロジェクトリーダーとしてこれの企業誘致なり事業誘致をやりましょう。それを収めるためのエネルギーというのは中電でって、きちんとした話はできているわけなんですね。

そんな話の中で今進んでおりますので、だから、商工会議所がどういうふうにして思われているのかということは、もう一回ただしてみる。

○高村委員 僕の聞いておる範囲は全然違う。話合いの前でもう頓挫しておるような意味のことを聞きました。

それで、これは誰が悪いかというよりも、やはり大人の気持ちになって、3者が尾鷲のことを通じて頑張ろうやという意気込みが違うんですよ。やっぱり人のことを思わな、人の立場は分らんのですよ。それをやれって言うんですよ。

僕が言うておるのは、今までは以前の席に着くまでのいがみ合いと言うたら悪いけど、話に入っていないことを僕は怒るんです。

それ以上言いません。分かってくれると思うんです。

○村田議長　高村さんの言いたいこと僕も分かるなと思いつつ聞いたんですけども、要するに、市長、言いたいことは、やっぱり行政がどんどん今からでもやっていたら、中部電力ですね、私の思うところは中部電力。

ですから、中部電力と、商工会議所はどうでもできるんですよ、話ができます。中部電力ですから、中部電力とって、こっちの言うことは通らない、そして、向こうは全く言うことは乖離しているということ、らちが明かないんなら、やっぱり尾鷲市としても取るべく姿勢を取らなきゃならないでしょう。そういう決断をする気持ちで物事に当たっていただきたいということなんです、その辺のところをひとつ御理解願いたいと思います。

○高村委員　僕の言いたいのは、人の気持ちになれというのは、これ以上の請求をすると、相手も会社やで、株主がおるんやで、そのことを思うたって話をしてな、話は進んでいかんという意味で言うたですよ。

分かってほしいのは、相手の気持ちになって、ちょっとでも話をせな前へ進まんと、ありがとう。

○加藤市長　話合いはきちんと、昨日のあれじゃないんですけど、弾力性を持ちながらきちんとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○南委員長　確におわせ S E A の問題は、議会が当初から関わっていないし、皆さんもそんなちょっと不安な気持ちがあると思うんですけども、それ、大きな見方をすれば、執行権の範疇の中で、市長はいろんな話合いの場を持っておるということは、僕は理解しておりますけれども、やはり最終的には何かにつけて予算が必ず上がってきます。議会が議決しないことには、市長、いくらおわせ S E A で決まっても、できないんです。

おわせ S E A で決まったから、議会が容認せえといった考え方では、どうも話しておると、僕もそんな感覚かいなと取れるもんでね、やはり執行権は執行権で僕ら大事にします。議会は議決権があるんやで、もっと情報開示をやっぱり、何か中途半端なことしか僕らが聞いていないものですから、もっと議会の合意形成を取るということは、市民の理解を得るということですので、もっと市民のほうを向いたおわせ S E A の進め方は、これからもぜひ進めていただくことは、委員会としても強く要望はいたしたいと思います。

○加藤市長　情報開示はできるだけことはやりたいと、まず、これは思っています。

要するに、私自身は、先ほど委員長おっしゃったように、執行権の下で、やはり

最終的にこれは要するに資金計画、金のかかる話ですので、尾鷲市としても、これはゼロという話じゃないですね。予算を取ってあれしなきゃならないですから、議会の皆さんの御承認を得なければ、事業はできないと。

事業をできるまで、時期、ある程度こういう形で行くよというところまでのやっぱり交渉なんですよ。これがね、正直言って私2年半ほどやっていますけれども、非常に頓挫近いというような状況になっているということはあるんですけど、もう少しちょっとお待ちいただきたい。そのときにはきちんと、先ほど議長のおっしゃったような話もいろいろしながら、いろいろまた、議会のほうに諮らせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○南委員長　それでは、11号の審査は終わります。

ちょっとここで休憩します、10分間。23号と報告事項がありますもので、10分間休憩します。

(休憩　午後　3時50分)

(再開　午後　4時00分)

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、議案第23号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について、御質疑のある方は御発言を願います。

○楠委員　ちょっと要望みたいな話になるんですけど、せっかく毎年毎年契約しながら三重交通ということでやってもらっているんですけど、ふれあいバス、須賀利地区の方から、バス停との移動は、車では1分なんです。ところが、高齢者がいて、その途中で降りたいんだけど、降ろしてもらえないし、デマンドバスの、なっているんだけど、ある一定の区間だけはデマンドの対応をしてもらえないかと、もう歩くのも確かに、行くと、ひいひいしている人、たくさんいるんですよ。

そういうちょっと工夫を、下半期でもいいから、ちょっと社会実験をやってみるとか、例えば熊野古道から、ここだったら主婦の店の区間までも同じような感じなんだけど、ちょっと距離があるので、年寄りだと歩く時間って結構あるんですよ。

だから、社会実験でちょっとデマンドの考え方をできないのかどうか。交通量が多いときはちょっと怖いんですけど、時間帯によってはちょっと社会実験やってみて、住民サービスを向上させることを少し三重交通のほうと調整してもらえないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　今、楠委員御指摘の部分は、各地区いろいろと

御要望をいただいておりますのが事実でありますので、それにつきましてはきちんと対応できるように、実証実験も含めて、実は次年度以降、今公共交通網の計画策定という話がありましたけど、実際の地区から何とか今後の新たな公共交通の在り方ができないのかというような御要望もありまして、実際に民間企業の方から御提案をいただく中で、今交通事業者も入れて検討を始めているのも事実でありますので、その中でより利用しやすいような形でできるように、検討は早急に進めたいと思います。

○濱中委員 病院前の停留所の変更の現状、教えてください。

○三鬼政策調整課長 予算をお認めいただきまして、現地測量、境界立会いも終わりました、これから売買契約、お支払い、あと登記替えを行いまして、3月までに予算執行を終えたいと思っています。

次年度、紀勢国道事務所、土地の取得はそれで3月で完了いたしまして、次年度、紀勢国道事務所様の事業としていわゆる拡幅、バスレーンを増設いただきまして、具体的な時期はまだ示されていませんが、令和3年度にさせていただくということで、今はお話を続けておりますので、そういう形で進めております。

○濱中委員 ということは、完成とか供用時期という具体はまだ決まっていないんですね。

かなりお待ちのような状況もありますので、スケジュール決まりましたら、速やかに情報を出していただきたいと思うんですけども。

○三鬼政策調整課長 詳細が分かり次第、速やかにお伝えいたします。

○野田委員 今の関連でお聞きしたいんですけども、紀勢国道さんがいろいろ設計やってくれると思うんですけども、尾鷲市として、病院のあそこら辺の動きというものを、患者さんはじめ市民の方が動きやすいような要望というか、こちらのほうの要望もやっぱり同時にお願いするということも、中に入っていくということをしていかんと、そのほうがよりいい効力もあるのかなと思いますので、その点いかがですか。

○三鬼政策調整課長 バス停、今回は交通安全の上、きちっと法令に定められた道幅を取らなければいけないのと、あと、歩道も法定の幅を確保しておりますので、その中で進めております。

特に尾鷲市側がここをこうしていただきたいというような要望を挟む余地はなかなかないというのが状況です。道の幅も限られておりますので、現在ある土地の中で、安全を第一に、そして、歩行者様の歩きやすさも大事、できるだけ勾配が急に

ならないようなところでは要望させていただきましたが、いわゆる法令の範囲内で、利用者に利用しやすくということはお伝えさせていただきました。

○三鬼（和）委員　コミュニティバスなんですけど、先ほども詳しく説明されておりましたけど、高齢化が進んで、人口減少がなってくるという、言ったら止まるところも増やしてくれという要望が増えると、近距離で駐停車してくれということも増えると思いますし、それから、反面、乗られる方が少なくなっていくという現状があるので、時代の流れからというのか、地区によってはデマンド的というのが合うとかということもありますし、こんな大きなバスが要るんかということなんかも出てくるとも思いますもんで、抜本的にこの地域、紀北町さんなんかは違う方式を取り、導入しましたとありますし、今までの路線バスに代わってこの取組をしてきたことには、これは間違いはなかったとは思いますが、これから先はちょっとこのままでは、スタートから中心まで来るのがやたら時間がかかるだけで、乗る方が少なくなっていたりとかという現象はどんどん進んでいくと思うので、抜本的なやっぱり検討が必要ではないかなと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　委員御指摘のとおり、抜本的な改革が必要だなという、ただ、やっぱり既存の交通事業者さんも当然いていただかないとという部分の中で、地域の中で、今ちょうどかなり奥のほうまで入っているものを、よりもっと利便性が高まるような形でできないかという協議をいろんな民間事業者、既存の交通事業者さんも含めて検討を進めていくという話で話を進めているのが事実なので、まだこちらでちょっとお示しはできないんですけども、次年度、公共交通網の計画を策定しつつ、そちらのやっぱり抜本的な改善をしていこうという、もちろん住民の皆さんの利便性の向上になるように、単なる多分デマンドだと、過去に調査した感じだと、経費が倍ぐらいになっているというのがあるので、なかなかそっくりそのままデマンドでということにいかないと思うので、その辺は工夫を入れたいなというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　以前には学校で使っているバスが使えるんじゃないかという、一縷のちょっと明るい望みがあって、九鬼から梶賀までの間、学校の使わないときに運行をという要望とか意見もあったと思うんですけど、難しかったということがあって、そういったところに小型の移動手段があれば、大きいバスの運行をまた方向性を変えられるということがあると思いますもんで、そういったことも含め、あと、地域性も含め、一概にデマンド制ばかりとか云々でなしに、地域が地域でまたや

られるんやったらやられるのも足した上で、ただ、要望をかなり聞いたもので、コースが複雑、時間がかかるというのにどんどんなっていっておるのがいいのかどうかということも含めて検討していただきたいなと思います。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 委員御指摘のとおり、経路も含めて、主要幹線を生かして集落の部分の移動手段をどう確保するかという部分も含めて今検討を始めていますので、またお示しさせていただきます。

○小川委員 三鬼委員のちょっと関連しまして、デマンドで、集落支援制度の中にデマンド交通というのがありますよね。それをすると、先ほど倍ぐらいお金が、経費がかかるという話があったんですけど、国のお金でできるという、そういうこと研究してみたんですか。その制度の中でデマンドというのは入っていますので、研究する余地はあるんじゃないですか。

○三鬼政策調整課長 確かにデマンド交通という仕組みはございますが、いわゆる公共交通網があるところは、基本的に公共交通網でという基本がございまして、公共交通がないところで、全国的にいわゆるそういう路線が入っていないところで、デマンドを集落支援とか、そういう形でされているところもございますが、そういうところも含めて、来年度いわゆる公共交通体系を計画するときには、いろんなことも含めて、今後の先のことも含めて、いろんな検討はしていきたいと思っております。

○小川委員 集落支援制度の中でもしデマンドできるんやったら、公共交通、例えば梶賀から尾鷲へ来る、それをなくしてしまって、そっちのほうへ切り替えるということもできるんやないですか。

○三鬼政策調整課長 いろんな議論がございまして、その地区にとって、例えば地域の支え合い交通も、いわゆる準公共交通みたいな形で検討しているところもございまして、それらを含めて、住民の方の要望、使い勝手、それとあと、事業採算性も含めて、あとは安定的に交通が確保されなければいけないというところもございまして、そういうところは御意見をいただきながら検討材料に加えていきたいと思っております。

○野田委員 交通体系のことなんですけど、ちょっと話として聞いてほしいんですけども、紀北町の議員さんと話しする中で、須賀利地区からのふれあいバス、ありますけれども、これを広域的に利用できないかというようなことの一つのアイデアというか、考え方として、そういうことを意見交換するときあるんですけども、何を言いたいかということ、そういう紀北町、海山地区とか、引本とか、あそ

こ矢口とかということになるんかも分かりませんが、そこら辺も含めて、コストと、あと、利用者数が増加するとか、そういう面も考えて、ただ、海山の方なんか尾鷲総合病院に来るということが、非常に重要なバスを使うということも大事なことだと思いますし、そういうちょっと広域的な公共交通体系の在り方ということも模索するということが大事なと僕思ったりするんです。

そういうことも含めて、今すぐはできないかも分からないけれども、ただ、そういう考えをちょっと頭の中に入れておいてもらいたいなと思うんですけど、どうですか。

○三鬼政策調整課長　確かに公共交通網は、その地区その地区のエリアがございまして、やはり相互乗り入れ、例えば、紀北町の例えば事業者、いわゆるデマンドタクシーしているところは、なかなかこちらへ乗り入れができない状況というふうに今聞いておりますので、そういうところも含めて、やっぱり地域の方々のニーズって結構そういうお声があると思うんですね。

そういうところは、やはり公共交通を所管する、陸運局も含めて、そういうところで一つ一つハードルを越えていかないといけないという現状がございまして、それらも含めて、住民の声として、うちの公共交通の協議会でもいろんな意見を民間の方からいただいておりますので、検討はさせていただきたいと思います。

○野田委員　ひとつそういうこともちょっと頭の中に入れていただいて、ビジョンを想定していただければなと思います。

以上です。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　1点だけ、病院前のロータリーのことなんですけれども、たまたま今コロナ禍の中で、尾鷲総合病院のほうも玄関は閉じて、裏口から皆さんが入っているということで、できたら、コロナ禍の中で、今がちょうど玄関が出入りがないということで、当面は今の体制が続くと思うので、できたら、その時期に僕は工事を進めてもらうのがお互いに一番いいんじゃないかなというような気がいたしますので、国交省のほうとぜひとも相談をしていただいて、早い時期に取りかかっていたくよう要望いたします。

また、公共交通については、かなり年々改善されてきたと思うんですけれども、まだまだ高齢化とともに、こっちがええなったら、こっちが不便になるというようなことがありますので、できるだけ一番よいレベルの中で進めていただくよう、よ

ろしくお願いいたしたいと思えます。

それでは、その他のほう、3点ばかりありますもんで、その他のほうへ、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の進捗状況についてお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の進捗状況、第1次、第2次を説明いたします。

委員会資料の11ページを通知させていただきます。

表になってございます。ちょっと小さくて大変申し訳ございませんが、事業の内容は、既に皆様にお伝えしているものが1次、2次でございます。下に第3次というのは、これはいわゆる法定事業部分の市負担額に対する補助でございますので、以前にお伝えしている内容でございます。

一番下の全体合計額欄を御覧ください。左端の予算額5億9,427万3,000円は、第1次、第2次の合計額に第3次の国庫補助事業法定率外部分、いわゆる市負担部分に対する補助を加えた予算額でございます。

その金額に対して、中央に決算見込額欄を御覧ください。5億4,801万4,000円、ですので、予算額に対して、決算見込額は5億4,801万4,000円で、一部完了していない事業がございますので、今後決算額の変更が考えられますことを御承知おきください。

その結果、右端から3番目の交付金充当額は、第1次、第2次に第3次の国庫補助事業法定率外部分を加えた交付金4億9,693万5,000円が充当されますので、これを差し引いた金額が、右端の一般財源負担部分、1,231万2,000円となる見込みでございます。

事業の内容につきましては、既にお示しをした内容でほぼほぼ、例えば子育て世帯への臨時給付金とかも含めて、事業執行は順調に進ませていただきました。それにつきましては、御覧のとおりでございます。

今後のことなんですが、また第3次の国庫補助事業部分、今お示ししている以外に、2月16日の行政常任委員会にて御報告いたしました新型コロナウイルスの臨時交付金の第3次の増額分1億8,786万9,000円と、市の負担で法で定めています238万6,000円を合わせた1億9,025万5,000円が来年度に繰越しし、令和3年度事業に充当することとしていることはお伝えしたとおりでございます。

その事業内容につきましては、現在コロナ禍における市民の皆様の生活不安を少しでも和らげ、そして、地域経済に対しても好循環をもたらすために、市民1人当

たり1万円の振興券をお配りするとともに、さらなる地域経済の活性化と消費喚起を促すため、商工振興施策としてプレミアムつき商品券の発行を主軸として準備を進めているところでございます。

全容がまとまり次第、議会にお示しさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上が報告となりますので、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。

○南委員長 ただいまの御意見のある方。

○三鬼（和）委員 来年度って、これ何年度予算になるんですか。新年度、それとも2年度の。

○三鬼政策調整課長 令和3年度予算でございますので、速やかに上程させていただきたいというふうに考えております。

○南委員長 よろしいですか。

○高村委員 嫌ごと言うてごめんなさいね。

これは2月の3日に国から入ったと思うんやけど、何でこない遅うなったんやろう。紀北町では、2月の26日に全協でみんなに説明しておるんさね。それで、商品券ですが、1万円もそのときやるというて、何で尾鷲はずっと遅いの。

やっぱり今スピード等が言われておるので、やはり町よりも市が先行して兄貴分みたいにぱっとやったらなね、尾鷲は恥になるよ。

これはあんたらに悪いかしらんけど、もうちょっと頑張ってもらわなね、尾鷲のためじゃ。もうちょっと気力を出してやったってくれ。

以上。

○三鬼政策調整課長 御指摘の点については、2月の16日の行政常任委員会で額はお示しいたしましたが、そのときには、やはり第1次、第2次で行った事業をどう整理して第3次にするか、というのは、予算が令和3年度に繰り越して行うという条件がついておりましたので、確かに紀北町様よりか後にお示ししたという形になることは事実でございますが、その辺も含めまして、有効な交付金ですので、市民のためになるように、ちょっと事業はお示ししたいと思っております。御理解ください。

○高村委員 私はね、ハッパをかけたの。そういう思いでやったってくれ。

以上。

○南委員長 市長、ないですか、答弁は。

○加藤市長 もう高村委員からハッパばかりかけられっ放しですので、本当に

そう思いますよ。いかにして早く結論を出すかということについても、我々としては内部で一応協議しました。

紀北町はああいう形になったんだけど、今度は我々もきちんと負けないぐらいのことをやっていかなあかなという気持ちの中で、3月の2日の日に私の所信表明の中で方向性だけ、主軸になるものは、やっぱりコロナ禍で困っている市民の皆さん方を少しでも和らげるための施策と、それから、やっぱり消費を喚起しなきゃなんない、これがやっぱり主軸なんだということで二つの、これでほとんど終わっちゃうんですよ、いただくあれ。それ以上に要っちゃうわけなんですよ、お金が。

しかし、そういうわけにはいかんから、ある程度予定しておった金額の一部、一般財源からの繰り出しも考えていかなきゃならないということで、今必死になって、どういふことをやれば、一応皆さん方がいいのかどうかということも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○南委員長　　じゃ、課長、続いてお願ひいたします。

○三鬼政策調整課長　　続きまして、委員会資料の12ページ、資料3を御覧ください。通知させていただきます。

ここで、令和2年度地方創生推進交付金活用事業について、担当主幹より御説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○西村政策調整課主幹兼係長　　それでは、資料3、12ページを御覧ください。

1、地域と多様な関わり創出事業につきましては、地方創生推進交付金を活用し、地域との関わりを求める都市住民と地域ニーズのマッチングや、地域と人材をつなぐコーディネート等、環境整備を進め、継続的に地域に関わる関係人口の創出や拡大に向けた仕組みづくりを行っております。

地域との関わりに関するニーズ調査であります、この地域で働く、活動する、関係性を持つことに興味を持っている都市住民に対して、7月8日から8月31日において、オンライン相談窓口を設置しました。

夏季限定モニター募集を行い、38名の問合せがあり、23名とのメッセージのやり取り、そして、8名が参加することになりました。その後、8名による現地モニタリング調査を実施し、様々な職業の方に参加をしていただきました。

アンケート調査の結果、約7割の方が自身の仕事以外で地域のまちづくりや地方の方とのコラボなど、深く関係性に興味があるとの回答をいただきました。

このことから、さらに尾鷲に合った関係人口創出のための仕組みや窓口について

現在検討しております。

特に、モニタリング調査の検証結果から、関係人口創出のために必要不可欠である関係案内所や長期滞在できる仕組みづくり、本市において交流する人材ネットワークを構築し、簡単に交流や情報共有ができるオンライン交流ツールの導入の必要性、どのような人が興味を持っているのかなどについて、また、関係人口を可視化することについて、令和3年度以降も取り組んでまいります。

13ページを御覧ください。

2、若者の働き方・働く場創出プロモーション事業につきましては、三重県南部地域活性化事業補助金を活用し、紀北町、南伊勢町と連携しながら、都市部の若者にウェブによる、この地域で暮らす、働くをテーマにプロモーション活動を行っております。

マッチングサイト内でのプロモーションであります。スカウト型マッチングサイト、スマウトにより、この地域での魅力ある働き方や働く場に関する情報発信を行い、仕事バンク等に登録されたコンテンツの情報発信を行っております。

掲載案件については6件で、うち、2事業者により7回の仕事体験が行われました。その後、4名が移住につながりました。

続きましては、都市部での関係や交流づくりにつきましては、株式会社カヤックが主催する移住相談会に尾鷲市、紀北町、南伊勢町が参加し、6月26日、27日に移住相談イベントを行い、123名に興味を持っていただき、うち16名と移住相談を実施しました。

3、その他としましては、移住体験住宅の運営であります。

九鬼移住体験住宅みやかの運営についてでございます。

12月から1月において、30代女性1名が入居し、本市に住みながらリモートワークによる働き方が可能かどうかについて体験するとともに、現在将来的な移住について検討中であります。

平成29年5月以降、9名が九鬼移住体験住宅を利用し、うち4名の方が空き家バンクを通じて空き家を購入し、尾鷲市へ移住または2地域居住をしていただいております。

14ページを御覧ください。

令和3年3月1日現在の空き家バンクの利用状況について報告させていただきます。

まず、令和2年度の物件登録数は36件、交渉件数52件に対して、成約数31

件、34世帯の内訳は、県外14世帯、県内5世帯、市内15世帯となっております。

平成26年度からにつきましては、資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑ある方。

よろしいですか。また、後でも、もしあったら結構でございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、最後のおわせSEAモデルのほうお願いします。

○三鬼政策調整課長 ここで、おわせSEAモデルスポーツ振興ゾーンについて御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

お示しの図ですが、15ページ、資料4でございます。

中部電力跡地の発電所ヤードで尾鷲市がリーダーを務めますプロジェクトSのゾーニングを示しており、去る11月10日に開催いただきました行政常任委員会で御説明させていただいたものでございます。

現在、本市を含む東紀州5市町では、広域ごみ処理施設の建設に向け、尾鷲市営野球場建設予定地として三重県の許可を得まして、本年4月に東紀州環境施設組合を設立し、令和10年4月の稼働を目指しておる状況でございます。

その計画を進めるに当たり、令和6年度に現野球場の解体工事に着手する予定であることから、その代替施設として野球場及び避難施設の建設を行うことに対する費用負担を広域5市町で合意し、進めさせていただいております。

その中で、各市町の費用負担を軽減する目的で、国の社会資本整備総合交付金、交付率2分の1でございますが、その活用を目標としており、その交付金を活用する要件に向けては、令和3年度に都市公園整備事業としての基本計画を策定すると同時に、尾鷲市都市計画審議会による決定を行うことが必要となっております。それについては、県とも協議を重ねながら連携して進めていくことに御理解をいただいております。

なお、ゾーニングにございますスポーツ振興ゾーンと高台ゾーンを合わせて都市公園整備事業の基本計画を策定したいと考えております。

本計画策定業務は、東紀州環境施設組合との関連性が非常に強いことから、同時期の予算化をお願いしたく、御理解のほどお願いしたいと思ひまして、本日御説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

○南委員長　　これ、課長、今、予算化の話出たんですけれども、いつ上げてくるの。

○三鬼政策調整課長　　現在、環境課とも協議をさせていただいておりますが、先ほど申し上げさせていただきましたように、東紀州環境施設組合関係の予算を上げるときに、関連性が強いとして同時に上げさせていただきたいと思っております。

○南委員長　　もうちょっとははっきり言ってくれる。いつの議会で上げるの。

○三鬼政策調整課長　　次の臨時会で上げさせていただきたいと思っております。

○南委員長　　末のですか。

(発言する者あり)

○南委員長　　ちょっと待って。大事な部分やで、そこら辺ははっきりしておいてもらわな。

○三鬼政策調整課長　　東紀州環境施設組合の関連予算が計上されるのと同時期に考えております。

○南委員長　　3月の年度末の臨時会でですか。

○高村委員　　私も言う機会はないんでね、まあ引退するんで、これだけは言いたいと思うのは、野球場、やっぱりタンクのあるところか、そのタンクのところで危なかったら小原野ぐらいにね。中心地のほうに持っていったらあかんよ。尾鷲は死んでいく。

それで、砂山みたいなのを作ったら、景観は悪なるんやで、まず、逃げる山道を整備するのが本当やと思うんさな。

そういうことをみんなで話しせなあかんで、そういう議論の場所をまずつくらなあかんと思う、これからね。

それが、こんなばんと出て、これをやりますでは、みんなの知恵を絞ってやるのが尾鷲市の将来の世界の尾鷲市になるんやで。

本当に海を利用したらどんどん、例えば花火を見に来る客船やとか、そんなんがどんどん入ってくるんやで、この尾鷲に、それで宿泊してもらう、そういう絵を描かなあかん。

それで、野球場やとかそういうのも白紙に戻してやってほしいと思います。

以上。

○三鬼政策調整課長　　お手元にお示しのスポーツ振興ゾーンも含めたSエリアのゾーニングにつきましては、SEAモデル協議会のほうで、確かに以前お示した場所と変更があるところもございしますが、やはり集客交流向上のために、こういう

スポーツ振興ゾーンを活用したいという考えがございますので、その辺はいわゆる、そういう高村委員様おっしゃられたような意見もお聞きいたしておりますが、それも含めて、今いわゆる広域ごみ処理施設関係も含めて進めさせていただきたいと思って、今日お願いした次第でございます。

○南委員長 他に。

○奥田委員 ちょっとSEAモデルが具体的に内容が見えていない中でまたこういうのが出てくると、まだまだ絵に描いた餅をずっとやっているのかなという気がするんですけど、これ全体、まだ釣り棧橋ゾーンも残っておるんですね、これ。

こういうふうな今の全ての運営主体とか財源とかというのはある程度決まっていなないと、もうこれ、あれですよ。ある程度決まっているということでもいいですか。だったら、もうSEAモデル、完璧じゃないですか。どうなんですか、今この進捗状況というのは。

○三鬼政策調整課長 現時点で申し上げますことは、このSエリア、発電所ヤードにおきましては、一番上にごございますプロジェクトAゾーンで、いわゆる商工会議所様が陸上での藻類の実証実験が順調にいきましたので、来年、新年度には、こちらで事業化に向けた取組をしたいというふうに伺っております。

それも含めまして、やはり中心部分の多目的広場ゾーンをどうするかというところの課題は残ったままなのですが、やはりスポーツ振興ゾーンを含めた、いわゆる周辺のサテライトゾーンを一つ一つ進めさせていただきたいというふうに考えております。

その中で、やはり財源というところが、確かに非常に各事業を行うにしても、誰が出資をして、誰が運営をするのかというところで、日々SEAモデル、なかなか進んでなくて、皆様には大変御迷惑かけておりました、責任を感じているところですが、その辺は、いわゆる3者がSEAモデル構想を設立した初心に戻ってやっていこうということも含めまして、一つ一つ進めさせていただきたい思いでございます。

ですので、スポーツ振興ゾーンも、高台ゾーンと併せて社会資本整備交付金という有利な国庫交付金を活用するためのまず基本計画を策定し、その中でどこにどういう遊戯施設を配置できるか、例えばボーリングをして、その下にどういう構造になっているので、どういう費用が要るかということも精査をしないとなかなかつかめないとこもございますので、それに合わせて必要な財源も含めて検討し、お示しさせていただければと思っております。

以上でございます。

○高村委員 変電設備って書いてあるでしょう。

○南委員長 どこ。

○高村委員 変電設備、変電所跡。これは10年したらなくなるんですよ。そのことも考えてやっておるの。

○三鬼政策調整課長 基本的には10年は契約が残っているというふうには理解はしております。

(「聞いていない。これはなくなるのやで、自分ら、これぐらいにして考えておけ」と呼ぶ者あり)

○三鬼政策調整課長 申し訳ございません。私たちは10年は、中部電力から、現利用しているところとの契約が残っているというふう聞いております。その後のことは、正直、はっきりしたことは把握しておりません。

○高村委員 ほいやでね、もう一度みんなの知恵を絞って一からやらなあかん。こんな中途半端な10年後のことを載せておったんでは話にならん。またそのとき変えなあかんようになっていくで、やはりええもんを最初から造っておく。

以上です。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

○奥田委員 続きなんですけど、高村委員言われたように、先ほど、この変電所のこともそうやけれども、野球場にしても、築山にしても、まだちょっと市民の方々にきちんと説明が必要じゃないかなという気がしてならないし、本当に財源的に、築山もどんだけかかるのかって、まだ出していませんし、もうちょっと慎重に進めたほうがいいのかという気がしてなるんですけど。

1点だけ、ちょっと僕、これ確認したいんですけども、釣り桟橋ゾーンというのはまだ残っておるんですね、これ。

というのは、以前、委員会で視察したときに揚油桟橋、今、足だけ残っておるじゃないですか。あれの撤去の、いつまでだったらしてくれるんですかという話をしたときに、5月までですと言われたんですよ。5月までに尾鷲市さんがきちっと返事してくれたら、これ、皆さんも聞かれたと思うんですけど、5月までに返事くれたら撤去しますよと、それがもう期限ですと、今、撤去作業しているんでということ言われたんですけど、これはもう残すということなんですか、この釣り桟橋ゾーンが残っているということは。

○三鬼政策調整課長 釣り桟橋の活用に向けては、SEAモデル構想の一つのい

いわゆる目玉というか、シンボリックな事業としてお示しして、活用すべく、中部電力、所有者と尾鷲市で活用に向けての条件を全て出し合って、そこにまだ条件的に折り合わないところがあるというところで動いていないというのが今の現状でございます。

ですけど、やはり中部電力もこの栈橋、いつ撤去するのか、どう活用するのかという議論が、結論が出ていない現状では、私たちは交渉を続けているという認識で、今もお話はしております。

ですので、5月というお話を委員さん言われましたが、私たちはそういう想定では、今お話し合いで5月ということとか、そういう5月といういわゆる限定は切っておりません。

○奥田委員 だって、以前僕ら、全協のときも聞きましたし、実際視察したときも、何度も言われていましたよ、5月末ぐらいが限度ですと、期限ですと。それで、尾鷲市さんが取ってくれと言ったら取りますということだったんですけど、それは期限とかないんですか。じゃ、どうなるんですか、これ。

これは、中電さんがずっともう管理して、もうずっと所有しているという、管理もしてくれるということなんですか。

○三鬼政策調整課長 釣り栈橋ゾーンは、私たち担当としましても、非常に魅力的なものとして実現したいという思いで、今交渉は続けております。

それが、5月とおっしゃられましたけど、それをもって結論を出さなければいけないという認識で私はございません。

○奥田委員 すみません、最後にしますけど、いや、でも、中電さんは5月やと言われたんですよ。

ただ、市長は、あそこは尾鷲市で持つ気はないと、所有権をね、前11月だったかな、はっきり言われたと思うんですけど、中電さん、言われましたよ、尾鷲市が持つということは考えていないとって。

ということは、中電だって処分したいでしょう。それなのに、どういうふうなあれなんですか。

じゃ、いつまで、5月末じゃなくて、またかかって交渉期限はあるということなんですか、そうしたら。

○三鬼政策調整課長 あくまでも現状は中部電力様の所有物でございますし、中部電力としては、この資産をいわゆるSEAモデルで活用していただきたいという提案で、その条件は双方、中電側の条件も、尾鷲市からの要望も出してある状態で、

それで今、折り合いがつかないというのが状況でございます。

ですので、中部電力は、5月を一つの期限としておっしゃられたかもしれませんが、今は話合いを続けている状況でございますので、5月が話合いのリミットという私は認識はしておりません。ですので、どういうところで折り合いがつかないのかというところは、今考えているところでございます。

○奥田委員　でも、5月、じゃ、中電さんは撤去の方向だと思うんですけど、尾鷲市は残してほしいと、ただ、尾鷲市は持つ気はないと。誰か持ってほしいということなんですか、市長、そういうことなんですか。そんなんで話合い着くんです。誰かがどこがそれがやってくれるっていうのはいいですよ、それ。そんなんではいつまでたっても平行線じゃないんですか、中電と話したって。

○南委員長　答弁求めます。

○加藤市長　中部電力の方が議員の皆さんに撤去工事の進捗状況というのをお話しされたように思っているんですけども、そのときに議員の皆さんに5月が限度だというようなことをおっしゃられたのかなという、推測しております。

我々としては、揚油棧橋を釣り棧橋化することによって、尾鷲のランドマーク、そして、要するに集客交流の一つの大きな柱となるような形で、2年余り、一応交渉はしてきております。

その中で、中部電力として、揚油棧橋を釣り棧橋化するときの条件と、我々がそれを中部電力の条件に対して我々は回答をしていると、その部分がまだお互いに納得した条件で折り合いがつかないというところには行っていないというのが今の現状でございます。

○濱中委員　以前これの件に関して質問をさせてもらったときに、市長は、これをランドマークにはしたいけれども、尾鷲市の直営ではなかなか無理ですよという御回答いただいたと思うんですね。

ならば、それを一緒にやってくれる企業パートナーをお探しですか、お見つけですかという話で、今そこは検討しておりますというような答えをその当時いただいたように思うんですけども、これをどうするかと同時に、企業パートナーを探すということは並行して進めないといけないのかなと思っていたんですけども、その辺りはどうなっておりますか。

○加藤市長　当然尾鷲市で運営することはできないと、ですから、運営する協力者を求めなきゃなんないと、そういう話をしたかと思えます。

今回の場合の今の議論については、我々としては、この時点では揚油棧橋はやっ

ぱりそういうランドマーク的なことで残すべきだと、いろんな中部電力からこういう話については条件が来ました。それについて、私としては、その条件で全て尾鷲市がのむというわけにはいかんというような話で、今平行線になっているという状況でございます。

だから、どこが運営する云々というような話じゃなくって。

○濱中委員　私は、企業の経営に関して詳しいわけではないので、ただ、道理として、手順として考えるのは、じゃ、中電と折り合いがつかないと、じゃ、いよいよそれに進みましょうといったときに、パートナー企業が見つからなくて宙に浮くということになってしまっても駄目なんですよね。

それならば、中電との交渉をしながら、こういう条件ならうちはパートナーになってもええよというのが並行して進めないと、もし中電との折り合いがついたときに、市直営にするという話になったりとか、でも、やっぱりするところがなかったので撤去にいきましょうとなったら、尾鷲市が取らんなんとか、そういうことになってしまうことを心配しているんですよね。

なので、こういう条件ならやりますよという企業パートナーをある程度探すということは、もうこの時点でやっておかんと、どうなんですか、それはできんことなんでしょうかね、打診をする。

○三鬼政策調整課長　やはり所有をするという大きな決断をするときの議会や市民の方の御了解を得るための条件と、その運営のところは、一つ、二つハードルがございます。

ですけど、やはり所有するということは、後々の管理や、いわゆる万が一の災害時のことも含めて担保しておかないと、その負担が市民に押し加かってくるようでは駄目だということが、いわゆる中電と話合いがついていない主なところがございます。

ですので、それを含めて、だけど、やはりそれが、釣り棧橋が完成したときには、いわゆるあのような形のものは、全日本の釣り振興会の方々も非常に価値のあるものだという評価もいただきながら、その活用については、相当期待はできるのですが、その事業採算性、赤字なのか黒字なのかというところにつきましては、専門家の評価をいただくと、なかなか黒字化については難しいという現状がございます。

だけど、それをどういうふうにはほかの陸上部分の集客交流と組み合わせることによって持っていけるかという提案も度々いただいているところもございますので、そういうところで、同時進行でそういう話は引き続きさせていただきたいという考

えでございます。

○濱中委員 何度もになりますけれども、それが、企業パートナーとして中電とやり取りをしているなら理解はできるんですけれども、中電さんはあくまでもこの物に対する交渉であって、これを運営していく上での企業パートナーが違うところで求めるんならば、今の時点で同時並行でやるべきかなという、それをやっておかんと、中電と物を残す交渉が落ち着いたところで、中電が企業パートナーになるんなら、その交渉はありかもしれませんけど、そうではないなら、別のパートナーを探す作業もやるべきという、そういうつもりで申し上げておりました。

もう一点です。もう一点、市長、ついでに言わせてください。

この高台ゾーン、やっぱりさっき説明されるときに、避難ゾーンであるとか、安全ゾーンであるとかという説明になりましたけれども、この図面を見ても、スポーツゾーンよりも海側にあるもの、場所なんですよね。

やっぱりこれをどうしてもここにこの高台ゾーンを造らなければいけないのであれば、避難ゾーンであるとか、安全であるというアナウンスはよっぽど気をつけてやるべきかなと思いますし、そうでなく本当に安全を求めるなら、少しでもここにあるグリーン駐車場の部分であるとか、一步でも外に出た部分に求めるとかという、そういった見直しも、私は時間の短い中でも必要かなと思います。その辺りは考慮いただきたいと思います。

○加藤市長 まず、揚油棧橋を釣り棧橋化するに当たっての中電と我々の議論のいろいろ協議している中身を簡単にお伝えしたいと思うんですけれども、2年前には、私の強い要望で、中電のほうとしては、要するに揚油棧橋を釣り棧橋化しようというような話の中で条件を提示されたという話なんです。

これについては、要するに揚油棧橋を釣り棧橋化するということについては、ある程度の条件を、条件というのは金額的な上限を定めながら、それは中電で一応改築というのか、改装というんですか、きちんと揚油棧橋を釣り棧橋化しましょうという話の一つです。それは条件の中に一つ入っていると。

もう一つは、こここのとこにくいがありますけれども、くいの要するにメンテナンスというのは、ずっと中電は今の状況でもやっています。毎年毎年のメンテナンス、あるいは10年に1回のくいの大きなメンテナンス作業をやっていかなきゃなんないということで、その費用は、20年か25年ぐらいまではきちんと持ちましよう。

そういった中で、尾鷲市に所有権を与えると、これが条件なのね。だから、造っ

てあげるから、きちんとあとメンテナンスの分については、20年間、くいの部分だけは一応保持するから、あとは尾鷲市が所有権を持って運営してくれと、これが条件なんです。

その中で、私どもの答えについては、やはり揚油栈橋をきちんと、先ほど濱中委員の話と、どうなんやっていうね。やっぱり1キロから、実際問題として陸地から一番最短では、端っこでは大体900メートルから1キロあるわけね。そのために釣りをされている方の、そういう命を守るがための避難場所、こういったものについての操作を全部やってくれと、逃げる場所というのを、どこへ逃げるかと、それが要するに1キロの範囲内で十分、一人でも命を落とすということのないような形で安全対策を講じてくれと、ということは我々が、中電は、それは非常に難しいという話です。

その中で、我々としては、南海トラフや云々等々という、地震とかいろんな有事の災害等がある場合には、要するにもし尾鷲市が所有権を持ったときに、そのときに我々としては、もし有事の際にそここのところが壊れたり、損傷が起こった場合にはどうしたらいいかという話合いの場を持ってくれとかどうのこうのというような話合いの場を持ってくれというような話をやっております。

もう一つは、これに対する今後のもっとプロモーションに対する基金を頂けないかというような話もしています。

そういう条件の中で、要するに所有権を持つ、所有権を中部電力が言われるとおろ、我々が、はい結構ですよと言った場合に、そういういろんな今後のリスクというものを背負った場合に、これが最終的に負の遺産になるようなことのないように、やはり我々としては、中電にこれに対する交渉は今現状やっていると。

だから、要するに今の問題については、これを運営するか云々じゃなしに、これを残して、きちんと尾鷲市の所有物になるかどうかということについての議論を今やっているというような状況でございます。

○南委員長 分かりました。

話をちょっと元へ戻します。全体像へ入っていったら、野球場の話なんかはもう飛んでいきますわ、こんなものすぐに。

今回あえて説明していただいたのは、やはりごみ焼き場との大きな関連性があるということで、野球場の設定の基本計画ですか、社会資本整備の補助を受けるためにも、都市計画を受けるためにもという、3月の末の臨時会を出す予定でおるんでしょう、これ。

僕、正直言うて、昨日委員長として、ちょっと出すのは拙速やないんかということとは、僕は指摘はさせていただきました。だもんで、議論に耐える説明だけはしていただきたいですねという旨もお話をさせていただいたのは現状でございます。

とてもやないが、今の話を聞いておる段階で、この3月末というのは、ちょっと僕は難しいと思うよ。全く全体像がもう定まっていなような、栈橋の所有権云々の話以外にごみ焼き場が僕大事だというのは、一番よく分かっています。

ぜひとも進めていかなあかんことやし、だから、高村さんも言ったように、ここありきじゃなしに、もっと両論併記ぐらいの計画を立ててやるんですよという話ならあれですけども、もう尾鷲市で決まったからこうですよというような、そういった上から目線の、まあ、市長さん、聞いてください。

結局市民に対しても、野球関係者と話をしておるかもしれませんがね、対市民に対しては、説明はされておられませんし、やはり僕の聞く範囲では、もうぜひとも安全な避難できるところへ造っていただきたいという市民が多いです。本当に多いです。これは現実問題です。

だから、市民がもう納得して、ごみ焼き場のほうも令和10年まで建設できるような形を僕らも努力しますでさ、お互いに決めつけの話じゃなしに、もっと柔軟性を持った僕らに対応してもええんじゃないんかなあと思って。

3月で上げてきたら、僕らもちょっと難しいです、本当の話。僕はね、委員長としてでも思います、正直な話。

濱中委員さんからちょっと、正直な話やでね、これは。

○濱中委員　本当にやっぱり安全ということに関して、社会基盤整備の補助金は必ず必要であることは理解しますけれども、やっぱり安全と天秤にかけるという点で、今までも何度も出てきているタンクヤードの部分の利用がなぜ駄目なのか、まず、それを御説明いただきたいです。

○三鬼政策調整課長　御意見承りました。

確かに私どもは、SEAモデル協議会の中でも、いわゆる発電所エリアを担当している尾鷲市側と、タンクヤードを担当している商工会議所側、商工会議所がタンクヤードで産業誘致をするというのが至上命令でございます。

その中で、第1ヤードで、以前にも議会にお示ししましたが、やはり油、油の流出が相当以上にあったということもあり、今、中部電力において、第1ヤードにおける油のいわゆるどこまで広がっているのかという調査をしている段階でございます。

令和3年度にもその調査をしながら、流出防止の措置を講じながら、どれぐらい流出しているのかによって、あと、例えば何年でそれを改良できるのかというところが、ハードルが非常に、時間軸で言うと非常に大きな障害でございます。

それと同時に、あそこは確かに3.5メートルと一番低い土地でございますし、道との高低差が相当あることから、埋立ても含めてかさ上げをしないと活用が非常に厳しいということもございますので、やはり私たちも商工会議所様ともいろんなお話をする中で、第1ヤードの検討も含めて、シミュレーションも度々させていただきました。

その中で、やはり広域ごみ処理施設を進めるための代替野球場としてのはめられる位置が現在の発電所構内のあの場所しかないというのは事実でございます。

確かにほかにも土地、表面上を見れば置けるじゃないかという土地はS E Aモデルの中でもあるんですけど、その下に地下工作物とか配管とか、非常に複雑な地下にあるものことまで含めて考えないと進まないという現状に私たちぶち当たっておって、そのために今発電所構内のスポーツ振興ゾーンというエリアに説明させていただいている根拠がございますことは、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

その上で、令和10年度に広域ごみ処理施設を稼働するための予定からいきますと、やはり各市町から社会資本整備総合交付金の活用を強く求められており、それには非常に要件的に時間軸の制限がございます。

やはり都市計画決定を令和3年度に打つことが、建設課も含め、担当課、県も含めまして、それがなし得ないと交付金に行きつけないという、非常に申し訳ございませんが、ハードルがございます。そのための基本計画を、委員長様の御忠告は非常に重く受け止めますが、令和3年3月31日、もし理事会をお開きいただけるのであれば、広域ごみの予算と同時に認めさせていただいて、進めさせていただきたいというのが私たちの思いであり、願っております。

以上でございます。

○濱中委員 恐らくそこまで詳しく土地の状況を説明してもらったのは今回ではないのかなと思うんです。今の説明を納得するのか理解するのかということは別にしても、やはり市民の皆さんが、今この使おうとしている土地の状態がこうだから駄目だという、そういった説明も聞いていない上で、皆さんがこっちがいい、あっちがいいという話になってしまうんです。

だから、本当に適切な情報の提供という意味においては、そういった細かい情報の必要な部分ということはきちっと見極めて発信していただきたいと思えます。

○楠委員 個別の議論をどんどん進めていても、これ絶対前に進まないんですよ。

私たちはSEAモデルのメンバーではないので、委員長、議長との調整も必要だと思うんですけど、市長に対して質問状を出して、最終的にしっかり回答をもらわないと、言った言わない、聞いている聞いていないわの話で、そんなもん10年も20年もたっても何もできないですよ。

ですから、私たち委員会のメンバーで個別に考え方があったら、それを整理して、市長に質問を出してやってもらわないと、この土地だって人の土地なんでしょう。全部ただで貸してくれるかどうか知りませんが、スポーツの土地は無償で貸してくれると言っていたけど、ゾーニングするにしても、都市公園事業でやっても構わないんですけど、都市計画マスタープランにも何も書いてないで、都市計画というのはできるわけじゃないんですよ。公聴会も何もやんなきゃいけないし、そんな今日言ってあしたできるような話じゃないんですよ。下手すると2年、3年かかるんでしょう。説明会、公聴会、委員長も言いましたけど、住民にちゃんと説明できていないのに、いや、ちょっとごみの関係があるのでどうのこうの、そんなことしたら、ごみも何もみんなめちゃくちゃですよ。

(「今日のところは、そういうふうな(聴取不能)ちょっとはっきり言って思うよ」と呼ぶ者あり)

○三鬼政策調整課長 御意見は御もつともですが、やはり都市計画決定も多方面、県も国も相談しながら、今年1年で成し遂げたいという強い思いで、建設課も建設関係のところも非常に巡りまして相談させていただいており、そのスケジュールを基に、今回基本計画、それに関する予算を次の予算審議いただくときに……。

○南委員長 中断します。

(休憩 午後 4時59分)

(再開 午後 5時00分)

○南委員長 再開します。

○三鬼政策調整課長 すみません。そういう形で、広域ごみ処理施設建設のスケジュールに向けて、代替球場を建てさせていただくスケジュールから逆算すると、今回、令和3年3月中に予算化をお認めいただいて、令和3年4月からこの基本計画に着手させていただくということを強くお願いしたいと思ひまして、今日説明させていただいた次第でございます。

以上です。

○楠委員　法手続もたくさんあるので、これからやらなきゃいけないんでしょうけど、予算要求するにしても、実際にここのエリアで市がどれだけの公共投資をするのか、そういうのも長期的に見せないことには、20年間は中部電力が面倒を見てくれます。じゃ、20年先、片づけるのは幾らかかるんだという話になるわけですよ。

そのときに、尾鷲市という一つの行政体が縮小していくのか、拡大するのか分からないですけど、そこに投資する、あるいは除却する基金も何もなければ、大騒ぎですよ。

中部電力もここの撤去をするだけの相当な金の計算をしていると思うんですよ、実際、占有料も払っていますからね。そういうことも全部整理して、ぽんと表に出たときに、難しいんです、だけど、公共投資をやって人を増やすんです、そのものがしっかり理解してもらわないと、この事業って前に進まないでしょう。野球場だけの話じゃないんですよ。トータルで物事を考えないと。

都市計画のマスタープランにも何も書いてないのに、都市計画決定なんて簡単にできるわけないでしょう、手続上。何も要らないんだったら、都市計画決定勝手にできるんだったら、マスタープラン要らないじゃないですか。基本計画もできていないのに、いや、都市計画事業の関係で補助金もらわなきゃいけないんだって。いや、それだったら国が、えっ、どこに書いてあるんですかって必ず言いますよ。

そういうところをちょっと考えて、もう少し、これはさっきも委員長にお願いしたんですけど、私たちの基本的な考え方、個別の考え方いろいろあると思うんで、それを一回たたき台として市長のほうに出して、それで正式答えもらいましょうよ。そうじゃないと、3月の末にどうのこうの言われてもできませんよ。

○三鬼政策調整課長　先ほど都市計画決定に関する御疑念ですけど、やはり私たち、この交付金を活用するため、他の4市町から強く要望されていることを実現することが、広域ごみ処理施設を成功させる必須条件だと思っておりますので、そのために足しげく県も通わせていただいて、今おっしゃられました都市マスタープランとの関係や総合計画、いろんなどころの関係も含めて、きちっと考えていくことは必須条件だと思っております。

やはりそれも含めて、そういうところをクリアしながら、最短距離でしていく努力はさせていただきたいと思っておりますし、ただ一つ、財源等につきましては、基本計画を策定して、どのような費用がどういうところにかかるのかというところの基本的なベースをつくらないと、次の議論ができないというのも真実でございます。

ある程度中部電力様もこの土地の利用や、それに対するいわゆる中部電力さんの役割も含めて今交渉には乗っていただいている部分が多くございますので、その辺は私たちがきちっと努力して、それが後戻りしないようには必ずしなければいけないと思っています。

○楠委員 当初の考え方で、スポーツ振興ゾーンということで野球場とか駐車場とかテニスコートを造るところについては市のほうの財源で、投資は5市、2市3町でできます、できますけど、それ以外のところの、一応揚油栈橋ってありますけど、それ以外の何とかゾーンといろいろ書いてありますけど、これについては、行政投資はあり得ないということいいんですね。

○三鬼政策調整課長 あくまでも今回都市公園整備事業として都市計画決定をお願いするのは、スポーツ振興ゾーンと高台ゾーンを想定しております。それ以外のところは、基本的には民間事業者を含め、事業者の参入を第一に、それとあと、いわゆる企業進出も含めて事業を行っていただく方、そこにお客様を呼んでいただいて、いわゆる活性化につながるような集客交流に資する事業を最優先で今考えております。今のところはそういう形で進めているのが現状です。

○仲委員 今回の出されたスポーツ振興ゾーンの絵は、令和2年11月10日におわせSEAモデル構想中間報告で既に出されたものと同じなんですわ。同じなんです。突然出てきたものではないと僕は理解しています。

ただ、今回執行部が報告したいのは、野球場についての報告であったと僕は理解しておったけど、話がSEAモデルに入ってしまったもので、もしくは栈橋に入ってしまったものでぐちゃぐちゃになっていたけど、実はごみ焼却場については、今の野球場のところ立地するというのは決定しましたわね。それには新しい代替の野球場が先に造られないと、もしくは同時着工じゃないと駄目ですよって、私は一般質問しました。それは答えていただきました。

そのためには、やはり有利な補助金を使うためには、都市計画を策定して、審議会にかけると、それにはタイムリミットがあるよという説明でした。

私については、私は、このSEAモデルのあれはあくまで県と協議中でございますけど、既にごみ処理焼却場を決定した中で、野球場を突出して決められないということであれば、これは、組合設立の中で、これストップしてしまいますよ。

そういう意味も含めて、だからどうこうというんじゃないですわ。今定例会の委員会に執行部は改めて、ここの中電の跡地へどうしても造らな、ほかにないんやと、きちっとした資料出しいただいて説明いただくと。

それで、SEAモデルは分かる範囲で御説明ください。ただ、ここについてはまだまだ決まっていないから、ぐちゃぐちゃに説明するからそうなるんですよ。いかがですか。

○三鬼政策調整課長　確かに今回いろいろ争点が混在して申し訳ございませんが、今委員おっしゃられたように、私ども、今日御説明させていただいた本意は、広域ごみ処理施設、そこのいわゆる実現に向けて、時間、スケジュールがおおよそ定められており、各市町のそれが遅れると費用負担も増える。だけど、このスケジュールの中でやっていくには、いわゆる令和6年度からの解体が始まりますので、それまでに代替球場を造るための、4市町から強い要望である社会福祉整備総合交付金を活用するために、相当私たちもお話は積み重ねさせていただきました。そのタイムリミットが、私たちの想定以上に厳しいということもございまして、今日も関係者とお話ししたところなんですけど、令和3年4月から着手させていただきたいということを一いつぜひお願いしたいという思いで説明したんです。

○南委員長　ごみ焼き場を進めるのに、野球場の必要というのは、もう皆さん分かっているんですわ。だから、僕が言うておるように、尾鷲市、土地の広いところじゃないですから、野球場を造るとしたら限られてくるんですわ。僕も高村委員さんが言うたように、小原野は狭いからできません、結論的にね。やっぱり野球場と云ったらでかいですので、そういったことで……。

(発言する者あり)

○南委員長　ちょっと待ってください。

だから、今の火力の跡地でしかできないんですという、当方の僕らは第1ヤードを願っておりますよ。その理論武装をしてくださって言ったんですわ、はっきりね。市民が納得できる、僕らも納得できる。

今の話では、ちょっとばらばらですわ、もう。それは、執行部の僕は考え方は分かるけれども、僕は僕の議論があるんやんな。あんたらに反論する議論はあるんやけれども、もうあえて僕は委員長の立場ではしませんから、市民が納得でき得る理論武装をしてくださってというんですわ。納得できたらね、議員さんも、ああ、そういうことかって、市民も理解すると思う。

30日はやっぱり拙速ですわ、僕に言わすと、どうしても、はっきり言うてね。

○小川委員　ちょっと1点だけ教えてください。

今ちゃんと結論を出してこれせんと、長引くと他市町の負担金まで増えていくということなんでしょうか。

○三鬼政策調整課長　確かに今日のお話で、いろんな御意見があるのは謙虚に受け止めたいとは思いますが、私ども、今こうやって御説明させていただいている資料を整理して、きちっと御納得いただいて、ぜひ、いわゆる今定例会中にもしお時間いただけるのであれば、それも含めまして、やはりきちっと御納得いただく、全てが100%、私たち資料を出せるとはちょっと自信がないところもございますが、やはりそういうところも含めて御賛成いただいた上で、広域5市町が前へ進むために重要な案件ですので、その点もお含みおきいただいて、前へ進ませていただくには、3月中の予算化に向けた議論はぜひさせていただきたいというのが本意でございますので、それに向けて御指示いただければと思います。

(発言する者あり)

○三鬼政策調整課長　そうですね、遅れてしまえば、そういうことも考えられます。

○三鬼(和)委員　おわせSEAモデルは、もともとここのところにバイオであるとかごみ焼き場があるとかって、それらが代わって、今第1ヤードのところもそういう問題があって、商工会議所さんが考えておるのも、ここの場所へ来たことがあって、野球場の代替地を、このおわせSEAモデルがいくら遅れておってまともならないよってここに持ってきた、こういう中に入れてしまったのがそもそも大きな間違いやと思う、一緒に議論せなあかんよって。

初めから、ごみ焼きをするために野球場が一番先せんなんねということで、SEAモデルを後回しにしてでも、これを先せんなんねと言ってくれるほうが我々分かりやすかった。

SEAモデルと無理にこんなところへ絵を描きよって、こんなおかしいなあって、SEAモデルにしても、レジャーとかそんなんいつになったらできるんかという話になって、これがセットでSEAモデルじゃないかという議論にもなっていくよって、じゃ、野球場もそういったのが間に合うんだったら、そのときでええじゃないかという議論せざるを得ないんじゃないですか。津波対策も考えた、それが出てきてからでいいじゃないかという議論をせざるを得ないよって。

あくまでも、どっちが急いだのか知らないけど、先ほども議長がSEAモデルについては議会は何も相談も受けていないという話も一緒に、議員にもそういう知恵持っておるんやでさ、そういった方策についても、そこからスタートさせてほしかったと思うよ。SEAモデルも入れるって、これは絵を描いているよって確かに言うたけど、そのときから思っておったよ、こんなん変わるんかっていうふうに。

それをあまり主張されても、棧橋の話とかいっぱい、あっちこっち行ってしまうで、ごみするために、これはもう広域で5市町で約束してしまったんやんで、法的にも社会的にも、じゃ、それをするために何をせんなんかという理論武装でやられて、この際はS E Aモデルはちょっと置いといてでも、代替の野球場を4市町に担保しながらやるのはどういうことかという議論にするような資料をもう一度出し直して議論させてほしいなと思うよ。

○三鬼政策調整課長　私たちが現在早急にしなければいけないのは、S E Aモデルも私たちの大きな命題ですけど、広域ごみ処理施設に関する5市町の約束事、これを守るのも非常に大事なことですし、それ優先させていただきたいと思います。

その中で今日の御説明で御納得いただけない部分の補足も含めて、きちっと可能な範囲で準備させていただきまして、それを含めてぜひ、確かなかなか土地がないのも事実でございます。土地の地下の構造も含めて、この土地でしかなし得ないという事実はありますけど、それも御納得いただけることも含めてちょっと用意させていただいて、後日、できれば定例会中にもしお時間をいただけるのであれば、御説明をさせていただく機会は設けさせていただければというのがお願いでございます。

○奥田委員　一言いいですか。今ちょっと擁護する委員の方もいらっしゃいますけど、僕は今、委員長も言われたけど、やっぱり拙速ですよ。

あなた方が考えている、本当市民不在や。もうそれ一言に限るわ、本当に。市民に、パブリックコメントもそうじゃないですか。きちんと説明していない、まだ、説明会一回もしていないですよ、まだ。仲さんは決まった、決まったからいいんだって言うけれども、市民への説明会って一回もしていないんですよ、野球場にするって。

それで、また、その周辺事業者の方も強固に反対される方もいらっしゃる。そういうこと何も考えんとね、全然説明もしていないじゃないですか、事業者の方にも。許可申請だっていつした、全然説明していない。2月3日の日に一回来たってだけやな、今回ね。それ以外、何にもない。9日の日にも許可下りておらんって、かんかん怒っていますよ、反対している人ら。何の説明もないよ。

だから、市民不在なんですよ、あなた方は、進め方が。もっと丁寧な市民に対してきちっとした説明をするということが、僕は欠けておる、本当に。こんなんでも進めていったってうまくいくわけない、本当に、こんなもん。

だってね、遅れているから予算かかるって、もう既に1年遅れておるやないです

か。もう1年、組合ね、5市町から来てもらうておって、本当は去年の4月に事務組合ができる予定だったよ。もう既に1年遅れておるんですよ。それをもったいなから早うせなあかんって、今、小川さんも言われたけど、既に1年遅れておるんや、もう。

だったら、もうええやないですか、選挙終わってからでも、もう。6月まで待ちましょうよ、こんなもん、慌てんでも。そのほうがええと思う。

○南委員長 奥田委員さん、候補者としての意見は分かります、ある意味ではね。

○奥田委員 候補者じゃなくて、一議員として、あまりにも市民不在やわ、進め方が。

(「委員長、まとめてくださいよ、やるならやるで」と呼ぶ者あり)

○南委員長 だから、皆さんの意見が、もう一度市民を納得できる資料を作っていただいて、当然議会も納得するということが大事ですので、また、今委員会中でも、もしまとまり次第、時間があれば、その時間を取って再度議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まだ今回、予算が上がっていないものですから、そのようにぜひとも納得できる資料を作っていただくようお願いいたします。

その他のほうはないですね。まだあります。

○三鬼政策調整課長 特にございませぬ。どうぞよろしくをお願いいたします。

○南委員長 特に市長、最後はないですか、この問題について。

○加藤市長 先ほど御指摘のございましたように、できることであれば、この行政常任委員会の中にきちんと御説明に納得いただけるような資料をお持ちして、御説明させていただきたいと思っておりますので、まずはそこを、今回の行政常任委員会の期間中に御説明させていただきたいと思っております。

○南委員長 ぜひともよろしく申し上げます。

皆さんに最後に連絡があります。

明日、管内視察の予定でしたんですけれども、強い雨が降るということでございますので、月曜日の日に延期させていただきます。

すみませんでした。終わります。御苦労さんでした。

予定どおり、あとは委員会は予定どおり行います、10時から。

すみません、終わります。

(午後 5時17分 閉会)